

大学機関別認証評価

自己評価書

平成25年6月

鳴門教育大学



## 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織	8
	基準3 教員及び教育支援者	22
	基準4 学生の受入	36
	基準5 教育内容及び方法	45
	基準6 学習成果	80
	基準7 施設・設備及び学生支援	91
	基準8 教育の内部質保証システム	118
	基準9 財務基盤及び管理運営	128
	基準10 教育情報等の公表	143



## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 大学名 鳴門教育大学

(2) 所在地 徳島県鳴門市

#### (3) 学部等の構成

○学部：学校教育学部

○大学院：学校教育研究科

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）（構成大学として参加）

○附置研究所：なし

○関連施設：附属図書館、教職キャリア支援センター、長期履修学生支援センター、地域連携センター、情報基盤センター、予防教育科学センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、心身健康センター、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校

#### (4) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 455 人、大学院 622 人

教員数：151 人

### 2 特徴

本学は、人間性豊かで実践的指導力のある優れた教員を養成するため、主に現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育及び中学校の教員養成を目的とする学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として、昭和 56 年 10 月 1 日に開学した「新構想」の教員養成大学である。

本学では、開学以来、設立の理念・目的にそって大学運営がなされてきたが、平成 16 年度の法人化以降、学長のリーダーシップのもと、主要な 4 つの方針を立て、改革に重点的に取り組んできている。

第 1 の方針は、教育の質保証をより確かなものにするために、カリキュラムの検証と改善を不断に行うことである。これに対しては、学生に修得を求める「教員としての資質能力」をディプロマ・ポリシーとして具体的に定め、それを達成するために、学士課程及び修士課程を通して教員養成コア・カリキュラムを策定し導入している。学士課程のカリキュラムは、教育実践力を育成する目的から、コア領域に「教育実践学」を置き、それと教養基礎科目、教職共通科目、教科専門科目との構造化を

図っている。修士課程のカリキュラムでは、コア科目として、①現代の教育課題に応えうる教育実践を構想し、展開するための知識と観点の形成をはかる「広領域コア科目」と、②学校現場と連携し教育課題に対し実践を通して解決の道筋を示していく「教育実践フィールド研究」の 2 領域から成る応用実践科目を設定し、それと教職共通科目、専門科目、課題研究とを結びつけ構造化している。また、平成 20 年 4 月に設置された専門職学位課程においては、学校や地域で問題解決力や指導力を発揮できる教員と、実践的対応力に優れた新人教員を養成するため、学校現場や教育委員会のニーズを踏まえ、キャリアに応じて学校教育の諸課題について総合的・横断的に学べるようにカリキュラムを編成している。

第 2 の方針は、学校現場の課題に応じた先端的教育実践研究を推進することである。これに対しては、予防教育科学センターと附属小・中学校及び鳴門市・徳島市の小・中学校が連携して、不適応や不健康的問題への対応など予防教育に関する実践的研究を進め、その成果を踏まえた教育実践を展開している。また、小学校英語教育センターでは、出張型研修、集合型研修及びシンポジウムを開催し、小学校外国語活動の支援を行っている。

第 3 の方針は、学生のニーズにそった体系的かつきめ細かな就職指導を推進することである。これに対しては、PDCA サイクルによる計画的・体系的な就職支援事業を実施した結果、学部卒業生の教員就職率が、平成 22 年 3 月卒業生 78.3%，平成 23 年 77.9%，平成 24 年 80.0%となり、「国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）」44 大学中第 1 位を 3 年連続で獲得することができた。

第 4 の方針は、社会のニーズを踏まえた学生の学修支援と教育環境を整備することである。これに対しては、まず、本学独自の経済的支援の拡大策を打ち出している。具体的には、平成 20 年度から、大学院修学休業制度による現職教員に対して授業料免除を実施するとともに、平成 23 年度から、従来の授業料免除における免除枠を廃止し、基準を満たした者全員に対して基準相当の免除を行っている。また、環境負荷を低減した学修環境を構築するため、明確な環境方針・目標に従った行動計画を学生・教員・事務職員等が一体となって実施した結果、「エコアクション 21」の認証・登録を、平成 23 年度に鳴門サイトで、平成 24 年度に徳島サイトで受けることができた。

## II 目的

本学は、昭和46年6月「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（中央教育審議会）の答申及び昭和49年5月「教員のための新しい大学・大学院構想」（新構想の教員養成大学等に関する調査会）の報告を基に設立された新しい教員養成大学である。本学の目的は、学則第1条において、「本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

学部の目的は、学則第29条において「学校教育学部（以下「学部」という。）は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。」と定めている。

大学院の目的は、学則第57条において「本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。」と定めている。

### 1 大学の基本的な目標

鳴門教育大学は、「教育は国の基である」という理念のもとに、教員養成大学として時代の要請に応えるべく、高度な教職の専門性と教育実践力、かつ豊かな人間愛を備えた高度専門職業人としての教員の養成を最大の目標とする。

併せて、学校教育に関する先端的実践研究を推進し、我が国の教員養成における先導的な役割を果たすため、以下の目標を掲げ、重点的に取り組む。

#### 〔教育〕

○カリキュラム・ポリシーに基づいて「教員養成コア・カリキュラム」をはじめとする教育内容を検証し、更に充実させ、今日的課題に対応しうる「教育実践力」を備えた教員を養成する。

○厳正な成績評価の実施及び教育方法の改善を通して、学位及び教育の質を保証する。

#### 〔研究〕

○学校教育に関する先端的実践研究を推進するとともに、新規分野である「予防教育科学」の拠点を形成し、その成果を広く学校現場や社会へ還元する。

#### 〔社会貢献・国際貢献〕

○小学校英語教育センターにおいて蓄積している事業実績や教育研究の成果を小学校における「外国語活動」に活かし、今後も引き続き積極的かつ計画的に教育支援を行う。

○JICA等と連携した大学教員の海外派遣、諸外国からの研究者・教員・留学生の受入れを積極的に促進し、開発途上国への教育支援をなお一層充実させる。

### 2 教育理念・目標

本学の目標は、「21世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努めるとともに、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深め教育実践力を身につけることによって、専門職としての教員を育成することを目指す。」と定めている。

(学部・研究科等との目標)

(1) 【学部】

学部の目標は、「教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。」と定めている。

〔具体的目標〕

- ① 豊かな教養を身につけ、人間としての成長を図るとともに、個性を伸ばし、得意分野の学識と教職に関する専門的見識をもち、教員として熱意をもって教育できるようにする。
- ② 地域の特色や文化を尊重するとともに、科学技術の進展、国際化の拡大、環境問題等に関心をもち、グローバルな視野に立てて教育実践ができるようにする。
- ③ 子どもの問題行動に適切に対処し心の教育を徹底するとともに、一人一人の子どもの個性を大切にし、分かる授業を通して学びがいのある学級や学校をつくることができるようとする。
- ④ 情報通信技術の活用能力やコミュニケーション能力を実際の教育活動に生かすとともに、物作りの技術、サバイバルなど人間として生きる力を身につけるようにする。

(2) 【大学院】

大学院の目標は、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する。」と定めている。

〔具体的目標〕

- ① 教育実践の経験の中から得た教育課題に基づき、自ら探究しようとする専門性を自覚し、最近の研究成果を取り入れながら理論化を図るようにする。あわせて、問題解決のための方法を習得して学校教育の改善や創造に貢献できるようにする。
- ② 学校教育の基本は子どもの個性を尊重し、その「よさ」を伸長させ価値ある人間として育成することにあるが、現代社会の物質主義的傾向や人間関係の希薄化等様々な要因により、子どもが心的疎外を被る場合が多くなっている。こうした教育病理といわれる現象を解明し、克服するための“臨床の知”を深め、教育問題に取り組むことができるようとする。
- ③ 学校教育において現代の諸課題を取り上げる場合、単一科学の理論や方法をもっては解決できないことが多い。むしろ、知を再構築し新たな“総合の知”をもってその解明と解決に当たる必要が生じている。このことから、研究に当たっては他領域との関連に留意し広い視野から総合的にアプローチできるようとする。
- ④ 教育に関する研究は教育現象を客観的に解明することにとどまることなく、教育課題の解決に導いたり、子どもの人格形成を支援したりするための理論と方法を確立することが求められている。このことから、教育理論と実践の一体化を図る必要がある。例えば、各教科のコースでは教科の専門的内容の研究と教科教育が並存しているが、むしろこれらの関係を一層密接にするとともに、教育実践を通して子どもが学習していく過程を明らかにし、検証することができるようとする。すなわち、教科内容の研究、教材の選択、学習指導計画の立案、授業による子どもの変容と学習内容の習得という一連の事象の有機的関連と展開を対象とした教育実践研究を行い、授業に関する高度な実践論を構想できるようとする。

### III 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1－1－①： 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

##### 【観点に係る状況】

本学は新しい教員養成大学として昭和 56 年 10 月に開学した。創設の趣旨（資料 1－1－①－1）を踏まえ、大学の目的は、学則第 1 条に「学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与すること」（資料 1－1－①－2）と規定している。

本学の学部の目的は、学則第 29 条（資料 1－1－①－3）に、「学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成すること」と定めている。この目的を達成するため、平成 12 年 11 月に「学部の目標」（資料 1－1－①－4）を定め、「教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う」と明記している。

本学の目的を踏まえた第 2 期中期目標・中期計画（別添資料 1－1－①－5、6）については、本学ウェブページ（資料 1－1－①－7）に掲載し、学内外に公開している。

##### 資料 1－1－①－1 創設の趣旨・目的

##### 創設の趣旨・目的

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和 56 年 10 月 1 日に創設された新しい構想の国立大学であり、以後社会の要請に応えるべく教育研究の充実に取り組んできた。

平成 20 年度から、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員像を明確にし、専門性と実践力を備えた力量のある教員を養成することとし、新たに専門職学位課程（高度学校教育実践専攻）を教職大学院として設置した。

大学院学校教育研究科「修士課程」において、教科・領域等における専門性を培い、優れた教育実践を展開できる能力を、「専門職学位課程」では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を培い、学校や地域で指導力を発揮できる力量を、それぞれ有する初等中等教育教員を養成することを目的としている。

また、「学校教育学部」においては、幼児・児童・生徒の成長と発達に関する総合的な理解にたち全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的としている。

（出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/002.html>）

## 資料 1－1－①－2 大学の目的

(目的)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）を設置する。

2 本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則 第1条)

## 資料 1－1－①－3 学部の目的

(目的)

第29条 学校教育学部（以下「学部」という。）は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則 第29条)

## 資料 1－1－①－4 学部の目標

**学部の目標****目標**

教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。

**具体的目標**

1. 豊かな教養を身につけ、人間としての成長を図るとともに、個性を伸ばし、得意分野の学識と教職に関する専門的見識をもち、教員として熱意をもって教育できるようとする。
2. 地域の特色や文化を尊重するとともに、科学技術の進展、国際化の拡大、環境問題等に関心をもち、グローバルな視野に立って教育実践ができるようとする。
3. 子どもの問題行動に適切に対処し心の教育を徹底するとともに、一人一人の子どもの個性を大切にし、分かる授業を通して学びがいのある学級や学校をつくることができるようとする。
4. 情報通信技術の活用能力やコミュニケーション能力を実際の教育活動に生かすとともに、物作りの技術、サバイバルなど人間として生きる力を身につけるようにする。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/schools/01/002.html>)

## 別添資料 1－1－①－5 国立大学法人鳴門教育大学第2期中期目標

## 別添資料 1－1－①－6 国立大学法人鳴門教育大学第2期中期計画

資料 1－1－①－7 第2期中期目標及び中期計画

**国立大学法人鳴門教育大学中期目標**

国立大学法人鳴門教育大学中期目標を公表しています。

[【PDF】国立大学法人鳴門教育大学第2期中期目標 pdf\(117KBytes\)](#)

[【PDF】国立大学法人鳴門教育大学中期目標 pdf \(23.4KBytes\)](#)

**国立大学法人鳴門教育大学中期計画**

国立大学法人鳴門教育大学中期計画を公表しています。

[【PDF】国立大学法人鳴門教育大学第2期中期計画 pdf\(243KBytes\)](#)

[【PDF】国立大学法人鳴門教育大学中期計画 pdf \(85.1KBytes\)](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/002001.html>)

URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/002002.html>)

**【分析結果とその根拠理由】**

大学の目的は、学則第1条において明確に定められている。大学の目的を踏まえ、学部の目的は、学則第29条に定められている。学則第1条及び第29条に合致する形で学部の目標が定められ、ウェブページにて公開されている。また、大学の目的は、平成22年度からの第2期中期目標・中期計画において、具体的な目標・計画として定められ、ウェブページにて公開されている。

したがって、本学の目的及び学部の目的・目標は、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているといえる。

**観点 1－1－②：** 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

**【観点に係る状況】**

本学の大学院の目的は、学則第57条（資料1－1－②－1）に、「広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進すること」と定められている。この目的を達成するため、平成12年11月に定めた「大学院の目標」（資料1－1－②－2）では、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する」と明記している。

資料 1－1－②－1 大学院の目的

（目的）

第57条 本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則 第57条）

## 資料 1-1-②-2 大学院の目標

**大学院の目標****目標**

教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する。

**具体的目標**

1. 教育実践の経験の中から得た教育課題に基づき、自ら探究しようとする専門性を自覚し、最近の研究成果を取り入れながら理論化を図るようにする。あわせて、問題解決のための方法を習得して学校教育の改善や創造に貢献できるようにする。
2. 学校教育の基本は子どもの個性を尊重し、その「よさ」を伸長させ価値ある人間として育成することにあるが、現代社会の物質主義的傾向や人間関係の希薄化等様々な要因により、子どもが心的疎外を被る場合が多くなっている。こうした教育病理といわれる現象を解明し、克服するための“臨床の知”を深め、教育問題に取り組むことができるようにする。
3. 学校教育において現代の諸課題を取り上げる場合、単一科学の理論や方法をもっては解決できないことが多い。むしろ、知を再構築し新たな“総合の知”をもってその解明と解決に当たる必要が生じている。このことから、研究に当たっては他領域との関連に留意し広い視野から総合的にアプローチできるようとする。
4. 教育に関する研究は教育現象を客観的に解明することにとどまることなく、教育課題の解決に導いたり、子どもの人格形成を支援したりするための理論と方法を確立することが求められている。このことから、教育理論と実践の一体化を図る必要がある。例えば、各教科のコースでは教科の専門的内容の研究と教科教育が並存しているが、むしろこれらの関係を一層密接にするとともに、教育実践を通して子どもが学習していく過程を明らかにし、検証することができるようになる。すなわち、教科内容の研究、教材の選択、学習指導計画の立案、授業による子どもの変容と学習内容の習得という一連の事象の有機的関連と展開を対象とした教育実践研究を行い授業に関する高度な実践論を構想できるようにする。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/schools/02/002.html>)

**【分析結果とその根拠理由】**

大学の目的を踏まえ、大学院の目的は、学則第 57 条に明確に定められている。学則第 1 条及び第 57 条に合致する形で大学院の目標が定められ、ウェブページにて公開されている。

したがって、大学院の目的・目標は、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているといえる。

**(2) 優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

- ・学則において大学の目的、学部・大学院の目的を明確に定めるとともに、これに基づく具体的な学部・大学院の目標を定め、広く周知している。

**【改善を要する点】**

- ・特になし

## 基準 2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点に係る状況】

学部の構成は、学則第 29 条で示した「学部の目的」に基づき、初等教育教員及び中学校教員を養成するため、4 専修を置き、その下に特定の分野についての専門性を高めるため、初等中等教育に関わる 21 コースを置いている（資料 2-1-①-1）。

#### 資料 2-1-①-1 学部構成

第 10 条 学校教育学部に、教育組織として次の専修及び専修にコース（幼児教育専修及び特別支援教育専修を除く。）を置く。

専修	コース
幼児教育専修	学校教育実践コース 国語科教育コース 英語科教育コース 社会科教育コース 算数科教育コース
小学校教育専修	理科教育コース 音楽科教育コース 図画工作科教育コース 体育科教育コース 技術科教育コース 家庭科教育コース
中学校教育専修	国語科教育コース 英語科教育コース 社会科教育コース 数学科教育コース 理科教育コース 音楽科教育コース 美術科教育コース 保健体育科教育コース 技術科教育コース 家庭科教育コース
特別支援教育専修	

（出典 鳴門教育大学教育研究組織規則 第 10 条）

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部の構成は、学則第 29 条に基づき、初等教育教員及び中学校教員を養成する上で必要な専修・コースを備えている。

したがって、本学学部の構成は、学士課程における教育研究を達成する上で適切なものとなっているといえる。

**観点2－1－②：教養教育の体制が適切に整備されているか。**

【観点に係る状況】

教養教育の体制としては、学部教務委員会を責任組織として定め、教養教育の根幹となる「教養基礎科目」を開設している。現在、教養基礎科目は、教員養成大学における科目であることを踏まえ、人間・社会・自然に関する総合的認識と諸課題の理解を深めるための「現代社会の諸問題」と、心身の健康及び教員に必要な基礎的・基本的なコミュニケーション能力を培うための「身体運動・表現コミュニケーション」の2領域を柱として定め、その下に6分野36科目を設け、学生が修めるべき教養の内容を保証している（別添資料2－1－②－1）。

教養基礎科目の実施方法は、学部教務委員会の審議によって定めている（資料2－1－②－2）。学部教務委員会では、毎月1回の定例会議を開催し、審議結果等は、各委員を通じて教員すべてに周知している（別添資料2－1－②－3）。さらに、学部教務委員会の下に「学生による授業評価専門部会」を設置し、授業の点検と改善のため、学生による授業評価を実施している。学生による授業評価を制度化し、学生の学修状況、授業の改善点などを教員側で把握し、より質の高い教養教育の在り方を恒常に検討している（別添資料2－1－②－4）。

別添資料2－1－②－1 鳴門教育大学学校教育学部履修規程 別表第2、別表第4（第3条、第5条関係）

資料2－1－②－2 教養基礎科目の実施

（審議事項）

- 第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
  - (2) 学生の身分（賞罰を除く。）に関する事項
  - (3) 卒業の認定に関する事項
  - (4) その他教務に関する事項

（出典 鳴門教育大学学校教育学部教務委員会規程 第5条）

別添資料2－1－②－3 平成23年度学部教務委員会議事要録（抜粋）

別添資料2－1－②－4 平成23年度学生による授業評価実施報告書 P5, P17～56

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、学部教務委員会を責任組織として定め、教員養成大学における「教養基礎科目」として内容を構成している。その実施方法については、学部教務委員会とその下に設置される「学生による授業評価専門部会」により、教養基礎科目の実施と点検が連動して行われる仕組みが制度化されている。

したがって、本学の教養教育の体制は、教員養成大学の教養教育として適切に整備されているといえる。

**観点2－1－③：** 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学院学校教育研究科の構成は、学則第57条で示した「大学院の目的」に基づき、修士課程に3専攻を置き、その下に学校教育に関する特定の分野についての専門性を高めるため、15のコースを置いている（資料2－1－③－1）。

専門職学位課程については、1専攻を置き、幅広い教職キャリアに対応した教職実践力を育成するため、2つのコースを置いている。

なお、専門職学位課程については、これまで、1専攻、4コースであったものを、より幅広い教員層を対象として、かつ教職の各キャリア層に求められる専門性を深化させることをねらいとして、平成25年度から現行の1専攻、2コースに改編した。

**資料2－1－③－1 研究科構成**

第5条 大学院学校教育研究科に、教育組織として次の専攻及び専攻にコース（特別支援教育専攻を除く。）を置く。

専 攻	コ ー ス
人間教育専攻	人間形成コース
	幼年発達支援コース
	現代教育課題総合コース
	臨床心理士養成コース
特別支援教育専攻	
教科・領域教育専攻	言語系コース（国語）
	言語系コース（英語）
	社会系コース
	自然系コース（数学）
	自然系コース（理科）
	芸術系コース（音楽）
	芸術系コース（美術）
	生活・健康系コース（保健体育）
	生活・健康系コース（技術・工業・情報）
	生活・健康系コース（家庭）
高度学校教育実践専攻	国際教育コース
	教職実践力高度化コース
	教員養成特別コース

（出典 鳴門教育大学教育研究組織規則 第5条）

【分析結果とその根拠理由】

研究科及びその課程・専攻・コースは、学則第57条に基づき、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を養い、教育専門職としての高度な専門的能力・資質の向上を図るために構成されている。

したがって、本学大学院の課程・専攻・コースの構成は、その教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

**観点2－1－④：** 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

**観点2－1－⑤：** 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点に係る状況】

本学は、2附属施設及び8センターを組織的に設置している（別添資料2－1－⑤－1）。このうち、教育活動を直接担う附属施設、センターは、「附属学校」と「教職キャリア支援センター」、「予防教育科学センター」、「小学校英語教育センター」、「教員教育国際協力センター」である。

「附属学校」は、教育の理論や実践に関する科学的研究を行うとともに、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的として、附属学校部に「附属幼稚園」、「附属小学校」、「附属中学校」及び「附属特別支援学校」を設置している（資料2－1－⑤－2）。

「教職キャリア支援センター」は「実地教育分野」と「実技能力支援分野」から構成される（資料2－1－⑤－3）。このうち「実地教育分野」が、学生の教育実習を円滑に運営・展開するため、学部における科目「附属校園観察実習」、「主免教育実習」、「主免教育実習事前事後指導」等のシラバスの編成と実践を担当している（資料2－1－⑤－4）。「実技能力支援分野」は、特に音楽科に関する指導能力を向上させるため、学部の関連授業と連携を図りながら、学生（大学院生も含む）のニーズに応じて弾き歌いに関する学習支援を担当している（別添資料2－1－⑤－5）。

「予防教育科学センター」は、いじめや暴力等に予防的に対処するプログラムの開発・研修を行う「学校適応分野」と、健康問題に予防的に対処するプログラムの開発・研修を行う「心身健康分野」から構成される（資料2－1－⑤－6）。両分野の機能を踏まえ、学部の科目「予防教育科学と学校教育」（別添資料2－1－⑤－7）と、大学院（修士課程）の科目「予防教育科学」（別添資料2－1－⑤－8）を開設し、シラバスの編成と実践を担当している。

「小学校英語教育センター」は、指導法の研究・教材開発、カリキュラムに関する研究推進等を業務とする「カリキュラム開発分野」と、現職教員の研修プログラムの実施、相談窓口等を業務とする「研修・支援プログラム開発分野」から構成される（資料2－1－⑤－9）。このうち「カリキュラム開発分野」が、教育活動に直接関わり、学部の科目「小学校英語教育論」（別添資料2－1－⑤－10）と、大学院（修士課程）の科目「小学校英語教育演習」（別添資料2－1－⑤－11）を開設し、シラバスの編成と実践を担当している。

「教員教育国際協力センター」は、本学の国際的教育活動、特に国際教育協力活動を担うセンターとして、理数科教育協力事業に関する研究開発を行う「理数科教育協力研究分野」、ICT教育協力事業に関する研究開発を行う「ICT教育協力研究分野」、国際教育協力現場で活躍できる専門家の育成、国際教育カリキュラムの開発研究を行う「国際教育開発研究分野」から構成される（資料2－1－⑤－12）。さらに、これらの分野における研究開発の成果を踏まえ、平成24年度から実施している大学院（修士課程）国際教育コースの科目「国際教育協力特論Ⅰ・Ⅱ」、「国際教育総合セミナーⅠ・Ⅱ」等の開設や、シラバスの編成と実践等を支援している（資料2－1－⑤－13）。

別添資料 2－1－⑤－1 運営・教育研究組織

資料 2－1－⑤－2 附属学校について

| 附属学校部

附属学校部は、附属学校における教育・研究及び管理運営に関する校務を総括し、本学と附属学校との連絡調整に当たることを目的に設置しています。附属学校部には、学長の命を受け、附属学校の運営に関する部務を掌理する附属学校部長を置いています。

| 附属学校

附属学校は、大学と一緒に、教育の理論や実践に関する科学的研究を行うとともに、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的に、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校を設置しています。

併せて、附属学校においては、幼児の心身の発達を助長する保育、児童、生徒の心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうちの基礎的な教育、及び小学校における教育の基礎の上に義務教育として行われる普通教育、並びに知的障害や自閉症の児童・生徒に対する小学校、中学校、高等学校に準ずる教育及び自立を図るために必要な知識技能を習得させる実習等を実施しています。

附属学校は、大学のある鳴門市の高島キャンパスから20キロほど離れた徳島市内に位置しています。

(出典 本学ウェブページ URL <http://www.naruto-u.ac.jp/schools/06/001.html>)

資料 2－1－⑤－3 教職キャリア支援センター

教職キャリア支援センターは、実地教育分野、実技能力支援分野から成り、以下のような業務を行う。

分 野	主 な 業 務 内 容
実地教育分野	(1) 実地教育に関する研究並びに実地教育及び介護等体験の実地に関すること (2) 実地教育及び介護等体験において学生が抱える問題を解決するための指導助言等に関すること (3) その他実地教育及び介護等体験の円滑な履修に必要な措置に関すること
実技能力支援分野	(1) 音楽教育、美術教育、保健体育教育に関する実際的・技術的能力、実技指導能力等の教育支援に関すること

(出典 平成 24 年度大学概要 P16)

## 資料2－1－⑤－4 実習科目

第4表 実地教育計画表

授業科目	単位数	実施学年	受講対象	主な実施場所
ふれあい実習	1	1	全専修必修	協力校(幼稚園) 附属学校園
附属校園観察実習		3	全専修必修	附属学校園
主免教育実習	4	3	全専修必修	協力校 附属学校園
主免教育実習事前事後指導	1	3	全専修必修	大學
副免教育実習	2	4	小学校・中学校 教育専修必修 (ただし、特別 支援免取得希望 者は除く。)	附属学校園
特別支援教育観察実習	1	4	特別支援教育 専修必修	大學 附属特別支援学校
特別支援教育実習	3	4	特別支援教育 専修必修 (特別支援免取 得希望者必修)	附属特別支援学校
教員インターンシップ	2	4	選択	協力校

(出典 平成25年度学部履修の手引 P47)

## 別添資料2－1－⑤－5 教職キャリア支援センター支援活動

資料 2-1-⑤-6 予防教育科学センター活動概要

(分野)

第3条 センターに、次に掲げる分野を置く。

(1) 学校適応分野

(2) 心身健康分野

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) いじめ、不登校、校内暴力、非行等の学校における現代的課題に予防的に対処するプログラムの開発に関すること。

(2) 教員研修に関すること。

(3) 生活習慣病予防、うつ病予防、ストレス予防、食行動改善等の健康問題に予防的に対処するプログラムの開発に関すること。

(4) プログラム実践及び改善と普及に関すること。

(5) プログラム実施者の育成に関すること。

(出典 鳴門教育大学予防教育科学センター規則 第3条、第4条)

別添資料 2-1-⑤-7 シラバス（予防教育科学と学校教育）

別添資料 2-1-⑤-8 シラバス（予防教育科学）

資料 2-1-⑤-9 小学校英語教育センター概要

小学校英語教育センターは、カリキュラム開発分野、研修・支援プログラム開発分野から構成され、各分野を中心に関連コースとの連携をはかりながら大学全体及び学外に対して以下のような業務を行う。

<カリキュラム開発分野>

- (1) 小学校英語教育指導法に関する研究及び教材開発
- (2) 小学校英語教育カリキュラムに関する研究推進
- (3) 小学校英語教育研究会の開催

<研修・支援プログラム開発分野>

- (1) 外国語活動担当教員研修プログラムの実施
- (2) 外国語活動に関する web や電話等による相談窓口の開設
- (3) 附属学校の授業支援
- (4) 遠隔教育：e-learning のコンテンツ作成及び公開

(出典 平成 24 年度大学概要 P19)

別添資料 2-1-⑤-10 シラバス（小学校英語教育論）

別添資料 2-1-⑤-11 シラバス（小学校英語教育演習）

資料2－1－⑤－12 教員教育国際協力センター概要

教員教育国際協力センターは、理数科教育協力研究分野、ICT教育協力研究分野及び国際教育開発研究分野からなり、主として次のような業務を行う。

- (1) 理数科教育に関する協力事業についての研究・開発並びにその成果の共有・発信
- (2) ICT教育に関する協力事業についての研究・開発並びにその成果の共有・発信
- (3) 国際教育協力経験の社会への還元及び国際教育プログラムの開発研究

(出典 平成24年度大学概要 P20)

資料2－1－⑤－13 教員教育国際協力センター大学院学校教育研究科（修士課程）授業科目

国際教育コース	国際教育人間論		2
	国際教育演習Ⅰ		
	国際教育演習Ⅱ		
	教育研究・調査		
	国際教育協力特論Ⅰ		
	国際教育協力特論Ⅱ		
	国際教育協力研究		
	実践英語研究		
	外国語運用能力強化演習Ⅰ		
	外国語運用能力強化演習Ⅱ		
国際教育コース	国際教育協力演習		2
	国際理解教育特論Ⅰ		
	国際理解教育特論Ⅱ		
	国際理解教育演習		
	国際教育総合セミナーⅠ		
	国際教育総合セミナーⅡ		

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程 別表第6(第5条関係))

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育実習の企画・運営と学生の実習における実践的指導力の向上及び音楽科の実技指導能力の向上に資するため、教職キャリア支援センターが学部の実地教育科目の担当とグレード制に基づく実技技能支援を行っている。また、学校教育を中心とする社会のニーズに積極的に応える先導的・先端的実践研究及び教育を担う組織として、予防教育科学センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センターがあり、学部・大学院における関連科目を担当している。

したがって、本学の附属施設、センターは、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

観点2－2－①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法に規定する教育研究評議会、学校教育法に規定する教授会を設置し、各規則を定めている。教育研究評議会は、規則第2条に定める構成員によって組織され、毎月1回開催されている（資料2－2－①－1）。教育研究評議会では、大学としての教育活動の基本的な方針等について審議している（別添資料2－2－①－2）。教授会の構成員は、平成24年度から、従来の学長、副学長、本学専任の教授に加えて、准教授、講師及び助教に広げる形に変更して、拡大教授会として再編し（資料2－2－①－3）、毎月1回の定例会議に加え、必要に応じ臨時に開催している。こうした改編により、全教員が教育活動に係る重要事項の審議を行っている（別添資料2－2－①－4）。教育研究評議会及び教授会の議事内容はいずれも、全教職員に向け、学内ポータルサイト上に公開している（資料2－2－①－5、6）。

また、本学では、教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として学部教務委員会及び大学院教務委員会を設置し、毎月1回の定例会議に加え、必要に応じて臨時会議を開催している。それぞれの組織及び審議事項は、学部・大学院教務委員会規程第2条及び第5条に定めるとおりである（資料2－2－①－7、8）。さらに、現在、学部及び大学院教務委員会の下に7つの専門部会を置き、教務関連の専門事項を集中的に検討している（資料2－2－①－9、10）。なかでも鳴門教育大学授業実践研究誌編集専門部会は、学部・大学院教務委員会共同で設置され、大学教員の授業実践を研究の対象とし、学問的に考察する学術誌の編集を担い、本学カリキュラムの改善と教員の授業実践力の向上に寄与している（別添資料2－2－①－11）。

## 資料2－2－①－1 教育研究評議会の審議事項

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第9条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 教育部長
- (5) 附属学校部長
- (6) 学長が指名する職員 6人

## (任期)

第3条 前条第6号に規定する評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審議事項)

第4条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に関するもの
- (3) 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則 第1～4条）

## 別添資料2－2－①－2 教育研究評議会議事一覧

## 資料2－2－①－3 教授会の組織

## (組織)

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 本学専任の教授、准教授、講師及び助教

（出典 鳴門教育大学教授会規則 第2条）

## 別添資料 2-2-①-4 教授会議事一覧

## 資料 2-2-①-5 教育研究評議会議事内容

鳴門教育大学ポータルサイト > 経営協議会等議事要録 > 平成24年度教育研究評議会議事要録  
平成24年度教育研究評議会議事要録

新規	アップロード	操作	種類	名前	更新日時
				第10回教育研究評議会議事要録・資料	2013/01/15 12:28
				第11回教育研究評議会議事要録・資料	2013/02/20 11:36
				第12回教育研究評議会議事要録・資料	2013/03/22 8:46
				第1回教育研究評議会議事要録・資料	2012/05/08 16:31
				第2回教育研究評議会議事要録・資料	2012/05/14 15:15
				第3回教育研究評議会議事要録・資料	2012/06/21 8:54
				第4回教育研究評議会議事要録・資料	2012/07/20 8:51
				第5回教育研究評議会議事要録・資料	2012/09/19 13:52
				第6回教育研究評議会議事要録・資料	2012/10/18 13:06
				第7回教育研究評議会(臨時)議事要録・資料	2012/10/22 8:30
				第8回教育研究評議会議事要録・資料	2012/11/20 19:34
				第9回教育研究評議会議事要録・資料	2012/12/20 8:44

(出典 本学ウェブページ ※本学職員のみ閲覧可能)

## 資料 2-2-①-6 教授会議事内容

鳴門教育大学ポータルサイト > 経営協議会等議事要録 > 平成24年度教授会議事要録

新規	アップロード	操作	種類	名前	更新日時↓
				第17回教授会(臨時)議事要録	2013/03/13 14:01
				第16回教授会(臨時)議事要録	2013/03/12 8:47
				第15回教授会議事要録	2013/03/06 9:24
				第14回教授会(臨時)議事要録	2013/02/15 12:24
				第13回教授会(臨時)議事要録	2013/02/14 10:54
				第12回教授会議事要録	2013/02/05 14:37
				第11回教授会(臨時)議事要録	2013/01/24 11:27
				第10回教授会議事要録	2013/01/08 12:49
				第9回教授会(臨時)議事要録	2012/12/17 16:55
				第8回教授会議事要録	2012/12/04 14:08
				第7回教授会議事要録	2012/11/01 11:22
				第6回教授会議事要録	2012/10/02 11:24
				第5回教授会(臨時)議事要録	2012/09/27 15:40
				第4回教授会議事要録	2012/07/31 16:17
				第1回教授会議事要録	2012/07/06 14:08
				第2回教授会議事要録	2012/07/06 14:07
				第3回教授会議事要録	2012/07/06 12:00

(出典 本学ウェブページ ※本学職員のみ閲覧可能)

資料2－2－①－7 学部教務委員会の組織と審議事項  
(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 人間形成コース及び臨床心理士養成コースを担当する教員のうちから1人並びに学校教育実践コース、幼年発達支援コース及び特別支援教育専攻を担当する教員各1人
- (3) 言語系コース(国語)、言語系コース(英語)及び社会系コースを担当する教員各1人
- (4) 自然系コース(数学)、自然系コース(理科)、生活・健康系コース(技術・工業・情報)及び生活・健康系コース(家庭)を担当する教員各1人
- (5) 芸術系コース(音楽)、芸術系コース(美術)及び生活・健康系コース(保健体育)を担当する教員各1人
- (6) 教職キャリア支援センター所長
- (7) 教職キャリア支援センターに兼務を命じられた実地教育分野担当の教員のうちから1人
- (8) 教務課長
- (9) その他学長が指名する者

2 前項の委員の選出に当たって、教授の数は次のとおりとする。

- (1) 第2号委員 1人以上
- (2) 第3号委員 1人以上
- (3) 第4号委員 2人以上
- (4) 第5号委員 1人以上

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
- (2) 学生の身分(賞罰を除く。)に関する事項
- (3) 卒業の認定に関する事項
- (4) その他教務に関する事項

(出典 鳴門教育大学学校教育学部教務委員会規程 第2条、第5条)

## 資料2-2-①-8 大学院教務委員会の組織と審議事項

## (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 研究科長が指名する副学長
- (2) 人間形成コース、幼年発達支援コース、臨床心理士養成コース、特別支援教育専攻、教職実践力高度化コース及び教員養成特別コースを担当する教員各1人
- (3) 現代教育課題総合コース、言語系コース（国語）、言語系コース（英語）及び社会系コースを担当する教員各1人
- (4) 自然系コース（数学）、自然系コース（理科）、生活・健康系コース（技術・工業・情報）、生活・健康系コース（家庭）及び国際教育コースを担当する教員各1人
- (5) 芸術系コース（音楽）及び芸術系コース（美術）及び生活・健康系コース（保健体育）を担当する教員各1人
- (6) 教務課長
- (7) その他研究科長が指名する者

2 前項の委員の選出に当たって、教授の数は次のとおりとする。

- (1) 第2号委員 3人以上
- (2) 第3号委員 2人以上
- (3) 第4号委員 2人以上
- (4) 第5号委員 1人以上

## (審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
- (2) 学生の身分（賞罰を除く。）に関する事項
- (3) 課程修了の認定に関する事項
- (4) その他教務に関する事項

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教務委員会規程 第2条、第5条)

## 資料2-2-①-9 教務関係専門部会

委員会名	名 称
学校教育学部教務委員会	実地教育専門部会
	大学授業等体験活動専門部会
	学生による授業評価専門部会
	学部教職課程認定検討専門部会
	教職実践演習実行委員会
大学院学校教育研究科教務委員会	大学院生による授業評価専門部会
学校教育学部教務委員会及び大学院学校教育研究科教務委員会	鳴門教育大学授業実践研究誌編集専門部会

(出典 教務課資料)

**資料2－2－①－10 実地教育専門部会の審議事項**

(審議事項等)

第6 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実地教育の企画、立案に関する事項
- (2) 実地教育の評価の基本に関する事項
- (3) 実地教育の内容、実施方法及び運営についての改善に関する事項
- (4) 実地教育の実施について、関係機関等との連絡調整に関する事項
- (5) その他実施について、部会長が必要と認める事項

2 専門部会は、実地教育に関するカリキュラム開発及び教育実習の評価を行うものとする。

(出典 鳴門教育大学学校教育学部教務委員会実地教育専門部会要項 第6)

**別添資料2－2－①－11 鳴門教育大学授業実践研究一学部・大学院の授業改善をめざして－**

**【分析結果とその根拠理由】**

教授会、教育研究評議会、教務委員会等は、規則等に定める構成員によって組織され、毎月1回の定例会議及び臨時会議を開催し、教育課程の編成や学生の修学支援に関する重要事項や具体的な案件を審議している。その結果は、全教職員に学内ポータルサイト等を通して報告されている。

したがって、本学では教授会、教育研究評議会、教務委員会等が適切に構成されており、必要な活動を行っているといえる。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

- ・大学の教育理念に基づき、教員養成の在り方、教育課程の編成、授業開発や改善等を全学的に検討、実施する体制（教育研究評議会、教授会、教務委員会、専門部会等）を十分整えており、本学の教育活動を充実させるために、相互連携しながら有効に機能している。
- ・教養基礎科目について、それを単なる諸学問の基礎を理解する科目と捉えることなく、学校教員に必要な教養の内容を検討して、人間・社会・自然に関する総合的認識と諸課題の理解を深めるための「現代社会の諸問題」と、心身の健康及び基礎的・基本的なコミュニケーション能力を培うための「身体運動・表現コミュニケーション」の2領域を柱に計画・実施している。
- ・学校教育を中心とする社会のニーズに積極的に応える先導的・先端的実践研究及び教育を担う組織として、予防教育科学センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センターがあり、広く社会に貢献するとともに、学部・大学院における関連科目を担当している。
- ・学部・大学院教務委員会共同で鳴門教育大学授業実践研究誌編集専門部会を設置し、大学教員の授業実践を研究の対象とし、学問的に考察する学術誌の編集を担い、本学カリキュラムの改善と教員の授業実践力の向上に寄与している。

**【改善を要する点】**

- ・特になし

## 基準 3 教員及び教育支援者

### (1) 観点ごとの分析

観点 3－1－①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

教員養成大学としての本学の理念・目的を実現するため、教員組織（教育部）と教育組織（専攻・コース）を区分し、責任の所在を明確にしつつ、より機能的な連携体制を確保するための基本の方針を鳴門教育大学学則及び鳴門教育大学教育研究組織規則に示している（資料 3－1－①－1、別添資料 3－1－①－2、3）。こうした方針に基づいて、教員組織には、学問領域で構成する 4 つの教育部が置かれ、各教員は自己の専門・専攻により各教育部に所属している。各教育部には、教育部長を置き、管理運営の掌理と教育部会議の運営・統括に当たらせることで、責任の所在を明確にしている。本学は、平成 20 年度に、専門職学位課程の設置に合わせ、大学院に重点を置く大学に移行し、各教員は大学院学校教育研究科担当教員として教育組織（専攻・コース）に配置され、学校教育学部の教員を兼務している。平成 22 年度からはセンター部組織再編により 7 つのセンター（平成 24 年度から 8 つ）が設けられ、全学態勢でセンターの運営を支援するため、兼務教員以外の教員も原則としてセンター運営に携わることとした。本学は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）の構成大学であり、本学教員は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教員資格審査を経て、自己の専門・専攻により、学校教育実践学専攻・先端課題実践開発専攻・教科教育実践学専攻のいずれかの主指導教員（マル合）又は指導教員（合）を兼職している（資料 3－1－①－4）。

教員の配置に当たっては、上述の基本方針に基づき、「教員配置に関する基本方針」（資料 3－1－①－5）を策定し、年度ごとに定員管理計画を作成し実施している。

#### 資料 3－1－①－1 教員組織編成の基本の方針

（教員組織）

第 19 条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、教育部を置く。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則 第 19 条）

#### 別添資料 3－1－①－2 鳴門教育大学教育研究組織規則

#### 別添資料 3－1－①－3 教育組織と教員組織の関連図（平成 25 年 5 月 1 日現在）

## 資料3－1－①－4 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教員数（平成25年5月1日現在）

専攻	連合講座	資格	教授	准教授	講師	
学校教育実践学	学校教育方法	主指導教員	5	1		
		指導教員	1			
		合計	6	1		
	学校教育臨床	主指導教員	4	1		
		指導教員	4		1	
		合計	8	1	1	
先端課題実践開発	先端課題実践開発	主指導教員	3			
		指導教員		3		
		合計	3	3		
教科教育実践学	言語系教育	主指導教員	3			
		指導教員	3	3		
		合計	6	3		
	社会系教育	主指導教員	3			
		指導教員	4			
		合計	7			
	自然系教育	主指導教員	6			
		指導教員	2			
		合計	8			
	芸術系教育	主指導教員	3	1		
		指導教員	6	2		
		合計	9	3		
	生活・健康系教育	主指導教員	6	1		
		指導教員	5	2		
		合計	11	3		
合計		主指導教員	33	4		
		指導教員	25	10	1	
		合計	58	14	1	

(出典 教務課資料)

## 資料3－1－①－5 教員配置に関する基本方針

人件費の継続的削減という厳しい状況に対処するため、次の基本方針のもとに中期目標期間中の定数管理計画を策定・実施する。

第1 各年度の教員の職名別総定数並びに特別支援教育専攻及び各コース（以下「コース等」という。）の職名別定数を設定し、管理する。

第2 各コース等の職名別定数の設定に当たっては、平成15年度職名別定数及び大学院設置基準の教員数を基本とする。

(出典 教員配置に関する基本方針 第1, 第2)

## 【分析結果とその根拠理由】

本学は、鳴門教育大学学則及び鳴門教育大学教育研究組織規則に基づき、教員組織の基本方針を定めている。こうした方針の下、教員は、原則、大学院学校教育研究科担当教員として教育組織（専攻・コース）に配置され、学校教育学部の教員を兼務している。8つのセンターの業務は、兼務教員以外の教員も、運営に携われる組織体

制をとっている。各教員は学問領域ごとに、教育部長が統括する4つの教育部に所属し、責任の所在が明確にされた組織の下、教育研究に携わっている。兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）の構成大学として、教員資格審査を経て、主指導教員又は指導教員を兼職し、博士課程の教育研究を担っている。

したがって、本学は、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編成がなされているといえる。

**観点3－1－②：** 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

#### 【観点に係る状況】

教員は大学院学校教育研究科の各専攻・コースに配置されているが、それぞれの定員配置については大学院設置基準に準拠した定員管理計画に基づき、教育研究評議会の審議を経て行っている（別添資料3－1－②－1）。教員採用にあたっては、「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続に関する申合せ」に基づき、原則公募制とし、業績目録の中に、研究業績に加え「教育上の能力」に係る項目を設け、教育・研究の両面で適格な資質を持つ教員を選考している（別添資料3－1－②－2）。その結果、122人の専任教員（高度学校教育実践専攻の教員除く）を確保している。そのほか、授業を担当する嘱託講師を57人確保している（別添資料3－1－②－3）。

本学は教員養成大学として、教員免許状取得に必要な科目及び保育士資格取得に必要な科目を教育上主要な科目と捉えている。特に教育実践力の形成をめざす教育実践コア科目を中心科目とし、教養基礎科目、教職共通科目、専修専門科目、卒業研究の各区分の科目が有機的に統合するようコア・カリキュラムを編成している本学では、学生の教員免許状の取得と教育実践力の育成をめざすコア・カリキュラムを円滑に展開するため、助教以上の教員が自分の専門性に応じて教員免許状取得に必要な科目及び教育実践コア科目を担当しており、設置基準に示された専任教員数53人を上回って、教員を適切に配置している（資料3－1－②－4、別添資料3－1－②－5）。

別添資料3－1－②－1 平成25年度教員配置（平成25年5月1日現在）

別添資料3－1－②－2 国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続に関する申合せ

別添資料3－1－②－3 嘱託講師計画一覧

資料3－1－②－4 学部専任教員数（平成25年5月1日現在）

学部	学科・課程	収容定員	専任教員数						設置基準で必要な専任教員数	備考
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
学校教育学部	学校教育教員養成課程	400	62	48	11	1	122		53	

（出典 人事課資料）

別添資料3－1－②－5 教育上主要と認める授業科目の担当教員

### 【分析結果とその根拠理由】

本学の学士課程においては、教員採用において教育・研究の両面で適格な資質を持つ教員を選考することにより、大学設置基準に示された教員数 53 人に対して、助教以上の専任教員 122 人を擁し、基準を十分に満たしている。これらの専任教員が自分の専門性に応じて教員免許状取得に必要な科目及び教育実践コア科目を担当している。

したがって、本学では、学士課程において必要な専任教員が確保され、教育上主要と認める授業科目を担当しているといえる。

**観点 3－1－③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。**

### 【観点に係る状況】

本学の大学院学校教育研究科の教員は、修士課程（人間教育専攻、特別支援教育専攻、教科・領域教育専攻）と専門職学位課程（高等学校教育実践専攻）に配置されている。

修士課程においては、研究指導教員65人（全て教授）、研究指導補助教員62人が配置されている。専門職学位課程においては、専任教員22人（うち教授10人、実務家教員11人、みなし専任教員1人）が配置されている。修士課程 1 学年の入学定員250人に対し、研究指導教員及び研究指導補助教員は127人であり、教員 1 人当たりの学生数は約 2 人である。専門職学位課程 1 学年の入学定員50人に対し、専任教員は22人であり、教員 1 人当たりの学生数は約 2.5 人である（資料 3－1－③－1）。

修士課程の教員及び専門職学位課程の研究者教員については、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」及び「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考に関する申合せ」（別添資料 3－1－③－2、前掲別添資料 3－1－②－2）に基づき、学位及び研究業績に加え、教育上の能力を審査し、適格な資質を持つ教員を選考することにより課程教育の質を確保している。専門職学位課程の実務家教員については、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」の適用に関する申合せ事項「実務家教員に係る教員選考基準の適用について」を別途定め（別添資料 3－1－③－3），当該課程に合致した「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政、学校運営又は教育相談等における実績」を最重視する選考を行い、「実務家教員」の名にふさわしい教員の質を確保している（別添資料 3－1－③－4、資料 3－1－③－5）。

なお、教科・領域教育専攻の各コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を「コース」に準用して考えると、平成25年5月1日現在で、社会系及び生活・健康系（家庭）の2コースにおいて、必要とされる「教授」ポストの教員数を下回っている。

## 資料3－1－③－1 専攻等ごとの教員数（平成25年5月1日現在）

研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							
	研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員基準	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準	基準数計
人間教育専攻	12	12	13	25	6	—	4	10
特別支援教育専攻	4	4	4	8	3	—	2	5
教科・領域教育専攻	49	49	45	94	42	—	34	76
計	65	65	62	127	51	—	40	91

(単位：人)

研究科・専攻等の名称	専任教員							
	専任 教員	うち 教授数	うち実務家 専任教員数		教員 基準	うち 教授数	うち実務家 教員数	うちみなし 教員数
			うちみなし 専任教員数					
高度学校教育実践専攻	22	10	11	1	11	6	5	3

(単位：人)

(出典 人事課資料)

## 別添資料3－1－③－2 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則

## 別添資料3－1－③－3 実務家教員に係る教員選考基準の適用について

## 別添資料3－1－③－4 実務家教員の実務経験等について

## 資料3－1－③－5 みなし専任教員授業一覧

## みなし専任教員担当授業一覧

授業科目名	単位数	備考
チーム総合演習Ⅰ	3	
チーム総合演習Ⅱ	1	
教職基礎力開発演習	2	
授業実践研究Ⅰ	2	
授業実践研究Ⅱ	2	
実践課題研究	1	
教育実践演習Ⅰ	2	
基礎インターンシップⅠ(子ども理解)	2	
基礎インターンシップⅡ(授業実践)	2	

(出典 教務課資料)

### 【分析結果とその根拠理由】

本学の修士課程においては、大学院設置基準に示された修士課程の研究指導教員数51人及び研究指導補助教員数40人に対し、それぞれ65人、62人を擁し、基準を十分に満たすとともに、適切に配置している。専門職学位課程についても、設置基準に示された必要専任教員数11人（うち教授6人）に対し、22人（うち教授10人）を配置し、そのうち50%は実務家教員である。

大学院課程教育の質を確保するため、修士課程及び専門職学位課程の特色を踏まえ、学位、研究業績、教育上の能力及び教育経験・実績を適確に審査し、教員選考を行っている。

したがって、本学では、大学院課程において教育活動を展開するために必要な教員が確保されているといえるが、教科・領域教育専攻の各コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を「コース」に準用すると、平成25年5月1日現在で、2コースにおいて必要とされる「教授」ポストの教員数を下回っている。

**観点3－1－④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。**

### 【観点に係る状況】

教員採用については、原則として公募制としており、公募要領において、国籍・性別にとらわれない公平な人事と女性教員の積極的採用について明記している（資料3－1－④－1）。本学は、第1期中期目標・中期計画期間（平成16～21年度）に、「女性教員の割合を20%以上」とするとの数値目標を掲げ、女性教員の割合増加に努め、現在その割合は約20%である（資料3－1－④－2）。また、公募要領において平成21年度より日本語に加え外国語による公募要領を作成し、公募を行っている。公募による教員採用により、現在の教員の年齢構成については、分布に大きな偏りはない（資料3－1－④－3）。

出産育児と教育研究の両立を可能とする制度については、平成24年2月に実施した「鳴門教育大学における男女共同参画に関するアンケート調査」において要望のあった構内託児サービスについて、平成24年度には入試業務に伴う休日出勤を対象に4回実施した。また、本学での「男女共同参画」についての取組を周知するため、育児・介護のための支援制度パンフレット等を作成し、平成25年3月に学内ポータルサイトに掲載した（別添資料3－1－④－4）。

平成18年度からは、新規採用教員に対する任期制を導入し（別添資料3－1－④－5）、平成24・25年度に計5人の教員が審査の上再任用された（資料3－1－④－6）。（労働契約法改正に伴い、平成25年7月1日付で任期制を廃止）平成19年度より「鳴門教育大学特任教員に関する要項」を定め、特定の業務に従事する者で、教育研究、社会連携及び国際交流等の分野において秀でた専門性を持つ者については、特任教員の呼称を付与することができるようになっている。平成19年度から現在まで4人に対して特任教員の呼称の付与を行った。（資料3－1－④－7）。また、教員養成大学の目的に照らし、本学に新しく採用された教員には、本学附属学校において、授業観察等7日以上の研修を義務付けている（別添資料3－1－④－8）。さらに、学校教育における実務経験を有し、高度の教育実践能力を有する教員を確保するために、徳島県教育委員会との人事交流に関する協定を締結し、交流人事を行っている（別添資料3－1－④－9、10）。

平成20年度より、自己点検・評価等の評価結果に基づき、教育面、研究面で優れた業績を有する教員を表彰する「優秀教員表彰制度」を制定し、教員の教育・研究に対する意欲の増進を図っている（別添資料3－1－④－11、12）。また、教育研究活動の推進と向上を目的にサバティカル制度を整え、平成21年度より実施している（別添資料3－1－④－13）。

## 資料3－1－④－1 教職員募集

## 教職員募集

## 大学教員の公募について

本学においては、国籍・性別にとらわれないという理念に基づき、公平な人事を行っています。また、教員選考に際して複数の候補者の業績が同等であった場合に女性を積極的に採用しています。

- ・本学が求める教員像
- ・男女共同参画社会の実現に向けて

内閣府男女共同参画局  
チャレンジ・キャンペーン

## 公募

掲載日	公募職種	表題	公募締切日
2012/11/22	准教授	音楽科教育担当教員 (English)	2012/12/28

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/sTAff.html>)

## 資料3－1－④－2 女性教員の比率 (平成25年5月1日現在)

区分	現員	男性	女性	比率
教授	75	64	11	14.7%
准教授	59	44	15	25.4%
講師	16	12	4	25.0%
助教	1	0	1	100.0%
合計	151	120	31	20.5%

(出典 人事課資料)

## 資料3－1－④－3 教員の年齢構成 (平成25年5月1日現在)

区分	35才未満	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60才以上	計
教授	0	0	0	8	14	37	16	75
准教授		12	13	13	13	5	3	59
講師	8	4	2	2	0	0	0	16
助教	0	0	0	1	0	0	0	1
計	8	16	15	24	27	42	19	151

(出典 人事課資料)

## 別添資料3－1－④－4 育児・介護のための支援制度パンフレット

## 別添資料3－1－④－5 国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程

## 資料3－1－④－6 平成24・25年度再任用された教員数

平成24年4月1日任期更新 1人		
久我 直人	学校・学級経営コース	教授

平成25年4月1日任期更新 4人		
高原 光恵	特別支援教育専攻	准教授
阪根 健二	学校・学級経営コース	教授
ジェラード マーシェン	言語系コース(英語)	准教授
宮本 賢治	生活・健康系コース(技・工・情)	准教授

(出典 人事課資料)

## 資料3－1－④－7 平成19年度以降の特任教授数

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
渡邊 謙	渡邊 謙	渡邊 謙	渡邊 謙			
	安藤 幸					
		木村 捨雄				
					今倉 康宏	今倉 康宏

(出典 人事課資料)

## 別添資料3－1－④－8 新任大学教員の附属学校における研修実施要項

## 別添資料3－1－④－9 徳島県教育委員会と国立大学法人鳴門教育大学の人事交流に関する協定書

## 別添資料3－1－④－10 徳島県教育委員会と国立大学法人鳴門教育大学の人事交流実績

## 別添資料3－1－④－11 優秀教員表彰制度

## 別添資料3－1－④－12 優秀教員表彰制度による表彰者

## 別添資料3－1－④－13 国立大学法人鳴門教育大学教員サバティカル制度に関する規程

## 【分析結果とその根拠理由】

本学では、教員養成の目的を踏まえ、国籍・性別にとらわれない公平な人事と女性教員の積極的採用に努めており、教員の年齢構成に大きな偏りはない。出産育児と教育研究の両立を可能とする制度については、入試業務に伴う休日出勤を対象に構内託児サービスを実施するとともに、育児・介護のための支援制度パンフレット等を作成し、学内ポータルサイトに掲載した。また、特任教員の任用制を採用し、徳島県教育委員会との交流人事も実施している。さらに、優秀教員表彰制度を制定し、教員の教育・研究活動の活性化や多様な教員構成を実現するための措置を講じている。

したがって、本学では、教員組織の活動をより活性化するための適正な措置を講じているといえる。

**観点 3－2－①：** 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教員の採用基準及び昇格基準は「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」、「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続に関する申合せ」に明確かつ適切に定め運用している（前掲別添資料 3－1－③－2、別添資料 3－2－①－1、前掲別添資料 3－1－②－2）。

研究者教員（学士課程、修士課程、専門職学位課程）においては、業績目録に著書や研究論文等の研究業績に係る項目欄を設け、教育研究上の能力を審査することに加え、「教育上の能力」に係る項目を設け、教員養成大学の教育を担当するにふさわしい教育上の能力を審査し、教員の採用・昇格を決定している。

実務家教員（専門職学位課程）においては、課程に合致した「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政、学校運営又は教育相談等における実績」を重視して教育上の能力を審査し教員の採用・昇格を決定している（前掲別添資料 3－1－③－3）。

教員選考規程等に基づき、教授、准教授、講師及び助教の選考については教員選考委員会を組織し、人事委員会、教育研究評議会の審議を経て決定している。

別添資料 3－2－①－1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員の採用・昇格については、基準等を「教員選考基準に関する規則」、「教員選考規程」、「教員選考手続きに関する申合せ」に定めており、学士課程及び大学院課程それぞれに必要とされる教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力の評価を行い、教員の採用・昇格を決定している。

したがって、本学では、学士課程・大学院課程の教員の採用・昇格において、基準が明確に定められ、教育・研究上の能力が適切に評価されているといえる。

**観点 3－2－②：** 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育・研究活動に関する評価は、自己点検・評価実施要領に基づき、毎年、教員自身による「自己評価」、学長による「評価の検証」として実施し、学長は、5段階の評価を行っている。その結果は、教員個人の教育・研究活動に対する自己啓発に資するとともに、教育研究活動費の配分及び給与等に反映している（資料 3－2－②－1）。

また、外部の学校教育関係者（徳島県下の教育委員会教育長等）や研究者を含む教育・研究評価部会を設置し、年度ごとの本学の教育・研究の成果と課題について評価し、その結果を学長に答申している。答申に基づく改善の計画や取組が、次年度の業務計画の立案において検討されるようになっている（別添資料 3－2－②－2）。

このほか、学部生・大学院生による授業評価については、それぞれ学部・大学院教務委員会主導のもと、各教員に「学生による授業評価アンケート」及び「大学院生による授業評価アンケート」の実施を義務付けており、

毎年その結果を公表している。また、その結果を受けて報告書を作成し、授業の改善に活用している（資料3-2-②-3～6）。

#### 資料3-2-②-1 評価に関する各種事項

##### (2) 自己評価

特別支援教育専攻及び各コース（以下「コース等」という。）並びに教員は、学長が定める重点目標及び別に定める自己評価項目について、自らが設定した目標により自己評価を行い、学長はこれに基づき絶対評価を実施する。

##### (5) 業績評価

学長は、教育研究活動等の評価項目（別紙1「教育研究活動等の業績評価 項目一覧」）により、相対評価を実施する。

##### 【評価水準の位置付け】

- S・・・年度当初の目標を大幅に上回って実施できた（非常に優れている）。
- A・・・年度当初の目標を上回って実施できた（優れている）。
- B・・・年度当初の目標を予定どおり実施できた（相応である）。
- C・・・年度当初の目標を十分に実施できなかった（努力は見られるが、改善の余地もある）。
- D・・・年度当初の目標を（ほとんど）実施できなかった（問題がある）。

##### (2) 評価の方法

教育・研究評価部会は、各評価事項の活動内容及び結果の反映状況等について評価を行い、速やかに、別紙様式第4号の「教育・研究評価結果報告書」により、学長に提出する。

### VII 評価結果の活用・反映

#### 1 自己評価

- (1) 学長は、評価結果に基づき、必要に応じて優れた取組み並びに改善を要する事項に対して所要の措置を講ずる。
- (2) 評価結果は、教育研究活動費及び給与等に反映させるための資料に供する。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領（抜粋））

#### 別添資料3-2-②-2 教育・研究評価部会設置要項

#### 資料3-2-②-3 授業評価の概要

##### 1. 授業評価の概要

平成10年10月26日の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の中では、責任ある授業運営と厳格な成績評価を目的とした教育方法の改善が求められている。そして、「学生による授業評価」も教員個々の教育の質の向上を図る1つの方法として実施すべきことが指摘されている。

各大学の教育活動及び研究活動に関する自己点検・評価の実施とその結果の公表が、各大学の義務として位置づけられている現在においては、「学生による授業評価」も公表することを前提として実施する必要がある。

そこで、平成12年度以降本格的にアンケート調査を実施し、調査結果の数値化・グラフ化とそれに基づく分析などを含んだ「学生による授業評価実施報告書」を公表している。

今年度についても、前年度同様にすべての授業科目を評価対象とし、別紙のような授業評価アンケートを実施することとする。

（出典 平成24年度学生による授業評価実施要項（抜粋））

### 資料3－2－②－4 授業評価アンケートの実施方法

大学院授業評価アンケート調査は、以下のように実施する。

(1) アンケート調査は、大学院教務委員会が作成したアンケート調査用紙（A4判）を用い、無記名とする。

(2) 実施時期は、原則としてそれぞれの最終回の授業終了後とする。

(3) 調査対象授業は、教職共通科目、広領域コア科目及び専門科目のすべての授業科目とする。（嘱託講師担当授業科目を含む。）

なお、課題研究及び教育実践フィールド研究は調査対象外とする。

(出典 平成24年度大学院生による授業評価実施要項（抜粋）)

### 資料3－2－②－5 学生による授業評価実施報告書（学部）

#### 授業評価（学部）

- [平成23年度 学生による授業評価実施報告書.pdf\(2.71MBytes\)](#)
- [平成22年度 学生による授業評価実施報告書.pdf\(2.52MBytes\)](#)
- [平成21年度 学生による授業評価実施報告書.pdf\(2.51MBytes\)](#)
- [平成20年度 学生による授業評価実施報告書.pdf\(37.4MBytes\)](#)
- [平成19年度 学生による授業評価実施報告書.pdf\(44.9MBytes\)](#)
- [平成18年度 学生による授業評価実施報告書.pdf\(16.3MBytes\)](#)

(出典 本学ウェブページ URL <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/04/007.html>)

### 資料3－2－②－6 大学院生による授業評価結果告書（大学院）

#### 授業評価（大学院）

- [平成24年度前期 大学院生による授業評価結果報告書.pdf\(9.62MBytes\)](#)
- [平成23年度後期 大学院生による授業評価結果報告書.pdf\(7.54MBytes\)](#)
- [平成23年度前期 大学院生による授業評価結果報告書.pdf\(9.19MBytes\)](#)
- [平成22年度後期 大学院生による授業評価結果報告書.pdf\(6.96MBytes\)](#)
- [平成22年度前期 大学院生による授業評価結果報告書.pdf\(9.01MBytes\)](#)
- [平成21年度後期 大学院生による授業評価結果報告書.pdf\(5.72MBytes\)](#)
- [平成21年度前期 大学院生による授業評価結果報告書.pdf\(8.66MBytes\)](#)
- [平成20年度 大学院生による授業評価実施報告書.pdf\(17.5MBytes\)](#)
- [平成19年度 大学院生による授業評価実施報告書.pdf\(40.0MBytes\)](#)
- [平成18年度 大学院生による授業評価実施報告書.pdf\(23.3MBytes\)](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/04/008.html>)

### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、教員の教育及び研究活動について、自己評価と学長による点検及び学部生・大学院生による授業評価を実施する体制・組織を整備し、学内において定期的な評価を行い、自己評価結果を教育研究活動費の配分及び給与等に反映している。また、教育・研究評価部会を設置し、外部者の評価を取り入れた教育・研究活動に係る成果と課題の明確化に努めている。

したがって、本学では、教員の教育・研究活動に関する評価が継続的かつ客観的に行われ、その結果、把握された事項に対して適切な取組がなされているといえる。

**観点3－3－①： 教育活動を開拓するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。**

### 【観点に係る状況】

大学組織のうち、教育・研究担当副学長の下に、教育課程と授業に関する仕事を担う教務課教育支援チームと、附属図書館を運営する附属図書館事務室があり、事務職員が配置されている（資料3－3－①－1、2）。図書館事務職員9人のうち4人は司書職員である（資料3－3－①－3）。このほかに、教育実習を支援する教職キャリア支援センター、長期履修の大学院生を支援する長期履修学生支援センター及び専門職学位課程の教育実習を支援する教職大学院コラボレーションオフィスの事務については、教務課において処理している（別添資料3－3－①－4～6）。情報基盤センターには技術職員を配置し、情報教育の支援者及び情報機器に関するテクニカル・アドバイザーとして役割を果たしている（別添資料3－3－①－7）。また、学部・大学院における講義・演習・実習等の教育補助者として、TAを活用しており（別添資料3－3－①－8、9），平成24年度には、39人を採用した（別添資料3－3－①－10）。

#### 資料3－3－①－1 大学組織

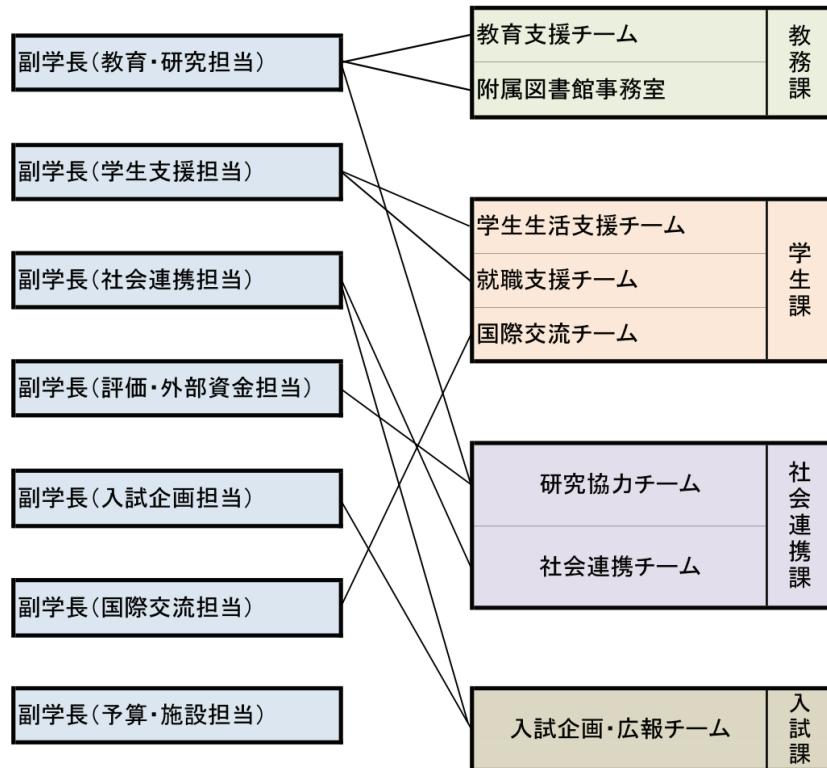
3 鳴門教育大学に次の課を置く。

- (1) 教務課
- (2) 学生課
- (3) 入試課
- (4) 社会連携課

4 前項の教務課に附属図書館事務室を置く。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学事務組織規程 第2条第3項、第4項）

資料3-3-①-2 鳴門教育大学事務組織図



(出典 企画総務課資料)

資料3-3-①-3 附属図書館司書資格者

司書(図書系)資格者

漢字氏名	(学位・試験)名称	(学位・試験)取得年月日
吉田 敬治	司書講習修了	昭和52年10月11日
深来 恵子	図書館法施行規則第4条2項による司書資格取得	平成4年3月19日
山本 豪	司書	平成15年3月31日
寒川 文子	図書館法施行規則第4条第1項による司書資格取得	平成17年3月25日

(出典 附属図書館資料)

別添資料3-3-①-4 教職キャリア支援センター規則

別添資料3-3-①-5 長期履修学生支援センター規則

別添資料3-3-①-6 教職大学院コラボレーションオフィス規程

別添資料3-3-①-7 情報基盤センター規則

## 別添資料3-3-①-8 ティーチング・アシスタント実施要項

## 別添資料3-3-①-9 ティーチング・アシスタントの実施に関する取扱い

## 別添資料3-3-①-10 ティーチング・アシスタントの採用一覧

**【分析結果とその根拠理由】**

本学は、教員養成大学としての教育課程を円滑に展開するために、教務課、附属図書館事務室、教職キャリア支援センター、長期履修学生支援センター、教職大学院コラボレーションオフィス、情報基盤センター等に必要な事務職員、技術職員を配置している。また、講義や演習、実習等に教育補助者としてTAを採用している。

したがって、本学では、大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られているといえる。

**(2) 優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

- ・教員採用にあたっては、原則公募制とし、業績目録の中に、研究業績に加え「教育上の能力」に係る項目を設け、教育・研究の両面で適格な資質を持つ教員を選考している。
- ・教員の教育・研究活動に関する評価は、自己点検・評価実施要領に基づき、毎年、教員自身による「自己評価」と、学長による「評価の検証」により行っている。その結果は、教員の教育研究活動費の配分及び給与等に反映している。
- ・平成20年度より、自己点検・評価等の評価結果に基づき、教育面、研究面で優れた業績を有する教員を表彰する「優秀教員表彰制度」を制定し、教員の教育・研究に対する意欲の増進を図っている。
- ・教育・研究評価部会の委員に、本学の中心的なステークホルダーとなる徳島県下の学校関係者に就いていただくことで、地域に密着した教育・研究活動を展開するとともに、その評価を受けている。

**【改善を要する点】**

- ・修士課程の教科・領域教育専攻の各コースにおいて、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を「コース」に準用すると、平成25年5月1日現在で、社会系及び生活・健康系（家庭）の2コースにおいて、必要とされる「教授」ポストの教員数を下回っていることが、改善を要する課題である。この課題に対して、関係規定の厳格な運用の下、教員選考の開始を予定している。

## 基準4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

観点4－1－①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点に係る状況】

学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の教育理念に基づき、「求める学生像」として明確に定め、ウェブページ上に明記するとともに、学生募集要項にも明記している。また、専修ごとに「求める学生像」を設定し、それに則した学生の受入を行っている（資料4－1－①－1）。

大学院の修士課程の入学者受入方針は、教育研究の推進者となるための能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図るという理念（要旨）の下に、選抜の観点を本学のウェブページ上に明記するとともに、学生募集要項にも明記している。専門職学位課程についても、その入学者受入方針として、学校や地域で指導力を発揮できる教員を養成するという理念（要旨）の下、選抜の観点を本学のウェブページ上に明記するとともに、学生募集要項にも明記している。（資料4－1－①－2）。

#### 資料4－1－①－1 鳴門教育大学の求める学生像（アドミッション・ポリシー）

##### 鳴門教育大学の求める学生像（アドミッション・ポリシー）

鳴門教育大学は、21世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努めるとともに、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深め、教育実践力を身につけることによって、専門職としての教員を育成することを目指しています。

この目的に沿って本学では、次のような学生を求めます。

- 新時代を築くにふさわしい卓越した洞察力と豊かな個性・行動力を持った有能な学生
- 教員を目指すのに十分な基礎的学力を身につけ、高等学校等における教科・科目を幅広く学習し、入学後の修学に必要な知識を有する学生

##### 幼児教育専修

現代社会の乳幼児や保護者・保育者が抱える現実的かつ具体的な問題状況、教育問題に対するおう盛な好奇心を有する者の入学を期待します。特に、学習によって得られた知識を体系化する論理的構築力と表現力を実践の場で創造的に活用しようとする意欲あふれる学生を求めます。

##### 小学校教育専修

子どもと心を交流させ、熱意と使命感をもって教育に取り組むことができるとともに、幅広い基礎学力とおう盛な問題意識を有し、小学校教員として十分な教育実践力を身につけようとする意欲あふれる学生を求めます。

##### 中学校教育専修

子どもと心を交流させ、熱意と使命感をもって教育に取り組むことができるとともに、おう盛な知的探究心と志望する教科の基礎学力を有し、中学校教員となる者にとって欠かすことのできない教育実践力を身につけようとする意欲あふれる学生を求めます。

##### 特別支援教育専修

現代の学校教育の現場では、障害や発達上の問題をかかえている多くの子どもたちが学んでいます。教員としてこうした子どもたちを支援することに深い関心を示し、愛情をもって積極的にかかわろうとする意欲あふれる学生を求めます。

（出典 本学ウェブページ URL <http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/004.html>）

## 資料 4-1-①-2 アドミッション・ポリシー（大学院）

### アドミッションポリシー（大学院）

学校教育研究科修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する諸科学の総合的、専門的研究をとおして、その理論と方法の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図ることを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 教育者として、子どもに対する愛情と使命感を持つ現職教員
  - ② 教育に関する専門的知識を探求し、実践力をもった初等中等教育教員になることを志望する者
- を基本に選抜します。

学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）においては、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員を養成することを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員となることを志向し、高度な実践力を修得しようとする者
  - ② 学部段階で培われた教員としての資質能力の上に、優れた実践的対応力・展開力を有し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者
- を基本に選抜します。

（出典 本学ウェブページ URL <http://www.naruto-u.ac.jp/admission/01/009.html>）

### 【分析結果とその根拠理由】

学部及び各専修においては「求める学生像」を明示し、その公表、周知については、本学ウェブページをはじめ、学生募集要項の記載により行っている。大学院については、教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を本学ウェブページにおいて公開するとともに、学生募集要項等に記載している。

したがって、本学では、入学者受入方針を明確に定め、それに基づいた学生の受入を行っているといえる。

### 観点 4-1-②：入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

#### 【観点に係る状況】

学生の受入に関しては、入学者受入方針に見合った適切な学生を受け入れるため、学部入試、大学院入試を多様な選抜方法で実施している。学部では、「個別学力検査等による一般選抜」と「推薦による特別選抜」を実施している。一般選抜では大学入試センター試験及び個別学力検査等の成績、調査書等の内容を総合的に判断して入学者を選抜し、推薦による特別選抜では、出身学校長の推薦に基づき、個別学力検査を免除し、大学入試センター試験の成績（推薦入試 I 型は免除）、推薦書及び調査書、面接、小論文又は実技検査の成績等を総合して入学者を選抜している（別添資料 4-1-②-1、資料 4-1-②-2）。

大学院では、平成 25 年度入学者選抜試験より、前期（8月）・中期（12月）・後期（3月）の3度にわたり、選抜の機会を設けており、それぞれ学部卒業者に対しては筆記試験又は実技試験及び口述試験を実施し、現職教員（教職経験者：3年以上の教職経験を有する者を含む）に対しては、筆記試験又は実技試験を免除し、口述試験を重視し、教育実践力とその裏付けとなる研究力を測る入学者選抜を行っている。さらに3年間で幼稚園、小学校、中学校の教員免許状のいずれかが取得できる長期履修学生制度を活用した学校教員養成プログラムでの入学希望者には、前述の試験に加え、教職に対する資質等を審査する面接を実施している（別添資料 4-1-②-3、資料 4-1-②-4）。

## 別添資料 4-1-②-1 平成 25 年度入学者選抜要項

## 資料 4-1-②-2 学部入学者選抜状況（過去 3 年間）

## 平成 25 年度鳴門教育大学学校教育学部入学者選抜状況（抜粋）

期別	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	志願倍率	受験倍率
合計	推薦 I	4	6	5	5	1.2	1.2
	推薦 II	13	55	54	13	4.2	4.2
	前期	64	327	290	75(1)	4.4	3.9
	後期	19	235	96	21	11.2	4.6
	計	100	623	455	114(1)	5.5	4.0

カッコ書きは、追加合格者を示し内数である。

志願倍率＝志願者数÷合格者数、受験倍率＝受験者数÷合格者数（合格者数は、第2志望合格者を含む。）

## 平成 24 年度鳴門教育大学学校教育学部入学者選抜状況（抜粋）

期別	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	志願倍率	受験倍率
合計	推薦 I	4	11	11	4	2.8	2.8
	推薦 II	13	85	84	13	6.5	6.5
	前期	64	303	269	79	3.8	3.4
	後期	19	219	91	19	11.5	4.8
	計	100	618	455	115	5.4	4.0

志願倍率＝志願者数÷合格者数、受験倍率＝受験者数÷合格者数（合格者数は、第2志望合格者を含む。）

## 平成 23 年度鳴門教育大学学校教育学部入学者選抜状況（抜粋）

期別	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
合計	推薦 I	4	8	3	3	2.7
	推薦 II	13	56	14	14	4.0
	前期	64	377	76	75	5.0
	後期	19	275	20	19	13.8
	計	100	716	113	111	6.3

倍率は、志願者数÷合格者数である。（合格者数は、第2志望合格者を含む。）

(出典 入試課資料)

## 別添資料 4-1-②-3 平成 26 年度大学院学校教育研究科学生募集要項

## 資料4－1－②－4 大学院入学者選抜状況（過去3年間）

## 平成 25 年度入学者選抜状況

種別	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者のうち			志願倍率	受験倍率
						現職教員	私費外国人留学生	学校教員養成プログラム通過者		
修士課程	250	341	332	278	216	32	13	85	1.4	1.3
専門職学位課程	50	46	46	46	43	34	—	—	0.9	0.9
計	300	387	378	324	259	66	13	85	1.3	1.3

志願倍率＝志願者数÷合格者数、受験倍率＝受験者数÷合格者数（合格者数は、第2志望合格者を含む。）

## 平成 24 年度入学者選抜状況

種別	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者のうち			志願倍率	受験倍率
						現職教員	私費外国人留学生	学校教員養成プログラム通過者		
修士課程	250	348	335	302	231	29	16	104	1.4	1.3
専門職学位課程	50	39	38	38	38	27	—	—	0.8	0.8
計	300	387	373	324	269	56	16	104	1.3	1.2

志願倍率＝志願者数÷合格者数、受験倍率＝受験者数÷合格者数（合格者数は、第2志望合格者を含む。）

## 平成 23 年度入学者選抜状況

種別	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者のうち			志願倍率	受験倍率
						現職教員	私費外国人留学生	学校教員養成プログラム通過者		
修士課程	250	420	408	328	250	32	14	111	1.7	1.6
専門職学位課程	50	45	44	44	40	34	—	—	0.9	0.9
計	300	465	452	372	259	66	14	111	1.6	1.5

志願倍率＝志願者数÷合格者数、受験倍率＝受験者数÷合格者数（合格者数は、第2志望合格者を含む。）

(出典 入試課資料)

## 【分析結果とその根拠理由】

学部の入学者選抜方法は、その出願資格と適切な実施によって、教員となるに相応しい基礎的学力、論理的思考力などを多面的に評価でき、本学のアドミッション・ポリシーに適う者を選抜することができる。大学院の入学者選抜方法においても同様に、論理的思考力、探究力などが評価でき、教育実践の場における教育研究の推進者になりうる能力を持った者、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の形成を行いうる者を選抜することができる。これに沿って、学部・大学院とも、選抜の機会及び方法を多様化させている。

したがって、本学では、これらの選抜方法から、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているといえる。

## 観点4－1－③：入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

## 【観点に係る状況】

入学者選抜は、学部及び大学院の入学試験委員会規程に則り、各入学試験委員会が所掌している（資料4－1－③－1、2）。

試験問題の作成・管理に当たっては、各入学試験委員会に総括班及び試験班を置き、企画・社会連携担当理事、入試企画担当副学長及び入学試験委員会副委員長の下、問題作成責任者によるチェック、試験班によるチェック、

試験当日の問題点検者によるチェックと、三段階の点検を行っている。また、試験問題は責任者等により厳重に管理している。

試験の実施に当たっては、実施本部を設け、試験班、総括班、入試課による管理の下、厳正な体制で行い、採点においては、複数の採点者が対応することにより、ミスの防止を図っている（別添資料4-1-③-3、4）。合否判定については、各専攻・コースでの選考会議、各入学試験委員会、教授会での慎重な審議を経て、公正に決定している（前掲別添資料2-2-①-4）。

資料4-1-③-1 学部入試委員会での審議事項  
(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学入試センター試験の実施に関する事項
- (2) 個別学力検査等による入学者選抜についての実施計画に関する事項
- (3) 学生募集要項等の作成に関する事項
- (4) 個別学力検査等の問題の作成、管理に関する事項
- (5) 試験場の設定、監督その他個別学力検査等の実施に関する事項
- (6) 個別学力検査等の採点及び合格者判定資料の作成に関する事項
- (7) その他入学者選抜方法の調査研究に関する事項

（出典 鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会規程 第5条）

資料4-1-③-2 大学院入試委員会での審議事項  
(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜試験の実施計画に関する事項
- (2) 学生募集要項等の作成に関する事項
- (3) 入学者選抜試験問題の作成及び管理に関する事項
- (4) 試験場の設定、監督その他入学者選抜試験の実施に関する事項
- (5) 入学者選抜試験の採点及び合格判定資料の作成に関する事項
- (6) その他入学者選抜方法の調査研究に関する事項

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会規程 第5条）

別添資料4-1-③-3 入学者選抜試験実施要項（学部）

別添資料4-1-③-4 入学者選抜試験実施要項（大学院）

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、各入学試験委員会規程に則り、各入学試験委員会が所掌している。

試験問題の作成・管理に当たっては各入学試験委員会の総括班及び試験班が、また、試験の実施に当たっては実施本部が設置され、これら組織の連携の下で入学者選抜が実施されている。

したがって、本学では、これらの組織を中心にして、入学者選抜を適切な体制により公正に実施しているといえる。

**観点4－1－④：** 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

学部では、より適切な入学者選抜方法の在り方を探るため、企画・社会連携担当理事・入学試験委員会委員と徳島県内の高等学校の進路担当教員とが、進学指導研究部会を開催し、率直な意見交換を行い、推薦入試、募集人員、個別試験の在り方、卒業後の進路などについて、質問に答えるとともに要望を聴取している（別添資料4－1－④－1）。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際にされているかどうかを検証するために、学校教育学部入学試験委員会の専門部会として、入学者選抜方法研究専門部会を平成元年度から設置し、追跡調査・分析し、入学者選抜方法の改善策を検討している（別添資料4－1－④－2）。これらの結果は、「入学者選抜に関する追跡調査」として報告され、入学者選抜の改善に役立てている。（別添資料4－1－④－3）。

大学院では、入学者受入方針に基づく選抜方法の検証と改善等を行うため、大学院入学試験委員会において毎年検討するとともに、経営協議会からの意見も参考にして改善を行っている（資料4－1－④－4）。具体的には、入試合格者に対して本学の入学者受入方針及び本学のめざす教員養成像を明確に伝えるため、学長メッセージやコース紹介パンフレットを送付している（別添資料4－1－④－5、6）。また、入学辞退者に対してはアンケート調査を実施し、学生の本学に対するニーズを把握することにより、今後の入試制度の改善に活かすよう努めている（別添資料4－1－④－7）。また、平成24年度には、秋入学に関する検討委員会（主査は企画・社会連携担当理事）において入学時期について検討し、従来の4月入学だけでなく国際協力機構（JICA）が実施する「人材育成支援無償」事業（JDS）等により入学する者を対象に、10月に入学する制度を平成26年度から導入することとした（別添資料4－1－④－8）。

別添資料4－1－④－1 第2回進学指導研究部会資料【鳴門教育大学関係】

別添資料4－1－④－2 学校教育学部入学試験委員会専門部会要項

別添資料4－1－④－3 入学者選抜に関する追跡調査

資料4－1－④－4 経営協議会からの意見

第1回経営協議会（平成22年4月30日開催）

①入学辞退者を増やさないための方策について

学外委員からの意見	大学の取組事例
入学辞退者数が多数であることについて、その理由（他大学を選んだ理由等）を調査する必要がある。	過去2年（平成21、22年度）の合格者を対象に、辞退理由及び他大学を選択した理由についての調査を実施した。
入学辞退については、辞退を申し出た段階で、窓口で調査すべきではないか。	窓口での調査よりアンケート形式による調査を早急に実施し、分析を行った。 また、辞退者を増やさないために、合格者に対してコース紹介のパンフレットを送付する等、定期的に大学情報を発信した。

（出典 企画総務課資料）

別添資料 4－1－④－5 入試合格者に対する学長メッセージ

別添資料 4－1－④－6 入試合格者に対するコース紹介パンフレット

別添資料 4－1－④－7 入学辞退者に対するアンケート調査

別添資料 4－1－④－8 秋入学に関する検討委員会議事要録

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部入試については、入学者選抜方法研究専門部会において、推薦入試、一般入試（前期・後期）別に、本学のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法を実施しているか、その学力・意欲・進路等の観点から検証し、「入学者選抜に関する追跡調査」にまとめ、学部入学試験委員会に報告している。これらの結果を基に、入学者選抜方法の改善を検討し、平成 20 年度以降、次年度の学力検査と面接・口述試験の具体的な方策立案を行っている。また、より適切な入学者選抜方法の在り方を探るため、企画・社会連携担当理事・入学試験委員会委員と高等学校の進路担当教員との「進学指導研究部会」において、質疑応答及び要望の聴取等、様々な取組を行っており、これらの結果を入学者選抜の改善に役立てている。

大学院入試については、大学院入学試験委員会での検討や経営協議会からの意見を踏まえ、入試合格者に対する学長メッセージ等の送付及び辞退者に対するアンケート調査によるニーズの把握等を通じて、学生の確保と入試制度の改善に努めている。また、秋入学に関する検討委員会により、秋入学制度の実施可能性について具体的に検討している。

したがって、本学では、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われていることを検証し、その結果を入学者選抜の改善に役立てているといえる。

観点 4－2－①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

#### 【観点に係る状況】

本学の学部の入学定員は 100 人、修士課程の入学定員は 250 人、専門職学位課程の入学定員は 50 人である。過去 5 年間における実入学者及び入学定員に対する実入学者の割合は下に示したとおりである（資料 4－2－①－1）。学部においては、定員充足率は平均 112.6% であり、入学定員を超えているが大幅に超えていたりではない。

大学院においては、修士課程及び専門職学位課程を合わせた定員 300 人に対する過去 5 年間の定員充足率は平均 87.1% であり、入学定員を下回っている。そのため、企画戦略室に設置した大学院定員確保検討委員会（企画・社会連携担当理事（委員長）、総務・財務担当理事（副委員長）、入試企画担当副学長及び教育部長等から構成）、あるいは入学試験委員会等で、選抜方法の改善、入学試験の実施時期、各コースの募集人員等、定員を充足させる方策について検討を行っている（別添資料 4－2－①－2、3）。

## 資料4－2－①－1 学部及び大学院の入学定員充足率推移

## 学部入学定員数推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
募集人員	100人	100人	100人	100人	100人
志願者	580人	561人	716人	618人	623人
合格者	120人	121人	113人	115人	114人
入学者	113人	117人	111人	115人	107人
充足率	113.0%	117.0%	111.0%	115.0%	107.0%

## 大学院入学定員数推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
募集人員	300人	300人	300人	300人	300人
志願者	378人	383人	465人	387人	387人
合格者	302人	343人	372人	340人	324人
入学者	230人	259人	290人	269人	259人
充足率	76.7%	86.3%	96.7%	89.7%	86.3%

(出典 入試課資料)

## 別添資料4－2－①－2 大学院定員確保検討委員会議事要録

## 別添資料4－2－①－3 大学院入学試験委員会議事録

## 【分析結果とその根拠理由】

学部は定員を超過しているが、定員充足率は平均 112.6%であり、学生定員の管理が適正に行われている。大学院では実入学者数が入学定員を下回っているが、定員充足率は平均 87.1%であり、「大幅に下回る」状況とはいえない。

したがって、本学では、実入学者数が入学定員と比較しておむね適正な数になっているといえるが、大学院の定員充足に対しては、様々な取組を検討し実施してきている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・大学院入試においては、多様な経験や実績を有する現職教員の資質・能力を測るために、現職教員の筆記試験又は実技試験を免除し、口述試験を重視し、教育実践力を獲得しているかどうかを適確に測る入学者選抜を実施している。
- ・アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するために、学部入学試験委員会の専門部会として、入学者選抜方法研究専門部会を平成元年度から設置し、追跡調査と分析を行い、「入学者選抜に関する追跡調査」として報告し、これを基に入学者選抜方法の改善策を検討している。

【改善を要する点】

- ・大学院課程の実入学者数について、入学定員を大幅ではないが下回っている（87.1%）ことが、改善を要する課題である。こうした課題を踏まえ、大学院入試を前期（8月）・中期（12月）・後期（3月）の3回実施することにしたり、専門職学位課程においては、平成25年度より現職教員対象の3コースを教職実践力高度化コースの1コースに統合し、教職キャリアの長短に関わらず、幅広い年代の教員に適合したカリキュラムに改編することにした。

## 基準 5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点 5－1－①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点に係る状況】

学士課程においては、「鳴門教育大学（学士課程）カリキュラム・ポリシー」が定められている（資料 5－1－①－1）。ここでは、カリキュラム編成のPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを踏まえて、（1）カリキュラムの中核として「教育実践学」を設定し、カリキュラムを編成すること、（2）教員が学校教員の教育実践力についての観点や内容を互いに共有し、協働する体制を構築すること、さらに、学生が互いに学びあい磨き合う学習環境のもとで社会人としての意識を高め、教員にふさわしい資質能力を身につけることができるよう支援体制を整えること、（3）本学の理念・目的に沿った各授業科目の到達目標を定め、到達目標並びに成績評価の基準・方法を学生に周知し、また、学生が身につけた知識・技能を統合して、教員にふさわしい資質能力を獲得できたかについて評価する基準を設け、その評価結果にもとづいてカリキュラムの評価・改善を図ることで教育の質の保証に努めることが定められている。

資料 5－1－①－1 カリキュラム・ポリシー（学士課程）

#### 鳴門教育大学（学士課程）カリキュラム・ポリシー

本学の理念・目的と学部の教育目標を達成するために、カリキュラムを、次のような基本的な考え方にもとづいて編成し実践します。

##### （1）カリキュラムの編成

豊かな教養と人間性、教育・教科等に関する専門的知識の上に立った確かな教育実践力が習得できるように、教員養成のためのコア・カリキュラムを編成します。具体的には、カリキュラムの中核として「教育実践学」を設定し、大学の授業と教育現場の実践とが連動するように展開するとともに、「教育実践学」を軸にして各授業科目を結びつけ、カリキュラム全体の構造化を図ります。

##### （2）教育の実施体制

各授業科目を担う本学教員が教員養成の使命を自覚し、学校教員の教育実践力についての観点や内容を互いに共有し、協働する体制を構築して教育を進めます。また、全教職員が連携し、課外活動や就職支援等、大学生活全般を通じて、学生が互いに学びあい磨き合う学習環境のもとで社会人としての意識を高め、教員にふさわしい資質能力を身につけることができるよう支援体制を整えます。

##### （3）教育の評価体制

各授業科目では、本学の理念・目的に沿った到達目標を定め、到達目標並びに成績評価の基準・方法を学生に周知します。また、学生が各授業科目・課外の活動等で身につけた知識・技能を統合して、教員にふさわしい資質能力を獲得できたかについて評価する基準を設け、その評価結果にもとづいてカリキュラムの評価・改善を図ることで教育の質の保証に努めます。

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/006.html>）

### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、「鳴門教育大学（学士課程）カリキュラム・ポリシー」に示したとおり、PDCAサイクルを踏まえて、カリキュラムの編成、教育の実施体制、教育の評価体制の方針を定めている。

したがって、本学では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているといえる。

**観点 5－1－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。**

### 【観点に係る状況】

本学では、教員養成コア・カリキュラムを編成し、各授業科目を位置付けている。カリキュラムのコア領域には「教育実践学」（本学履修規程上は、「教育実践コア科目」と「教育実習」）を設定している。教育実践コア科目は、学部4年間を通して、学生が常に授業を観察・分析し、そして構想・実践・評価していくことにより、理論知と実践知を統合しながら教育実践力をスパイラルに形成・成長させていくように構成している。これと教養基礎科目・教職共通科目・専修専門科目・卒業研究を関連させ構造化することで、大学の授業と教育現場の実践との関連・往還を図るようにした。また、カリキュラム全体を通して、教養教育及び専門教育のバランスをとり、必修科目、選択科目も適切に配当しており、教員に求められる総合的能力への志向性と専門的志向性が調和するように配置している（別添資料 5－1－②－1）。本カリキュラムでは、異校種の一貫教育を担える教員の養成という観点から、特別支援教育専修を除く専修・コースにおいて、隣接校種の教員免許状を取得することを義務付けている（別添資料 5－1－②－2）。

別添資料 5－1－②－1 鳴門教育大学学士課程コア・カリキュラムの全体構造

別添資料 5－1－②－2 平成 25 年度学部履修の手引 P49

### 【分析結果とその根拠理由】

学部の教育課程は、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教員養成コア・カリキュラムを編成し、学部4年間を通じて、学生が教員としての教育実践力をスパイラルに形成・成長させていくことができるようになっている。教員養成カリキュラムとしての体系性・総合性・専門性を考慮するとともに、異校種の一貫教育を担える教員の養成という観点から、特別支援教育専修を除く専修・コースにおいて隣接校種の教員免許状を取得することを義務付けている。

したがって、本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているといえる。

**観点 5－1－③：** 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

豊かな人間性と高い専門性に支えられた教員を求める社会からの要請に応えるため、本学は、教育実践学を中心とする教員養成コア・カリキュラムを編成している。コア領域「教育実践学」は、「初等中等教育実践基礎演習」「初等中等教科教育実践」「教育実習」から構成されている。「初等中等教育実践基礎演習」の内容の柱は、①教職の意義と使命、②学びの意味と教科の成立、③子ども理解と生徒指導、④学級づくり、の4つである。「初等中等教科教育実践」は、教科授業を展開するための基礎的・基本的な理論と実践の技術・方法を、学習指導要領を基盤とする教科内容の理解と教育現場での具体的な指導場面の分析、模擬授業の実践とを踏まえて習得していく。「初等中等教科教育実践」との有機的な連携の下、「教育実習」をふれあい実習・観察実習・主免教育実習・副免教育実習・教員インターンシップにより体系的に計画し実施している。コア領域「教育実践学」の授業担当は、教科教育・教科専門担当の大学教員と教育現場の教員とが協働して担うようにしている（別添資料 5－1－③－1、2）。

このほかに、学生の多様なニーズへの配慮として、既修得単位及び大学以外の教育施設等における学修について、単位認定が可能となっており（資料 5－1－③－3、4），単位互換は放送大学、徳島大学総合科学部、四国大学及びe-Knowledgeコンソーシアム四国連携大学間で協定を締結している（別添資料 5－1－③－5～8）。教員インターンシップは、教職共通科目の選択科目とし、単位化している（前掲資料 2－1－⑤－4）。教養基礎科目では、教員に必要な基礎教養の視点と学術の発展動向を踏まえ、学問横断的なテーマ型の科目が設定されている（別添資料 5－1－③－9、10）。また、教員免許状以外にも保育士、学校図書館司書教諭、学芸員の資格取得のための授業を開講している（別添資料 5－1－③－11）。

別添資料 5－1－③－1 シラバス（初等中等教育実践基礎演習）

別添資料 5－1－③－2 シラバス（初等中等教科教育実践Ⅱ）

資料 5－1－③－3 既修得単位について

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第52条第4項及び第72条第4項の規定に基づき、鳴門教育大学の学部及び大学院に入学した者の既修得単位の取扱いについて、必要な事項を定める。

（認定の条件）

第2条 既修得単位の認定は、その授業科目の内容が学部及び大学院において開設している授業科目と同等のものであると認められ、かつ、その時間数が当該授業科目の時間数を下回らない場合に限り認定するものとする。

（出典 鳴門教育大学入学者の既修得単位の取扱いに関する規程 第1条、第2条）

資料 5－1－③－4 大学以外の教育施設等における学修について（文部科学大臣定め）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第51条第3項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定について、必要な事項を定めるものとする。

（単位認定のための条件）

第2条 単位の認定を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 文部科学省認定の「実用英語技能審査基準」に基づき、財団法人日本英語検定協会が実施する試験（以下「英検」という。）で、2級以上の資格を認定されている者
- (2) Educational Testing Service が実施する Test of English as a Foreign Language（以下「TOEFL」という。）でiBT（Internet-Based Test）61点以上の成績を有する者
- (3) 財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）で600点以上の成績を有する者

（出典 鳴門教育大学大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程）

別添資料 5－1－③－5 放送大学との単位互換協定書

別添資料 5－1－③－6 徳島大学総合科学部との単位互換協定書

別添資料 5－1－③－7 四国大学との単位互換協定書

別添資料 5－1－③－8 e-Knowledgeコンソーシアム四国連携大学間の単位互換協定書

別添資料 5－1－③－9 シラバス（市民社会と公共性）

別添資料 5－1－③－10 シラバス（生体メカニズムと生命倫理）

別添資料 5－1－③－11 平成25年度学部履修の手引 P83, 84

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育実践力の形成をめざした教員養成コア・カリキュラムを編成し、コア科目である初等中等教育実践基礎演習・初等中等教科教育実践・教育実習の内容を理論知と実践知を統合するように構成し実践している。また、他大学との単位互換、教員インターンシップの単位化、保育士、学校図書館司書教諭、学芸員の資格取得を可能とともに、教養基礎科目では最新の学術の発展動向を踏まえた学問横断的な科目を設定している。

したがって、本学では、教育課程の編成や授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向や社会からの要請等に配慮しているといえる。

**観点5－2－①：** 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

授業形態は、教員養成という目的に照らして、演習中心の教育実践コア科目を中核に、講義・演習・実験・実習等をバランスよく配置している（別添資料5－2－①－1）。

本学のコア科目「初等中等教科教育実践Ⅰ～Ⅲ」では、専修・コースごとに学部1年生から3年生の各履修年次において、教科授業力の形成のためのPDCAの学習サイクルを踏まえて、「教科の本質と目的の理解」→「教科内容の理解」→「子ども理解」→「授業実践の分析」→「授業の開発と模擬授業の実践」→「授業実践の評価・改善」というように展開し、教員による講義と学生自身によるアクティブラーニングを組み合わせた授業方法・形態が取られている。コア科目は、専修・コースごとに実施しており、少人数授業となっている（別添資料5－2－①－2）。

教育実習では、他のコア科目（初等中等教科教育実践Ⅰ～Ⅲ等）と関連性を持たせ、4年間を通じた体系的な編制としている。また、附属学校園や地域の協力校園における実習が必修であることに加えて、協力校園での教員インターンシップが選択可能である（前掲資料2－1－⑤－4）。

教養基礎科目では、本学特設の「阿波学（地域文化研究）」において、現代GP採択事業を継続して展開しており、地域理解を深め、その文化や伝統をまなざす態度や関心を養うために、講義と歩き遍路の実習を組み合わせたユニークな方法をとっている（別添資料5－2－①－3）。「英語コミュニケーションⅠ～Ⅴ」においては、「Ⅰ・Ⅱ」、「Ⅲ・Ⅳ」をステップアップとし、「Ⅴ」を実体験としての海外語学研修としている。また、学生を入学時の受講生のレベルに応じてクラス分けをし、嘱託外国人講師を交えた少人数グループ教育を実施している（資料5－2－①－4、別添資料5－2－①－5）。

別添資料5－2－①－1 平成25年度学部履修の手引 P23～32

別添資料5－2－①－2 初等中等教科教育実践受講者数一覧

別添資料5－2－①－3 シラバス（阿波学（地域文化研究））

資料5－2－①－4 少人数教育履修者数（英語コミュニケーションⅠ）  
(平成24年度)

授業科目名	履修者数
英語コミュニケーションⅠ A	25
英語コミュニケーションⅠ B	23
英語コミュニケーションⅠ C	24
英語コミュニケーションⅠ D	24
英語コミュニケーションⅠ E	24

（出典 教務課資料）

別添資料5－2－①－5 シラバス（英語コミュニケーションⅤ）

### 【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、教員養成という目的に照らして、講義・演習・実験・実習等をバランスよく配置している。教育実践コア科目は、教科授業力の形成のためのアクティブラーニングを組み込んだ授業方法が採られている。教育実習では、附属学校園・近隣の幼・小・中学校及び特別支援学校等との連携による実習など、指導方法を工夫している。教養基礎科目の「阿波学（地域文化研究）」においては、歩き遍路の実習を取り入れ、「英語コミュニケーション I～V」においては、能力別少人数クラス編成と海外語学研修を取り入れている。

したがって、本学では、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導方法の工夫がなされているといえる。

### 観点 5－2－②：単位の実質化への配慮がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では、単位の実質化への具体的手立てとして、「学習指導体制の整備」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」の3つを実施している。

「学習指導体制の整備」では、クラス担任が授業の履修状況について直接的に指導するとともに（資料5－2－②－1）、教務課職員が、入学時のオリエンテーション（資料5－2－②－2）で「履修の手引」を活用し、1単位につき45時間の学修が必要であることを説明している（資料5－2－②－3）。そして授業期間を35週確保（別添資料5－2－②－4）している。

「授業目的等の明確化」については、シラバスに各授業の目的や主旨、さらに到達目標を明示し、15週分の授業計画と内容を提示するとともに、授業形態、履修上の注意事項、使用するテキストや参考文献を明記し、学生の学習の方法や姿勢を示している。これにより、学生の努力目標が明確になり、授業の事前・事後学習の促進につながっている（別添資料5－2－②－5）。

「成績評価の具体化」については、シラバスに各授業の成績評価の方法を明示し、各学期の最後に試験週間を設け、教養基礎科目、教職共通科目及び専修専門科目の「教職の専門科目」のうち講義科目について筆記試験を実施している（資料5－2－②－6）。これにより、教員は、評価の判定を適切に行うことが可能となり、学生に対して授業目標を達成するための実質的な学習を課すことが可能となっている。

#### 資料5－2－②－1 クラス担当教員の業務

クラス担当教員は、次のとおり指導助言等を行ってください。

指導不案内の場合は、担当課等に問い合わせ、詳細を把握してください。

事 項	内 容	事務担当・内線電話
1 履修状況の把握並びに履修上の相談及び助言に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の履修登録に当たって、教員免許状取得及び卒業に必要な科目をチェックし、助言を与える。 (ライブキャンパス)</li> <li>・学年末ごとに履修状況を把握し、特に主免教育実習及び教員インターンシップを受講するまでに履修すべき必要な授業科目の履修を指導する。</li> </ul>	教務課教育支援チーム (内線 6093・6094)
		教務課教育支援チーム (内線 6095・6096)

（出典 学生課資料）

## 資料5- 2-②-2 平成25年度新入生オリエンテーション日程（抜粋）

平成25年度新入生オリエンテーション日程 4月8日(月)～9日(火)			
月日	時間	学部	大学院
4 ／ 9 （火）	9:00～12:00	9:00～9:50(希望者のみ) 奨学金・授業料免除関係 オリエンテーション(講義棟B201講義室) ※奨学金、授業料免除希望者は必ず出席してください。	9:00～10:00(全員) 教務関係オリエンテーション (講義棟B101講義室)
		10:00～12:00(全員) 専修・コース別オリエンテーション (全13会場:裏面参照)	10:10～11:00(希望者のみ) 奨学金・授業料免除関係 オリエンテーション(講義棟B101講義室) ※奨学金、授業料免除希望者は必ず出席してください。
			10:00～12:00(希望者のみ) 履修、奨学金等個別相談 (教務課・学生課(本部棟1階))
	13:00～17:15	13:00～14:00(全員) 教務関係オリエンテーション (講義棟B101講義室)	13:00～(全員) 専攻・コース別オリエンテーション (全19会場:裏面参照)
		14:30～(全員) 新入生合宿研修 (会場:休暇村南淡路、1泊2日) (クラス別交流会、履修相談ほか)	～17:15(希望者のみ) 履修、奨学金等個別相談 教務課・学生課(本部棟1階)

(出典 学生課資料)

## 資料5- 2-②-3 単位

## (3) 各授業科目的単位

ア 大学の授業科目については、教育研究上の目的に沿って多様な履修が可能となるように単位制が採られており、大学は各授業科目について単位数を定めて開設するものとされています。

単位は、各授業科目的学修の成果を量的に測る一定の基準となるものです。

イ 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算します。

授業科目的授業の方法による区分	1 単位
講 義	15 時 間
演 習	15 時 間
実験・実習・実技	30 時 間

ただし、教養基礎科目中の外国語科目（演習）、健康・スポーツ科目（実技に当たる部分）及び教職共通科目中の実地教育（実習に当たる部分）は、教室等で授業を行う時間数を、演習は30時間とし、実験・実習・実技は45時間とする。

(出典 平成25年度学部履修の手引 P8)

別添資料 5-2-②-4 学部学年暦

別添資料 5-2-②-5 シラバス（美術科授業論）

資料 5-2-②-6 定期試験の実施

（実施時期）

第 2 条 定期試験の実施時期は、原則として学期末の最終週の月曜日から金曜日又は当該授業科目の授業最終日に実施するものとする。

（試験科目）

第 3 条 定期試験は、「教養基礎科目」、「教職共通科目」及び「専修専門科目の教職の専門科目」のうち、授業の方法が「講義」であるものについて、筆記試験により実施する。

（出典 鳴門教育大学学校教育学部定期試験実施細則 第 2 条、第 3 条）

#### 【分析結果とその根拠理由】

「学習指導体制の整備」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」の 3 つの手立てを実施することで、授業外学習の支援、授業時間の確保を行うとともに、シラバスにおいて授業目的、到達目標、評価方法等を明示し、試験週間を設定して主な講義科目には必ず筆記試験を行うことで、学生に対して授業目標を達成するための実質的な学習を課すことが可能となっている。

したがって、本学では、単位の実質化に十分に配慮しているといえる。

観点 5-2-③：適切なシラバスが作成され、活用されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学は、シラバス作成要領を策定しており、個々の教員は、それに従いシラバスを作成している（別添資料 5-2-③-1）。その構成は「授業科目名」、「担当教員」、「備考」、「授業の目的及び主旨・到達目標」、「授業計画」、「履修上の注意事項」、「成績評価方法」、「テキスト・参考文献」、「キーワード」及び「連絡先・オフィスアワー」等の項目で統一している（前掲別添資料 5-2-②-5）。

シラバスは本学ウェブページで閲覧可能で、活用については、学生は授業科目選択及び履修登録時、学習準備の際に、教員はガイダンス及び授業の評価の際に、それぞれ活用している（資料 5-2-③-2）。

また、学生による授業評価アンケート調査ではシラバスの適切性を評価する項目があり、平成 23 年度のアンケート結果によると、平均値で 4.3 点（5 点満点）であり、おおむね学生が適切であると評価している。教員は、学生による授業評価アンケートの結果を踏まえて、毎年 1 月に次年度版を作成することが可能である（前掲資料 3-2-②-5）。

別添資料 5-2-③-1 授業概要（シラバス）作成要領

資料5－2－③－2 シラバス掲載ウェブページ

**シラバス(学部)**

**学校教育学部**

<https://lc-nue.naruto-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/04/003.html>)

**【分析結果とその根拠理由】**

シラバスは作成要領に基づき、授業に関する工夫・改善点や学生によるアンケート調査の結果等を踏まえた上で適切に作成し、ウェブページにより公表している。また、授業科目選択及び履修登録時や学習準備、ガイダンスの際に用い、学生による授業評価アンケートの対象にして授業の改善に役立てている。授業評価アンケートの結果によると、シラバスに関しておおむね学生が適切であると評価している。

したがって、本学では、シラバスが教員により適切に作成され、教員及び学生により有効に活用されているといえる。

**観点5－2－④：基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**

**【観点に係る状況】**

学士課程における基礎学力不足の学生に組織的に対応する取組として、各教員はオフィスアワーを設定し、授業内容や学習全般に係る指導・相談に当たっている。さらに、クラス担当教員等が担当クラス学生の学習相談に当たる体制を設けている。算数・数学科教育コース及び理科教育コースにおいては、高等学校での理数系科目の未履修者等に対して、基礎的内容を補償する授業を開設している（別添資料5－2－④－1、2）。

別添資料5－2－④－1 シラバス（基礎数学II）

別添資料5－2－④－2 シラバス（物理学の基礎）

**【分析結果とその根拠理由】**

オフィスアワーやクラス担当教員等が相談に当たる体制を設けると同時に、理数系のコースにおいては、高等学校での理数系科目の未履修者等に対して、基礎的内容を補償する授業を開設している。

したがって、本学では、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているといえる。

**観点5－2－⑤：夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。**

該当なし

観点 5－2－⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5－3－①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点に係る状況】

修学の成果の評価と学位授与に係る方針として、学士課程における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が定められている（資料 5－3－①－1）。本学のディプロマ・ポリシーは、教員として必要とされる資質・能力の中心的な要素である「教育者としての人間性」「協働力」「生徒指導力」「保育・授業実践力」「省察力」の 5 つから構成され、カリキュラム編成や授業科目の実践と評価において、到達目標及び評価規準として活用できるよう定められている。

#### 資料 5－3－①－1 ディプロマ・ポリシー（学士課程）

##### 鳴門教育大学（学士課程）ディプロマ・ポリシー

本学では、修学の成果の評価と認定に係る基準として学士課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めます。

学生は、本学の教育課程において、所定の単位を修得し、以下に示す教員として必要とされる資質・能力の基礎を身につけていると判定されることが求められます。

##### 1. 教育者としての人間性

使命感・倫理観・教育的愛情・探究心・教養からなる、教職の基盤となる人間性を有している。

##### 2. 協働力

対人関係能力・協調性・社会性を有し、教員としての職務を自覚し、多様な価値観が競合する社会集団の中で、リーダーシップを発揮しながら良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを遂行できる。

##### 3. 生徒指導力

公正な判断力と態度を基盤にした個人指導力・集団指導力を有し、子どもの実態を把握した円滑な支援・指導ができる。

##### 4. 保育・授業実践力

深遠な学問的知識や探究方法の理解に基づき、教科・領域内容の理解力と、保育・授業の構想・展開・評価の能力を有し、適切な学習計画・指導・評価を実践できる。

##### 5. 省察力

変化する社会状況の中で、自己の教育実践を絶えず反省・評価し、改善していくことができる。

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/007.html>）

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、教員として必要とされる資質・能力の柱立てにより、教員養成の目的に合致した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められている。

**観点 5－3－②：** 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準については、学則第 49 条及び学部履修規程第 11 条において定めており、S (100 点～90 点)、A (89 点～80 点)、B (79 点～70 点)、C (69 点～60 点)、及び D (59 点以下) の 5 段階で評定の上、S、A、B、C を合格と設定し単位を認定している（資料 5－3－②－1、2）。また、GPA 制度を実施し（資料 5－3－②－3）、教員が学生の修学状況を容易に確認して、修学指導に役立てている。これらの成績評価基準と方法は、入学時に学部生に配付している「履修の手引」及び本学のウェブページにおいて明示している（資料 5－3－②－4）。また、新入生オリエンテーションにおいても周知している（前掲資料 5－2－②－2）。

成績評価については、試験、レポート、授業への出席状況及び授業態度等を総合して成績評価を行うこととしており、その旨はシラバスに「成績評価方法」として明示している（前掲別添資料 5－2－②－5）。

単位認定については、授業担当教員が成績評価を行い、合格者には所定の単位を与えることとしている。

資料 5－3－②－1 成績の評価

（成績の評価）

第 49 条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則 第 49 条）

資料 5－3－②－2 成績評価

成績評価は、担当教員が定期試験の結果及び受講状況等を総合して行います。

評価基準の対応関係は次のとおりです。

評価	評価基準	摘要	
S	100点～90点	合 格	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。
A	89点～80点	合 格	基本的な目標を十分に達成している。
B	79点～70点	合 格	基本的な目標を達成している。
C	69点～60点	合 格	基本的な目標を最低限度達成している。
D	59点以下	不 合 格	基本的な目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない。

（注）再試験の結果合格した場合の評価は、「C」(60点) となる。

（出典 平成 25 年度学部履修の手引 P10）

## 資料5－3－②－3 GPA制度

## (目的)

第1 この要項は、鳴門教育大学学校教育学部（以下「学部」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目的成績の平均数値。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

## (成績評価及びGP)

第2 学部履修規程に定める成績の評価のグレード・ポイント（各評価に与えられる数値。以下「GP」という。）は次の表のとおりとする。

評価	評価基準	G P
S	100点～90点	4.0
A	89点～80点	3.0
B	79点～70点	2.0
C	69点～60点	1.0
D	59点以下	0.0

(出典 鳴門教育大学学校教育学部における GPA制度の取扱いに関する要項 第1, 2)

## 資料5－3－②－4 成績の評価

## 成績評価(学部)

成績評価は、担当教員が定期試験の結果及び受講状況等を総合して行います。

評価	評価基準	摘要	
S	100点～90点	合格	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。
A	89点～80点	合格	基本的な目標を十分に達成している。
B	79点～70点	合格	基本的な目標を達成している。
C	69点～60点	合格	基本的な目標を最低限度達成している。
D	59点以下	不合格	基本的な目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない。

(注)再試験の結果合格した場合の評価は、「C」(60点)とする。

## 学修成果の評価(GPA制度)

履修登録した各授業科目的成績に対してグレード・ポイント(GP)を与え、これに基づき履修科目的成績の平均値(GPA)を年度毎に算出します。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/04/005.html>)

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準を関係規則に定めるとともに、GPA制度を実施し、これらの基準と方法は「履修の手引」及び本学のウェブページに示して学生に周知している。成績評価及び単位認定については、成績評価基準に基づき、成績評価方法を定めた上で評価・認定している。

したがって、本学では、成績評価基準に則り、成績評価、単位認定が組織として適切に実施されているといえる。

**観点 5－3－③： 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。**

**【観点に係る状況】**

本学では、教養基礎科目、教職共通科目及び専修専門科目の教職専門科目のうち、授業方法が講義の科目について、学年暦に示した期間で筆記試験による定期試験を課している（前掲資料 5－2－②－6）。定期試験における不正行為の発生を防止するため、「試験監督に関する申合せ」を定めるとともに、試験実施のためのマニュアル・フローと不正行為に対する措置を定めている（資料 5－3－③－1）。学生が試験に際し順守すべき事項については、「履修の手引」に明示し学生に周知している（資料 5－3－③－2）。

成績は、教務システムであるライブ・キャンパス上で入力し（資料 5－3－③－3）、学生がリアルタイムでウェブページを通して閲覧する事が可能である（資料 5－3－③－4）。また、ライブ・キャンパスが提示する得点分布図表示（資料 5－3－③－5）と GPA 分布図表示（資料 5－3－③－6）により、学生は、自分の成績がどの位置にあるのかを確認できる。その際、成績内容に異議等がある場合には、授業担当教員に直接申し立てができる、申し立てを受けた教員は速やかに対応することとしているが、異議申し立てを受ける制度については未確立である。

**資料 5－3－③－1 不正行為への対応**

第4 試験監督者は、不正と思われる行為を発見したときは、事実を確認し、当該学生が不正行為を認めた場合は、その学生を直ちに退室させ、試験における不正行為報告書（別記様式）により、学校教育学部教務委員会委員長及び学生支援委員会委員長に報告しなければならない。なお、当該学生が不正行為を否認した場合は、当該授業科目の試験は続行させ、試験終了後、同報告書により、学校教育学部教務委員会委員長及び学生支援委員会委員長に報告しなければならない。

（出典 試験監督に関する申合せ 第4）

**資料 5－3－③－2 試験に関する諸注意**

**4 試験に関する諸注意**

授業科目の単位認定に係る試験（中間試験、再試験、追試験を含む。）の実施に際し、以下のこと留意してください。

**【学生の遵守事項】**

試験に際しては、以下のことを遵守してください。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 学生証を必ず持参し、試験監督者が確認できるよう机上に提示すること。  
なお、試験に際し学生証を忘れた場合は、学生課において仮学生証の発行を受けること。
- (3) 試験中は、物品の貸し借りをしないこと。
- (4) 使用を許可された場合を除き、筆記用具以外の書籍、ノート又は携帯電話等は鞄又は袋類に入れて机の下に置くこと。
- (5) 座席を可能な限り離して座ること。
- (6) 不正行為が発覚した場合には、鳴門教育大学学校教育学部履修規程第14条の規定に基づき、当該学期に履修した全授業科目に係る成績が不合格となります。

（出典 平成 25 年度学部履修の手引 P10）

## 資料5-3-③-3 ライブ・キャンパス (教員用)

試験報告・修正 再試報告

戻る

印 刷 CSV取込 CSV出力 Excel取込 Excel出力

学科/専攻	コース	学年	学年番号	学生氏名	得点	入力年月日	該替設定	備考
1 学校教育教員養成課程	小学校学校教育実践コース	2				2013-03-15		
2 学校教育教員養成課程	小学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
3 学校教育教員養成課程	小学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
4 学校教育教員養成課程	小学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
5 学校教育教員養成課程	小学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
6 学校教育教員養成課程	小学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
7 学校教育教員養成課程	中学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
8 学校教育教員養成課程	中学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
9 学校教育教員養成課程	中学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
10 学校教育教員養成課程	中学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
11 学校教育教員養成課程	中学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
12 学校教育教員養成課程	中学校社会科教育コース	2				2013-03-15		
13 学校教育教員養成課程	中学校保健体育科教育コース	2				2013-03-15		
14 学校教育教員養成課程	中学校技術科教育コース	2				2013-03-15		
15 学校教育教員養成課程	小学校英語科教育コース	4				2013-03-15		
16 学校教育教員養成課程	中学校国語科教育コース	4				2013-03-15		
17 人間教育専攻	人間形成(2008-)	2				2013-03-15		

(出典 本学ウェブページ ※本学教員専用)

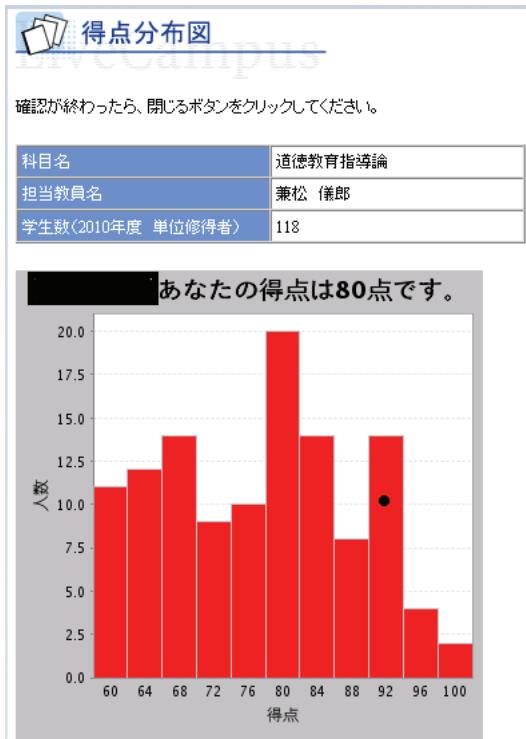
## 資料5-3-③-4 ライブ・キャンパス成績表示

## 成 績 表

氏名	学年	学校教育学部			学校教育教員養成課程 幼児教育専攻 第4年次			平成22年 4月 1日入学				
		科目	単位	評価	修得判定	科目	単位	評価	修得判定	科目	単位	評価
日本国憲法				A	平成22	社会福祉論 I		S	平成22			
地域社会研究				B	平成22	社会福祉論 II		S	平成22			
阿波歌(地場文化研究)				S	平成22	歴史地圖論		S	平成22			
健康・スポーツ科学 I				B	平成22	小児保健		S	平成22			
選択必修教科二つ科目				S	平成24	小児精神保健		S	平成22			
基礎的教科				A	平成22	小児心理学		S	平成22			
基礎的教科 II				A	平成22	小児栄養		S	平成22			
英語コミュニケーション I				A	平成22	乳児保健		S	平成22			
英語コミュニケーション II				S	平成22	学校精神保健学		S	平成24			
英語コミュニケーション III				B	平成23	施設内育児		A	平成24			
英語コミュニケーション IV				A	平成22	乳幼児教育研究法 I		A	平成24			
英語リーディング I				A	平成22	育児論		A	平成24			
英語リーディング II				S	平成22	乳幼児教育研究法 II		S	平成24			
幼児教育実践				A	平成22	合計	131					
幼稚園教育実践 I				S	平成22							
教育心理学				S	平成22							
人間形成理論				S	平成22							
発達心理学				B	平成23							
教育心理学				B	平成23							
教育社会学				A	平成23							
教育社会学実践				A	平成23							
幼稚園精神保健論				S	平成23							
初等社会科教育論				A	平成22							
算数教育論				S	平成23							
初等理科教育論				A	平成23							
初等社会教育論				R	平成23							
初等数学教育論				R	平成23							
初等物理教育論				R	平成23							
初等化学教育論				R	平成23							
分科教育概論				S	平成24							
侏育教育概論				A	平成23							
侏育教育実践				S	平成23							
侏育教育実践 I				A	平成23							
侏育教育実践 II				A	平成23							
侏育教育実践 III				A	平成23							
侏育教育実践 IV				A	平成23							
侏育教育実践 V				A	平成23							
侏育教育実践 VI				A	平成23							
侏育教育実践 VII				A	平成23							
侏育教育実践 VIII				A	平成23							
侏育教育実践 IX				A	平成23							
侏育教育実践 X				A	平成23							
侏育教育実践 XI				A	平成23							
侏育教育実践 XII				A	平成23							
侏育教育実践 XIII				A	平成23							
侏育教育実践 XIV				A	平成23							
侏育教育実践 XV				A	平成23							
侏育教育実践 XVI				A	平成23							
侏育教育実践 XVII				A	平成23							
侏育教育実践 XVIII				A	平成23							
侏育教育実践 XVIX				A	平成23							
侏育教育実践 XX				A	平成23							
侏育教育実践 XXI				A	平成23							
侏育教育実践 XXII				A	平成23							
侏育教育実践 XXIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXIV				A	平成23							
侏育教育実践 XXV				A	平成23							
侏育教育実践 XXVI				A	平成23							
侏育教育実践 XXVII				A	平成23							
侏育教育実践 XXVIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXIX				A	平成23							
侏育教育実践 XXX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXI				A	平成23							
侏育教育実践 XXXII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXIV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXVI				A	平成23							
侏育教育実践 XXXVII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXVIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXIX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXI				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVI				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVI				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVI				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVI				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXV				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVI				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXVIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXX				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIII				A	平成23							
侏育教育実践 XXXXIV				A	平							

資料 5－3－③－5

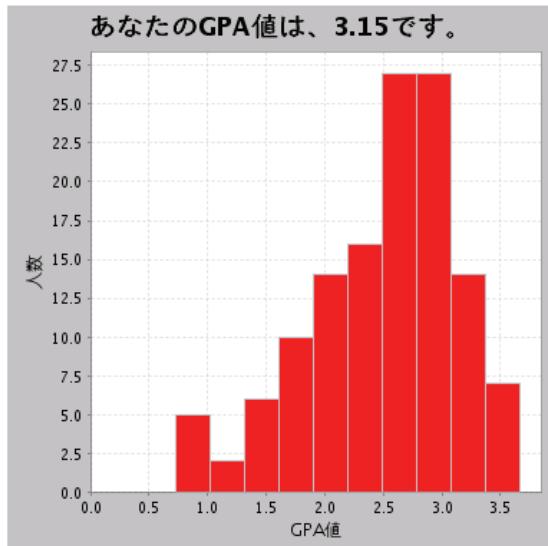
ライブ・キャンパス得点分布図



資料 5－3－③－6

ライブ・キャンパスG P A分布図

GPA種別	累積GPA
学年	4年
GPA値	3.15
最終GPA算出日	2013年 02月 27日



#### 【分析結果とその根拠理由】

定期試験週間において筆記試験を課すことにより、レポート等の点数化が難しい判定項目に偏倒することなく、客観性・厳格性のある成績評価を実施している。定期試験の実施に当たっては、不正行為の発生を防止するための措置を定めている。また、学生はライブ・キャンパスを活用することで、ウェブページ上で成績の確認ができるようになっている。

したがって、本学では、成績評価の客観性、厳格性を担保するために必要な措置が講じられているといえるが、成績内容に関する学生の異議申し立てを受ける組織としての制度については未確立である。

**観点 5－3－④：** 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

卒業認定基準すなわち卒業の要件については、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、学則第 46 条に基づく学部履修規程第 4 条において定めている（前掲別添資料 2－1－②－1）。「履修の手引」及び本学のウェブページにおいて、専修ごとに修得すべき単位数を一覧表示するとともに、専修・コースごとに、具体的な履修内容について詳細かつ明瞭に記載している（資料 5－3－④－1）。

さらに、卒業認定基準に基づく各学年の履修計画については、入学後まもなく実施している新入生合宿研修において指導するとともに、ウェブページにおいても周知している。この合宿研修においては、学生支援担当副学長、クラス担当教員及び教務担当事務職員等によって、学生の取得希望免許状に応じた履修計画を個別に指導している（別添資料 5－3－④－2）。

卒業認定については、「卒業認定に関する規程」に基づき、学部教務委員会で単位修得状況が卒業要件を満たしているか確認し、その後、教授会の議を経て学長が行うこととしている（資料5－3－④－3）。また、卒業研究については、「卒業研究に関する申合せ」に基づき、指導教員が評価を実施している（資料5－3－④－4）。

#### 資料5－3－④－1 卒業の要件

本学を卒業するための要件は、本学に4年以上在学し、下表の区分に従い、128単位以上を修得することとなっています。

課程	専 修	教養基礎 科 目	教育実践 コア科目	教職共通 科 目	専修専門 科 目	卒業研究	計
学校教育教員養成課程	幼児教育専修	20 単位以上	6 単位以上	65 単位以上	33 単位以上	4 単位	128単位以上
	小学校教育専修	22 単位以上	8 単位以上	55 単位以上	32 単位以上	4 単位	128単位以上
	学校教育実践コース	22 単位以上	14 単位以上	52 単位以上	36 単位以上	4 単位	128単位以上
	中学校教育専修	22 単位以上	8 単位以上	49 単位以上	38 単位以上	4 単位	128単位以上
	技術科教育コース	22 単位以上	8 単位以上	51 単位以上	38 単位以上	4 単位	128単位以上
	特別支援教育専修	22 単位以上	12 単位以上	50 単位以上	38 単位以上	4 単位	128単位以上

- 備考 1 小学校教育専修（学校教育実践コースを除く）の学生は、この表の教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目及び専修専門科目の各欄に規定するもののほか、7単位を修得しなければならない。
- 2 中学校教育専修の学生は、この表の教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目及び専修専門科目の各欄に規定するもののほか、7単位（ただし、技術科教育コースの学生は、5単位）を修得しなければならない。
- 3 特別支援教育専修の学生は、この表の教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目及び専修専門科目の各欄に規定するもののほか、2単位を修得しなければならない。

（出典 平成25年度学部履修の手引 P11）

#### 別添資料5－3－④－2 学部新入生合宿研修日程表

#### 資料5－3－④－3 卒業認定

（卒業認定）

第4条 卒業認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

（出典 鳴門教育大学学校教育学部の卒業認定に関する規程 第4条）

#### 資料5－3－④－4 卒業研究

第3 卒業研究の指導教員は、専任の教授、准教授、講師及び助教とする。

第7 卒業研究の評価は、指導教員が行う。

（出典 鳴門教育大学卒業研究に関する申合せ 第3、第7）

**【分析結果とその根拠理由】**

卒業認定基準を関係規則に定めており、その内容を「履修の手引」及び本学のウェブページに示していることから、教育の目的に応じた卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されている。卒業認定については、卒業認定基準に則り、学部教務委員会で単位修得状況が卒業要件を満たしているか確認し、教授会の議を経て学長が認定を行っている。

したがって、本学では、卒業認定基準に則り、卒業認定が適切に実施されているといえる。

**<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>****観点 5－4－①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。****【観点に係る状況】**

「大学院学校教育研究科（修士課程）カリキュラム・ポリシー」において、カリキュラム編成のPDCAサイクルを踏まえて、（1）「教育実践」を中心とした構造的・体系的なカリキュラムを編成すること、（2）教員が学校教員の教育実践力についての観点や内容を互いに共有し、協働する体制を構築し授業を実践すること、（3）本学の理念・目的に沿った各授業科目の到達目標を定め、到達目標並びに成績評価の基準・方法を学生に周知し、学生の成績評価を行うとともに、学生による授業評価を通してカリキュラムの評価・改善を図ることで教育の質の保証に努めている（資料 5－4－①－1）。

「大学院学校教育研究科（専門職学位課程）カリキュラム・ポリシー」において、教員養成・教師教育カリキュラム編成のPDCAサイクルを踏まえて、（1）教育実践と理論的学習を融合させカリキュラムを構造化するとともに、多様なキャリアステージにある教員のニーズに合致したカリキュラムを編成すること、（2）教員が教育実践力の観点と内容を共有した上で協働する体制で教育にあたること及び学生が互いに学び合う学習環境の中で教員としての資質・能力を習得できる支援体制を構築すること、（3）本学の理念・目的と高度専門職業人としての教員の養成という課程の趣旨に沿った到達目標を定め、到達目標並びに成績評価の基準・方法を学生に周知するとともに、教員・学生相互の評価活動を通してカリキュラムの評価・改善を図ることで教育の質の保証に努めている（資料 5－4－①－2）。

資料5－4－①－1 カリキュラム・ポリシー（修士課程）

### 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（修士課程）カリキュラム・ポリシー

本学の理念・目的と修士課程の教育目標を達成するために、カリキュラムを次のような基本的な考え方に基づいて編成し実践します。

#### （1）カリキュラムの編成

教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を有する人材が育成できるように、「教育実践」を中心据え、「教職教養・教育科学」「教科専門」「教科教育」の構造化と有機的関連を図ったカリキュラムを編成します。

#### （2）教育の実施体制

各授業科目を担う本学教員が学校教育研究科における教育・研究の使命を自覚し、学校教育における高度な実践的力量についての観点や内容を互いに共有し、協働する体制を構築して教育を進めます。

#### （3）教育の評価体制

各授業科目では、本学の理念・目的に沿った到達目標を定め、到達目標並びに評価の基準・方法を学生に周知し、成績評価を行うとともに、学生による授業評価も実施します。その評価結果に基づいてカリキュラムの評価・改善を図ることで教育の質の保証に努めます。

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/008.html>）

資料5－4－①－2 カリキュラム・ポリシー（専門職学位課程）

### 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）カリキュラム・ポリシー

本学の理念・目的と専門職学位課程の教育目標を達成するために、カリキュラムを次のような基本的な考え方に基づいて編成し実践します。

#### （1）カリキュラムの編成

教職に関する専門的知識の幅広い学び、教育実践と理論的学习を融合させる学び、継続的な教育実践と省察を往還させる学びを展開できるように、共通科目、専門科目、実習科目を系統立てたカリキュラムに構造化します。また、新人教員及びニューリーダーからリーダーまでの養成する人材の拡充に適合した幅広いキャリアに応じたカリキュラムを編成します。

#### （2）教育の実施体制

本学教員が高度専門職業人としての教員を養成する使命を自覚し、学校教員の教職実践力についての観点や内容を共有し、協働する体制で教育を進めます。また、学生の異なるキャリアにおける経験と知識と知恵の相互交流を活性化させて、学生が互いに学び研鑽し合う学習環境の調整に努めるとともに、学び続ける教員としての資質能力を習得できる支援体制を整えます。

#### （3）教育の評価体制

全授業科目において、本学の理念・目的に沿い、高度専門職業人としての教員を養成するための到達目標を定め、到達目標並びに成績評価の基準・方法を学生に周知します。また、到達目標に基づき、教育課程において高度専門職業人としての教員の有すべき知識・技能を習得できたかについて本学教員・学生の双方が評価を行い、その結果を検証することによりカリキュラムの評価・改善を図り、教育の質の保証に努めます。

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/010.html>）

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、「大学院学校教育研究科（修士課程）カリキュラム・ポリシー」と「大学院学校教育研究科（専門職学位課程）カリキュラム・ポリシー」に示したとおり、PDCAサイクルを踏まえて、カリキュラムの編成、教育の実施体制、教育の評価体制の方針を定めている。

したがって、本学では、大学院課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているといえる。

観点 5－4－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

修士課程の教育課程は、教員として幅広く、高度な専門性を身に付けるための基盤となる教職共通科目、各専攻・コースについての高度な専門性を身につけるための専門科目、さらに教員として高度な教育実践能力の養成を目的とし開設する応用実践科目、そして修士論文に発展させる課題研究により編成している。この教育課程は、平成 19・20 年度採択の専門職 GP の成果を踏まえて、応用実践科目をコア科目に位置づけ、その他の科目との構造化を図ったコア・カリキュラムの構成となっている（資料 5－4－②－1, 2）。

専門職学位課程の教育課程は、学校現場における教育課題に対応し、学校における実践場面において、リーダーシップを発揮することのできる教員としての基層的な力量の形成を図るための共通科目、各群の専門性に応じた専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を育成するための専門科目、さらに実践と理論の融合を図る実習科目により編成している（資料 5－4－②－3, 4）。また、「カリキュラムマップ（体系化表）」によりカリキュラムの体系を明示している（別添資料 5－4－②－5, 6）。

## 資料5－4－②－1 修土課程授業科目の区分と内容、授業科目の区別の単位

別表第2 (第3条関係：修土課程)

区分		内容
教職共通科目		現代の教育課題をふまえ、教育実践の基盤として必要な教職基礎理論を総合的に身に付けることをねらいとする科目として開設する。
専門科目	領域等内容科目	領域等の理論的、専門的知識を身に付けるとともに、実践的・理論的な研究能力を高めることをねらいとする科目として開設する。
	領域等方法科目	領域等の方法、技法に関する専門的知識を身に付けるとともに、実践的・理論的な研究能力を高めることをねらいとする科目として開設する。
応用実践科目	広領域コア科目	現代の教育課題に応えうる教育実践を構想し、展開するための知識と観点の形成をねらいとする科目として開設する。
	教育実践フィールド研究	教員として高度な教育実践能力を養成することを目的とし、理論的な知識を学校現場で応用及び検証するための科目として開設する。
課題研究		学生の教育研究課題を考慮して開設し、修士論文に発展させる。

別表第4 (第4条関係：修土課程)

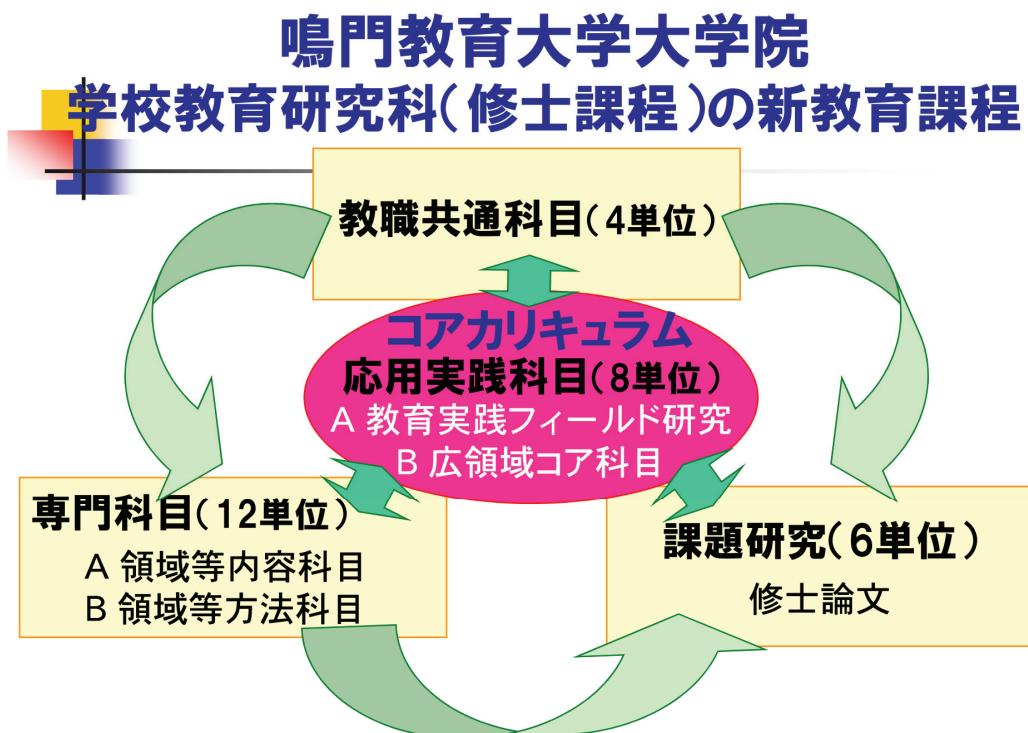
区分		人間教育専攻	特別支援教育専攻	教科・領域教育専攻	
				国際教育コースを除く	国際教育コース
教職共通科目		4単位	4単位	4単位	—
専門科目	領域等内容科目	12単位	12単位	12単位	12単位
	領域等方法科目				
応用実践科目	広領域コア科目	4単位	4単位	4単位	—
	教育実践フィールド研究	4単位	4単位	4単位	—
課題研究		6単位	6単位	6単位	6単位
自由選択科目		—	—	—	12単位
合計		30単位	30単位	30単位	30単位

## 備考

自由選択科目は、各専攻の専門科目の授業科目のうちから選択すること。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程 別表第2、別表第4 (第3条、第4条関係))

資料5－4－②－2 修士課程コア・カリキュラム概念図



(出典 『教育の専門職養成のためのコアカリキュラム－地域との連携を通して院生の授業力向上をはかる大学院改革－』 (平成19年度～平成20年度専門職大学院等教育推進プログラム報告書) 平成21年3月)

## 資料5－4－②－3 専門職学位課程授業科目の区分と内容、授業科目の区別の単位

別表第3（第3条関係：専門職学位課程）

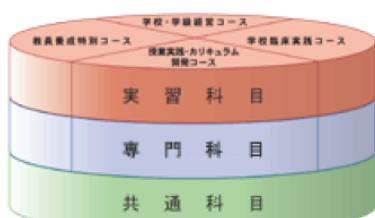
区分	内容
共通科目	学校現場における教育課題に対応する5領域について、事例研究等を通して実践的・体系的な知識を習得し、学校における実践場面において、リーダーシップを発揮することのできる教員としての基層的な力量の形成を図る。
専門科目	各科目群の専門性に応じた科目を設定し、実習科目との関連を図りながら学校現場の教育課程を理論的・実践的に分析し、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を育成する。
実習科目	共通科目、専門科目で習得した内容をふまえ、それらの知識、技能等を学校現場で検証、修正していくことを通して、実践と理論の融合を図る。

別表第5（第4条関係：専門職学位課程）

区分	高度学校教育実践専攻	
	教職実践力高度化コース	教員養成特別コース
共通科目	20単位	20単位
専門科目	18単位	16単位
実習科目	10単位	12単位
合計	48単位	48単位

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程 別表第3、別表第5（第3条、第4条関係）)

## 資料5－4－②－4 専門職学位課程カリキュラムの構造図

**三層構造の重厚なカリキュラム****教職大学院の教育課程の構造**

鳴門教育大学の教職大学院では、学校教育が直面している諸課題の構造的・総合的な理解にたって幅広く指導性を発揮できる教員の養成を目指した教育課程を編成しています。

全ての学生が履修する「共通科目」、各コース・領域群ごとに設定する「専門科目」、連携協力校等で行う「実習科目」から構成しています。

(出典 教職大学院コラボレーションオフィス資料)

別添資料 5－4－②－5 教職大学院カリキュラム体系化表（現職教員院生向け）

別添資料 5－4－②－6 教職大学院カリキュラム体系化表（学卒院生向け）

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、授与する学位や優れた教員を養成するという教育目的に照らして、修士課程においては応用実践科目をコア科目に位置づけ、それと教職共通科目、専門科目及び課題研究とを構造的に関連づけたコア・カリキュラムとして編成している。また、専門職学位課程においては、教育実践と理論的学習を融合させたカリキュラムとして、共通科目、専門科目及び実習科目から編成している。

したがって、本学では、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準は学位名において適切なものになっているといえる。

**観点 5－4－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

#### 【観点に係る状況】

豊かな人間性と教職に関する高度な専門性を求める学生のニーズやそうした力量を持つ教員を求める社会からの要請に応えるため、本学の修士課程では、コア・カリキュラムにおけるコア科目として応用実践科目を設定している。応用実践科目は、①現代の教育課題を総合的・横断的に捉え、教育実践を構想し、展開するための知識と観点を形成する「広領域コア科目」と、②現代の教育課題を各教科・領域の視点から捉え直し、課題解決のための理論的な知識を学校現場で応用及び検証する「教育実践フィールド研究」の2領域から成り立つ（前掲資料 5－4－②－1、別添資料 5－4－③－1、2）。専門職学位課程では、教育的人間力、教育実践指導力、学校改善指導力（教員養成特別コースにおいては協働的改善力）を柱として教育課程を編成するとともに、カリキュラムマップに基づいて、学生の教職経験に配慮した授業科目の目標と内容を構成している（前掲別添資料 5－4－②－5、6）。

このほかに、修士課程の国際教育コースでは、国際教育協力の専門家を養成するため、専門的なあるいは学際的な領域に関する知識を含めるとともに、特に現場での国際教育協力に関する講義や演習を重視した教育課程を編成し、留学生が受講する授業については英語による授業を実施している（前掲資料 2－1－5－⑬、別添資料 5－4－③－3）。

別添資料 5－4－③－1 シラバス（子どもの規範意識の現状と課題）

別添資料 5－4－③－2 シラバス（教育実践フィールド研究（社会科））

別添資料 5－4－③－3 シラバス（国際教育協力特論Ⅱ）

### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、学生及び社会の教職に対するニーズへの対応のため、最新の教育内容・方法等に係る研究動向を反映した科目及び学校教育に関する諸科学を理論及び実践の両側面から探求する科目を設定している。また、修士課程の国際教育コースでは、現場での国際教育協力に関する講義や演習を重視した教育課程を編成するとともに、留学生が受講する授業については英語で実施している。

したがって、本学では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向や社会からの要請に配慮した教育課程の編成と授業科目の内容になっているといえる。

**観点 5－5－①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。**

### 【観点に係る状況】

授業形態は、教員養成及び教師教育の目的に照らして、演習中心の応用実践科目をコア科目とし、講義・演習・実験・実習等をバランスよく配置している（前掲資料 5－4－②－1、別添資料 5－5－①－1）。

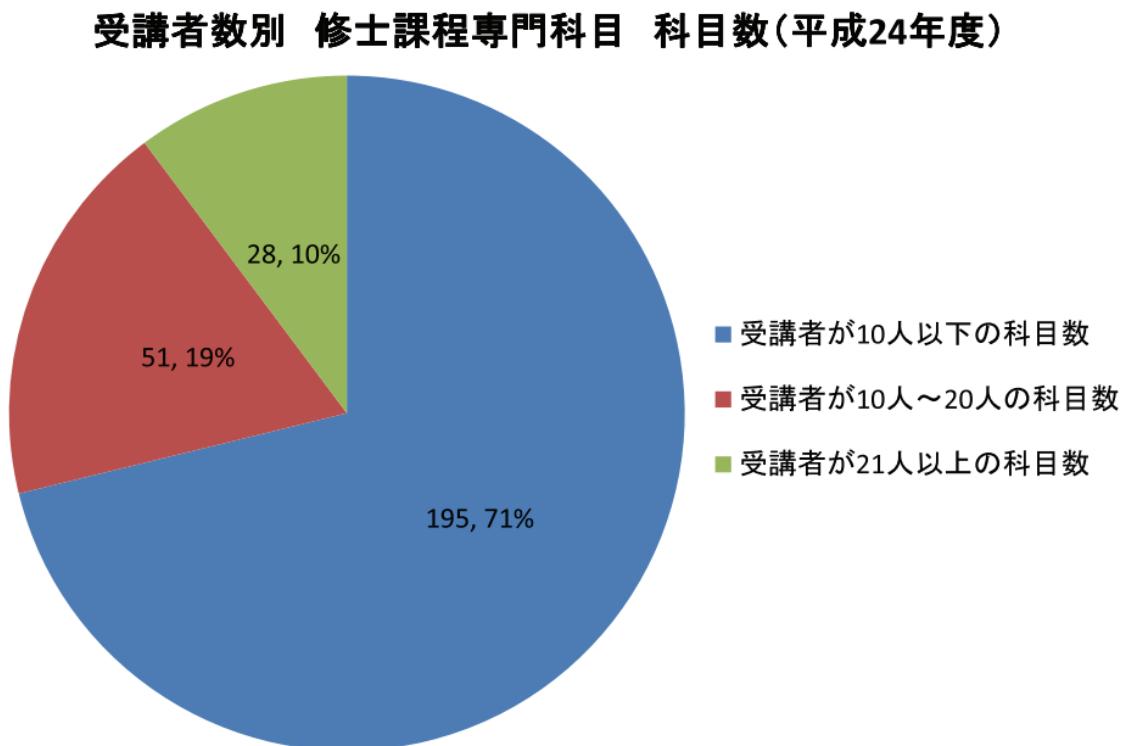
修士課程においては、教育現場に出向いて現場の教師とともに課題解決に取り組むプロジェクト型の授業科目「教育実践フィールド研究」をコア科目の1つとして開設し、国際教育コースを除く全ての専攻・コースで必修としている（前掲別添資料 5－4－③－2）。国際教育コースでは、海外の教育現場で国際教育協力に関する演習を実施している（別添資料 5－5－①－2）。修士課程の「専門科目」は、講義と演習により実施されるが、専門科目全 274 科目の平均受講者数は 10 人であり、授業は少人数で実施されている（資料 5－5－①－3）。

専門職学位課程においては、事例分析、集団討論、シミュレーション、フィールドワーク、ワークショップ、ロールプレイ等を組み合わせた授業、「実務家教員」と「研究者教員」のチーム・ティーチングによる授業等を行っている（別添資料 5－5－①－4）。

別添資料 5－5－①－1 平成25年度修士課程履修の手引 P12～21

別添資料 5－5－①－2 シラバス（国際教育演習 I・II）

資料5－5－①－3 受講者数別修士課程専門科目科目数



別添資料5－5－①－4 平成25年度専門職学位課程履修の手引 P3

#### 【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、プロジェクト型の演習授業や、海外で実地演習を展開するとともに、「専門科目」を少人数授業として実施している。専門職学位課程では、実務家教員と研究者教員の協働により、事例分析、集団討論、シミュレーション、フィールドワーク、ワークショップ、ロールプレイ等アクティブラーニングを指向した種々の授業形態を用いた授業を行っている。

したがって、本学では、大学院課程の授業形態のバランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているといえる。

#### 観点5－5－②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では、単位の実質化に鑑み、「学習指導体制の整備」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」を実施している。

「学習指導体制の整備」では、研究指導教員・授業担当教員が授業の履修状況について直接的に指導とともに（資料5－5－②－1），教務課職員が、入学時のオリエンテーションで「履修の手引」を活用し、1単位につき45時間の学修が必要であることを説明している（前掲資料5－2－②－2）。そして授業期間を35週確保している（別添資料5－5－②－2）。専門職学位課程の学生に対しては、1年内に履修できる単位数の上限を38単位と定めている（資料5－5－②－3）。

「授業目的等の明確化」，「成績評価の具体化」については，シラバスに各授業の目的や主旨，さらに到達目標を明示し，15週分の授業計画と内容を提示するとともに，授業形態，履修上の注意事項，使用するテキストや参考文献を明記し，学生の学習の方法や姿勢を示す一方，各学期に試験・レポート等を実施している（別添資料5－5－②－4）。この結果，授業の到達目標を示すことにより，学生の努力目標が明確となり，さらに学生の研究及び学修活動を促すとともに，教員は評価の判定を適切に行っている。

資料5－5－②－1 指導教員の業務

（研究指導教員の業務）

第2 研究指導教員は，規程第8条に規定する論文審査委員会委員の業務の他，学生の個別指導に係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究計画及び授業履修に関すること
- (2) 学位論文又は特定の課題についての研究の成果に関すること
- (3) 身分（退学，休学等）に関すること
- (4) 生活指導に関すること
- (5) その他学生の修学・就職に関すること

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科研究指導教員の業務に関する要項 第2）

別添資料5－5－②－2 大学院学年暦

資料5－5－②－3 履修登録上限単位数

（履修登録上限単位数）

第8条の2 専門職学位課程に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は，38単位とする。

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程 第8条の2）

別添資料5－5－②－4 シラバス（国語科教材開発研究）

【分析結果とその根拠理由】

「学習指導体制の整備」，「授業目的等の明確化」，「成績評価の具体化」の3つを柱に，授業外学習の支援，授業時間の確保とともに，シラバスにおいて授業目的，到達目標，評価方法等を明示し，学生に対して授業目標を達成するための学習を促すことが可能となっている。

したがって，本学では，単位の実質化に十分に配慮しているといえる。

観点5－5－③： 適切なシラバスが作成され，活用されているか。

【観点に係る状況】

本学は，シラバス作成要領を策定しており，個々の教員は，それに従いシラバスを作成している（前掲別添資料5－2－③－1）。その構成は「授業科目名」，「担当教員」，「備考」，「授業の目的及び主旨・到達目標」，「授業計画」，「履修上の注意事項」，「成績評価方法」，「テキスト・参考文献」，「キーワード」及び「連絡先・オフィスアワー」等の項目で統一している（前掲別添資料5－5－②－4）。

シラバスは本学ウェブページで閲覧可能で、活用については、学生は授業科目選択及び履修登録時、学習準備の際に、教員はガイダンス及び授業の評価の際に、それぞれ活用している。

また、大学院生による授業評価アンケート調査ではシラバスの適切性を評価する項目があり、平成 23 年度のアンケート結果によると、平均値で 4.5（5 点満点）であり、おおむね学生が適切であると評価している。教員は、学生による授業評価アンケートの結果を踏まえて、毎年 1 月に次年度版の作成を行っている（前掲資料 3-2-②-6）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

シラバスは作成要領に基づき、授業に関する工夫・改善点や学生によるアンケート調査の結果等を踏まえた上で適切に作成し、ウェブページにより公表している。これは、授業科目選択及び履修登録時や学習準備、ガイダンスの際に用い、大学院生による授業評価アンケートの対象にして授業の改善に役立てている。授業評価アンケートの結果によると、シラバスに関しておおむね学生が適切であると評価している。

したがって、本学では、シラバスが教員により適切に作成され、教員及び学生により有効に活用されているといえる。

**観点 5-5-④：夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。**

#### 【観点に係る状況】

修士課程では、大学院設置基準第 14 条に基づき、学則に教育方法の特例として、昼夜開講制について規定している（資料 5-5-④-1）。昼夜開講制を希望する学生に対しては、入学時に履修ガイダンスを設けるとともに、指導教員が個別に履修指導を行い、それぞれの状況に応じた適切な時間割を作るようになっている。この場合、夜間以外にも特定の時間又は時期においても授業が受けられるようになっている。（別添資料 5-5-④-2, 3）。

#### 資料 5-5-④-1 教育方法の特例

##### （教育方法の特例）

第 67 条 大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則 第 67 条）

#### 別添資料 5-5-④-2 昼夜開講制学生に係る平成 24 年度大学院学校教育研究科（修士課程）授業時間割表【教職共通科目及び広領域コア科目】

#### 別添資料 5-5-④-3 昼夜開講制学生の平成 24 年度履修登録について

【分析結果とその根拠理由】

昼夜開講制希望者には、入学時に履修ガイダンスを設け、また研究指導教員の指導のもと、履修方法、授業の実施時間帯等の履修計画を作成させており、個々の学生の履修状況を考慮した取扱いをしている。

したがって、本学では、昼夜開講制を希望する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているといえる。

**観点 5－5－⑤：**通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

**観点 5－5－⑥：**専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の修士課程では、学校教育の諸課題に係わる理論的・実践的な研究の充実を図る基本的な方針の下（別添資料 5－5－⑥－1），専門分野に関して高度の専門性を深化させるとともに、理論的・実践的な教育研究の能力を習得させるために、個別指導を行う体制をとっている。

研究指導については、教授、准教授、講師、助教のうち、「研究科授業担当教員の認定に関する手続き」によって認定を受けた研究指導教員が当たり（別添資料 5－5－⑥－2），その業務内容については「研究指導教員の業務に関する要項」に定め、学位論文に係る研究計画、授業の履修等の指導を行うこととしている（前掲資料 5－5－②－1）。研究指導に関する授業科目として「課題研究Ⅰ」（1年次）、「課題研究Ⅱ」（2年次）を設け、個別の研究指導・論文指導の機会を保障している（前掲別添資料 5－5－①－1）。

指導教員の決定に当たっては、学生から入学時に提出された課題研究希望届（別添資料 5－5－⑥－3）に基づき、学生と教員との面談により指導教員を決定し、その指導教員との協議及び助言により、学生の意思によって研究テーマを選択させている（前掲別添資料 5－5－①－1）。学位論文計画書（変更届）並びに学位論文は、研究指導教員の承認を得て、定められた期日までに提出することとしている（資料 5－5－⑥－4）。

別添資料 5－5－⑥－1 平成 25 年度修士課程履修の手引 P3～6

別添資料 5－5－⑥－2 国立大学法人鳴門教育大学大学院学校教育研究科授業担当者の認定に関する手続きについて

別添資料 5－5－⑥－3 課題研究希望届

## 資料5－5－⑥－4 学位論文

### (学位論文計画書の届出)

第2条 大学院修士課程の学生は、入学した年度の11月30日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。以下本細則中、期日を定める場合は同じ。）までに研究指導教員の承認を得て、学位論文計画書（変更届）（別記様式第1号）を学校教育研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

なお、長期履修学生の提出期日は、第2年次の11月30日とする。

2 学位論文の題目を変更するときは、修了を予定する年度の11月30日までに研究指導教員の承認を得て、学位論文計画書（変更届）（別記様式第1号）に理由書を添えて研究科長に提出するものとする。

なお、教科・領域教育専攻国際教育コースにおいて1年6ヶ月の修業年限の者は、6月30日までとする。

### (学位論文の提出)

第3条 学位規程第5条の規定による学位論文の提出の時期は、修了を予定する年度の1月20日とし、研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。

なお、教科・領域教育専攻国際教育コースにおいて1年6ヶ月の修業年限の者は、8月20日とする。

2 学位規程第5条第1項の規定による学位論文の提出は、学位論文審査願（別記様式第2号の1）に学位論文1編（正本1部、副本2部）及びその要旨を添えて提出するものとする。

3 学位規程第5条第2項の規定による実技又は作品の提出は、芸術系コースに限るものとし、学位論文審査願（別記様式第2号の2）に実技については実技に係る解説（正本1部、副本2部）を、作品については作品（1点）及び作品に係る解説（正本1部、副本2部）を添えて提出するものとする。

4 学位規程第5条第2項の規定による演習課題報告書の提出は、国際教育コース国際教育協力専門家養成分野に限るものとし、学位論文審査願（別記様式第2号の3）に演習課題報告書1編（正本1部、副本2部）及びその要旨を添えて提出するものとする。

5 学位論文の提出に当たっては、所定の用紙を用いるものとする。

(出典 鳴門教育大学学位授与手続きに関する細則 第2条、第3条)

### 【分析結果とその根拠理由】

修士課程においては、学校教育の諸課題に係わる理論的・実践的な研究の充実を図る基本的な方針の下、個別指導を行う体制をとっている。研究指導においては、認定を受けた教員が「課題研究Ⅰ・Ⅱ」を担当し、個別の研究指導・論文指導の機会を保証している。そして、学生の意志を尊重したテーマ及び指導教員の決定を行い、学位論文計画書（変更届）並びに学位論文を提出する期日を定め、計画的に研究を進める指導を行っている。

したがって、本学では、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているといえる。

観点 5－6－①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

修学の成果の認定に係る基準として、修士課程における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が定められている。そのディプロマ・ポリシーは、（1）教育及び教育を取り巻く諸課題に主体的・創造的に取り組む能力、（2）学校教育に関する諸科学の理論と方法についての研究・発信能力、（3）課題に対する探究心と自己省察力を到達目標として捉えその柱とともに、学位論文の作成と審査の必要について明確に記述している（資料 5－6－①－1）。

専門職学位課程では、ディプロマ・ポリシーとして、（1）多様な教育課題に対応できる教育実践力、（2）学び続ける教員としての自己教育力、（3）教職員が互いに協働して、学校組織における教育活動を活性化させる教職協働力、を定めるとともに、最終成果報告書の作成と審査の必要について明確に記述している（資料 5－6－①－2）。

資料 5－6－①－1 ディプロマ・ポリシー（修士課程）

鳴門教育大学大学院学校教育研究科（修士課程）ディプロマ・ポリシー

本学では、修学の成果の評価と認定に係る基準として修士課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めます。

1. 本学の教育課程において、高度な実践的力量として以下に示す能力を身につけ、所定の単位を修得していること
  - ① 自らの社会的責務を自覚し、教育及び教育を取り巻く諸課題の解決に向けて、主体的・創造的に取り組むことのできる能力
  - ② 学校教育に関する諸科学の理論と方法に関して総合的かつ専門的に研究し、その成果を広く社会に発信する能力
  - ③ 課題に対する探究心と的確な自己省察に基づき、たえず自らを向上させていくことのできる能力
2. 本学の教育課程において、教育及び教育にかかる諸課題に関する研究を深め、学位論文をまとめ、審査及び試験に合格していること

（出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/009.html>）

資料 5－6－①－2 ディプロマ・ポリシー（専門職学位課程）

鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）ディプロマ・ポリシー

本学では、修学の成果の評価と認定に係る基準として専門職学位課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めます。

1. 本学の教育課程において、所定の単位を修得し、以下に示す高度の教職実践力を習得し、専門職業人としての資質能力が養われたと判定されること
  - ① 教育実践に関する経験知・実践知とともに幅広い専門的知識や技能を活用して多様な教育課題に対応できる教育実践力
  - ② 実践の省察をふまえ、あるべき教員像に向けて自主的・継続的に学び続けることのできる教員としての自己教育力
  - ③ 自己の教育実践だけでなく、教職員と協働して、学校組織における教育活動を活性化させる教職協働力
2. 本学の教育課程において、教育課題の解決に関する理論的探究と実践研究を行い、最終成果報告書にまとめ、審査に合格していること

（出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/011.html>）

### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、大学院学校教育研究科の修士課程・専門職学位課程のそれぞれについて、課程の理念・目的と合致した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められている。

**観点 5－6－②：成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

### 【観点に係る状況】

成績評価基準においては学則第 49 条（第 77 条において大学院に準用）及び学校教育研究科履修規程第 11 条で定めており、S (100 点～90 点)、A (89 点～80 点)、B (79 点～70 点)、C (69 点～60 点)、D (59 点以下) の 5 段階を設定し、S、A、B、C を合格としている。これらの成績評価基準と方法は、入学時に大学院生に配付している「履修の手引」及び本学のウェブページにおいて明示している（資料 5－6－②－1、2）。また、新入生オリエンテーションにおいても周知している（前掲資料 5－2－②－2）。

成績評価については、試験、レポート、授業への出席状況及び授業態度等を総合して行うこととしており、その旨は、シラバスに「成績評価方法」として明示している（前掲別添資料 5－5－②－4）。

単位認定については、授業担当教員が成績評価を行い、合格者には所定の単位を与えることとしている。

#### 資料 5－6－②－1 成績評価及び試験

ア 成績評価は、担当教員が試験の結果及び受講状況等を総合して行います。

評価基準の対応関係は次のとおりです。

評価	評価基準	摘要	
S	100 点～90 点	合格	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。
A	89 点～80 点	合格	基本的な目標を十分に達成している。
B	79 点～70 点	合格	基本的な目標を達成している。
C	69 点～60 点	合格	基本的な目標を最低限度達成している。
D	59 点以下	不合格	基本的な目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない。

イ 試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末又は学年末に、筆記若しくは口述試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行います。特別の事情があるときを除き、追試験は行いません。

ウ 試験に関する諸注意

授業科目の認定に係る試験（追試験を含む。）の実施に際し、以下のことに留意してください。

（出典 平成 25 年度修士課程履修の手引 P8）

## 資料 5－6－②－2 成績評価及び試験

**成績評価(大学院)**

成績評価は、担当教員が試験の結果及び受講状況等を総合して行います。

評価	評価基準	摘要	
S	100 点～90点	合格	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。
A	89 点～80点	合格	基本的な目標を十分に達成している。
B	79 点～70点	合格	基本的な目標を達成している。
C	69 点～60点	合格	基本的な目標を最低限度達成している。
D	59 点以下	不合格	基本的な目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/>)

**【分析結果とその根拠理由】**

成績評価基準を関係規則に定め、成績評価の基準と方法は「履修の手引」及び本学のウェブページに示して学生に周知している。成績評価及び単位認定については、規則に定めた成績評価の基準と方法に基づき、実施している。

したがって、本学では、成績評価基準に則り、成績評価、単位認定が組織として適切に実施されているといえる。

**観点 5－6－③：成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。****【観点に係る状況】**

成績の評価の方法がシラバスに明示され、全学生に周知されている（前掲別添資料 5－5－②－4）。試験実施にあたっては、不正行為に対する措置及び学生が試験に際し順守すべき事項については、「履修の手引」に明示し学生に周知している（別添資料 5－6－③－1）。

成績は授業担当教員がライブ・キャンパス上で入力し（前掲資料 5－3－③－3），学生がリアルタイムでウェブページを通して閲覧することが可能である。ライブ・キャンパスでは、学部と同様に得点分布図表示が可能であり、自身の成績がどの位置にあるかを確認できる。その際、成績内容に異議等がある場合には、授業担当教員に直接申し立てができる、申し立てを受けた教員は速やかに対応することとしているが、異議申し立てを受ける制度については未確立である。

別添資料 5－6－③－1 平成25年度修士課程履修の手引 P8, 9

**【分析結果とその根拠理由】**

本学では、成績の評価の方法をシラバスに明示するとともに、不正行為に対する措置及び試験における学生の遵守事項を「履修の手引」等に示し、学生に周知している。また、学生はライブ・キャンパスを活用することで、ウェブページ上で成績の確認ができるようになっている。

したがって、本学では、成績評価の客観性、厳格性を担保するために必要な措置が講じられているといえるが、成績内容に関する学生の異議申し立てを受ける組織としての制度については未確立である。

**観点 5－6－④：** 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

修士課程においては、修士課程学位授与方針（ディプロ・マポリシー）に従い、教育及び教育にかかわる諸課題に関する研究を基盤とする学位論文をまとめることとし、それに合致した論文内容を審査の上合格としている（前掲資料 5－6－①－1）。審査体制については、学則第 75 条に基づく学位規程第 8 条から第 13 条に従い、教授会の議を経て論文審査委員会（主査 1 人・副査 2 人以上）を組織している。論文審査委員会は、修士の学位論文の審査及び口述又は筆記試験を実施した上で合否判定を行い、その結果を教授会に報告する。教授会では修士の学位授与の可否を議決し、その後、学長に報告している。これらの審査体制は、「履修の手引」に明示し学生に周知している。ただし、修士論文に係る評価基準は、専攻・コースの特徴を踏まえ論文審査委員会ごとに設定されており、それは学位論文及び試験結果報告書の「審査及び試験結果の要旨」に反映されているが、組織として統一した修士論文評価基準は策定されていない。

専門職学位課程においては、専門職学位課程学位授与方針に従い、教育課題の解決に関する理論的探究と実践研究を基盤とする最終成果報告書をまとめることとし、それに合致した報告書内容を審査の上合格としている（前掲資料 5－6－①－2）。修了認定基準として、「履修の手引」及び本学のウェブページにおいて、コースごとに修得すべき単位数を一覧表示するとともに、具体的な履修内容について明瞭に記載している（前掲資料 5－4－②－3）。修了認定については、必要な単位修得に加え、学位規程第 17 条に基づく学修評価判定委員会による最終成果報告書及びプレゼンテーションの評価を行い、その評価結果を基に高度学校教育実践専攻会議の審議を経て教授会に報告する。教授会では教職修士の学位授与の可否を議決し、その後、学長に報告している（別添資料 5－6－④－1）。

別添資料 5－6－④－1 鳴門教育大学学位規程 第 8 条～第 13 条、第 17 条～第 23 条

#### 【分析結果とその根拠理由】

修士課程においては、学位授与方針に従って学位論文審査は教授会の議を経た論文審査委員会により公平かつ客観的に実施されている。その審査体制については「履修の手引」及び本学のウェブページに示している。修了認定については、教授会を中心に適切な体制による審査と審議を経ることにより認定を行なっている。ただし、修士論文に係る評価基準は、専攻・コースの特徴を踏まえ論文審査委員会ごとに設定されており、それは学位論文及び試験結果報告書の「審査及び試験結果の要旨」に反映されているが、組織として統一した修士論文評価基準は策定されていない。

専門職学位課程においては、学位授与方針に従って修了認定基準が定められており、その内容も「履修の手引」及び本学のウェブページに示していることから、教育の目的に応じた修了認定基準が組織として策定され、学生

に周知されている。修了認定については、修了認定基準に則り、適切な体制による審査と審議を経ることにより認定を行なっている。

したがって、本学では、修士論文に係る評価基準の明文化について課題を残すものの、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準に則り、修了認定が適切に実施されているといえる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### <学士課程>

#### 【優れた点】

- ・教員養成の目的に合致したコア・カリキュラムを編成していること。教育実践の中核となる科目として、教育実践力の育成を重視する教育実践コア科目を1年次から3年次まで系統的に展開し、さらに教職共通科目に主免教育実習・ふれあい実習等を体系的な計画の下に1年次から4年間にわたって実施している。
- ・学生のニーズに配慮し、単位互換に関する協定を、放送大学、徳島大学総合科学部、四国大学及びe-Knowledge コンソーシアム四国連携大学の間で締結している。また、「教員インターンシップ」を、実地教育における選択科目とし単位化している。
- ・教養基礎科目において、教員に必要な教養という視点と学術の発展動向を踏まえた学問横断的な科目が設定されている。
- ・教員免許状以外にも保育士、学校図書館司書教諭、学芸員の資格取得のための授業を開講している。
- ・新入生合宿研修において、クラス担当教員等が、それぞれの学生の取得希望免許状に応じた4年間の履修計画の作成を個別に指導している。

#### 【改善を要する点】

- ・学生が、成績内容に異議等がある場合には、授業担当教員に直接申し立てることができ、申し立てを受けた教員は速やかに対応することとしているが、異議申し立てを受ける制度については未確立である。

### <大学院課程>

#### 【優れた点】

- ・教育方法の特例として、大学院設置基準第14条を適用し、昼夜開講制を希望する学生に対しては、入学時に履修ガイダンスを設け、個別に履修指導を行い、それぞれの状況に応じた履修計画を作成させており、個々の学生に配慮した扱いとなっている。
- ・修士課程において、応用実践科目（広領域コア科目と教育実践フィールド研究）をコア科目とする教育プロジェクト型のコア・カリキュラムを編成し、教員養成を目的とする大学院課程の在り方を示している。
- ・修士課程の国際教育コースでは、コースの目的に基づき、現場での国際教育協力に関する講義や演習を重視した教育課程を編成し、また留学生に配慮し英語での授業を実施している。
- ・専門職学位課程の教育課程を、学校現場における教育課題に対応し、学校における実践場面においてリーダーシップを發揮することのできる教員としての基層的な力量の形成を図るために共通科目、また各群の専門性に応じた専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を育成するための専門科目、及び実践と理論の融合を図る実習科目により編成している。この体系を「カリキュラムマップ」により明示している。
- ・専門職学位課程では、修了認定について、必要な単位修得に加え、2年間の学修成果を評価するため最終成果報告書の作成を義務付けている。

【改善を要する点】

- ・学生が、成績内容に異議等がある場合には、授業担当教員に直接申し立てることができるが、異議申し立てを受ける組織としての制度については未確立である。
- ・修士論文に係る評価基準は、専攻・コースの特徴を踏まえ論文審査委員会ごとに設定されており、それは学位論文及び試験結果報告書の「審査及び試験結果の要旨」に反映されているが、組織として統一した修士論文評価基準は策定されていない。

## 基準 6 学習成果

### (1) 観点ごとの分析

観点 6－1－①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

教員養成を目的とする大学としての本学における学習の成果を、学部の教育実習受講資格判定、学部・大学院における単位修得、卒業・修了及び学位取得、教員免許状一括申請件数の状況から判断する。

本学における主免教育実習の受講資格としては、教養基礎科目、教育実践コア科目並びに教職共通科目、専修専門科目の各単位修得に一定の基準を設けている。それに基づき学部3年次の前期に学部教務委員会の資格判定を経て、受講者を決定している（資料6－1－①－1）。過去5年間における教育実習受講資格判定状況では、各年度とも96%以上の学生が主免教育実習の受講資格を得ている（資料6－1－①－2）。

学部・大学院における成績評価は、5段階評価（S, A, B, C, D）である。C判定以上が合格で単位を修得でき、D判定が不合格である。平成24年度における科目ごとの合格者の割合は、学部が93%以上、大学院が98%以上である（資料6－1－①－3）。

学部では複数の教員免許状を取得させるための教育課程を編制している。平成24年度学部の教員免許状一括申請件数は111人で延べ396件、大学院では申請件数は112人で延べ217件であり、すべて専修免許状であった。単純平均では学部の方が大学院よりも一人当たりの免許申請件数が多い（別添資料6－1－①－4, 5）。

過去5年間における学部標準年限卒業率は90%以上、修士課程標準修業年限修了率（長期履修学生は除く）は93%以上、平成17年度から開始している長期履修学生の修士課程標準修業年限修了率は76%以上、平成20年度に設置された専門職学位課程標準修業年限修了率は97%以上であった（資料6－1－①－6～9）。

## 資料 6－1－①－1 教育実習の受講資格について

第1 主免教育実習の受講資格は、第3年次の8月初めにおいて、原則として次の表に定める単位数を修得している者とし、学校教育学部教務委員会において受講者を決定するものとする。

授業科目等 の区分 専修	教養基礎科目	教育実践 コア科目 教職共通科目	専修専門科目	総単位数
幼児教育専修	12単位	40単位	22単位	74単位
小学校教育専修	12単位	30単位	16単位	58単位
中学校教育専修	12単位	24単位	14単位	50単位
特別支援教育専修	12単位	30単位	10単位	52単位

第2 副免教育実習の受講資格は、主免教育実習の単位を修得した者とする。

第3 特別支援教育実習の受講資格は、特別支援教育科目の授業科目の中から、12単位以上を修得している者とする。

第4 教員インターンシップの受講資格は、主免教育実習の単位を修得し、かつ、教員を志望する者とする。

(出典 主免教育実習、副免教育実習、特別支援教育実習及び教員インターンシップの受講資格に関する申合せ)

## 資料 6－1－①－2 教育実習受講資格判定状況

## 実地教育受講資格判定結果調査(学部)

年度	対象学生数	合格者	不合格者	合格率(%)
平成24年度	118	115	3	97.46
平成23年度	113	112	1	99.12
平成22年度	120	119	1	99.17
平成21年度	119	117	2	98.32
平成20年度	118	114	4	96.61

(出典 教務課資料)

## 資料6－1－①－3 各授業科目区分の成績評価

## 平成24年度各授業科目区分の成績評価(%)

		評 定					
		S	A	B	C	D	N
学部	教養基礎科目	26	36	23	9	5	0
	教育実践コア科目	24	50	16	7	2	0
	教職共通科目	20	38	23	12	6	0
	専修専門科目	24	36	22	11	8	0
	自由選択科目	18	33	25	13	10	0
大学院 (修士課程)	教職共通科目	25	31	32	8	3	0
	領域等内容科目	48	40	8	1	3	0
	領域等方法科目	52	39	6	0	3	0
	広領域コア科目	38	37	16	5	5	0
	教育実践フィールド研究	61	36	3	0	0	0
	課題研究	79	18	2	0	1	0
大学院 (専門職学位課程)	共通科目	85	15	0	0	0	0
	専門科目	78	21	0	0	1	0
	実習科目	85	15	0	0	0	0

※「N」は、既修得単位等で認定された場合

(出典 教務課資料)

## 別添資料6－1－①－4 平成24年度教育職員免許状一括申請件数一覧表（学部）

## 別添資料6－1－①－5 平成24年度教育職員免許状一括申請件数一覧表（大学院）

## 資料6－1－①－6 学校教育学部 標準修業年限卒業率

## 学校教育学部 標準修業年限卒業率

入学年度	卒業年度	入学者数	卒業者数	卒業率(%)
平成21年度	平成24年度	113	105	92.92
平成20年度	平成23年度	118	107	90.68
平成19年度	平成22年度	115	110	95.65
平成18年度	平成21年度	117	110	94.02
平成17年度	平成20年度	117	110	94.02

## 学校教育学部 標準修業年限×1.5年内卒業率

入学年度	卒業年度	入学者数	卒業者数	卒業率(%)
平成19年度	平成24年度	115	112	97.39
平成18年度	平成23年度	117	113	96.58
平成17年度	平成22年度	117	114	97.44
平成16年度	平成21年度	117	114	97.44
平成15年度	平成20年度	111	106	95.50

(出典 教務課資料)

資料6－1－①－7 修士課程 標準修業年限修了率（長期履修学生を除く。）  
修士課程 標準修業年限修了率(長期履修学生を除く。)

入学年度	修了年度	入学者数	修了者数	修了率(%)
平成23年度	平成24年度	193	183	94.82
平成22年度	平成23年度	186	177	95.16
平成21年度	平成22年度	186	175	94.09
平成20年度	平成21年度	194	182	93.81
平成19年度	平成20年度	196	186	94.90

修士課程 標準修業年限 × 1.5年内修了率(長期履修学生を除く。)

入学年度	修了年度	入学者数	修了者数	修了率(%)
平成22年度	平成24年度	186	181	97.31
平成21年度	平成23年度	186	181	97.31
平成20年度	平成22年度	194	185	95.36
平成19年度	平成21年度	196	188	95.92
平成18年度	平成20年度	191	178	93.19

(出典 教務課資料)

資料6－1－①－8 修士課程 標準修業年限修了率（長期履修学生）  
修士課程 標準修業年限修了率(長期履修学生)

入学年度	修了年度	入学者数	修了者数	修了率(%)
平成22年度	平成24年度	73	63	86.30
平成21年度	平成23年度	44	36	81.82
平成20年度	平成22年度	47	40	85.11
平成19年度	平成21年度	51	46	90.20
平成18年度	平成20年度	69	53	76.81

修士課程 標準修業年限 × 1.5年内修了率(長期履修学生)

入学年度	修了年度	入学者数	修了者数	修了率(%)
平成20年度	平成24年度	47	46	97.87
平成19年度	平成23年度	51	48	94.12
平成18年度	平成22年度	69	58	84.06
平成17年度	平成21年度	42	17	40.48

※長期履修学生の受入れは、平成17年度から開始

(出典 教務課資料)

## 資料 6－1－①－9 専門職学位課程 標準修業年限修了率

## 専門職学位課程 標準修業年限修了率

入学年度	修了年度	入学者数	修了者数	修了率(%)
平成23年度	平成24年度	40	39	97.50
平成22年度	平成23年度	47	47	100.00
平成21年度	平成22年度	47	46	97.87
平成20年度	平成21年度	36	35	97.22

## 専門職学位課程 標準修業年限 × 1.5年内修了率

入学年度	修了年度	入学者数	修了者数	修了率(%)
平成22年度	平成24年度	47	47	100.00
平成21年度	平成23年度	47	46	97.87
平成20年度	平成22年度	36	35	97.22

(出典 教務課資料)

## 【分析結果とその根拠理由】

過去5年間における教育実習受講資格判定では、各年度とも96%以上の学生が主免教育実習の受講資格を得ている。学部及び大学院の平成24年度における科目ごとの合格者の割合は、学部が93%以上、大学院が98%以上である。過去5年間における学部及び大学院の標準年限卒業率及び修了率は、学部が90%以上、大学院修士課程が93%以上、専門職学位課程が97%以上である。これらの結果から、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学習の成果が上がっている。

したがって、本学では、学部及び大学院において、きめ細かな教育が行われ、学習の成果が上がっているといえる。

## 観点 6－1－②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

## 【観点に係る状況】

学習の達成度や満足度を点検し改善するために、本学では平成12年度から全学規模で、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を「学生による授業評価実施報告書」と「大学院生による授業評価結果報告書」にまとめ、学内外に公表している（前掲資料3－2－②－5, 6）。授業評価アンケートの柱立ては、授業概要、授業の内容、受講生の授業への取り組み、授業の進め方、授業に対する満足度、である。学部では、教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目について、原則として各教員が担当する全ての授業科目において学生による授業評価アンケートを実施している。平成23年度の結果においては、教養基礎科目的授業に対する評価の総合平均値は4.1（5点満点）、授業に対する学生の満足度は、80%以上の者が「そう思う」、「ややそう思う」と回答した。教育実践コア科目的授業に対する評価の総合平均値は4.4、授業に対する学生の満足度は、90%以上の者が「そう思う」、「ややそう思う」と回答した。教職共通科目的授業に対する評価の総合平均値は4.2、授業に対する学生の満足度は、75%以上の者が「そう思う」、「ややそう思う」と回答した。専修専門科目的授業に対する評価の総合平均値は4.3、授業に対する学生の満足度は、80%以上の者が「そう思う」、「ややそう思う」

と回答した（別添資料 6－1－②－1）。大学院においても同様に、教職共通科目、専門科目、応用実践科目について、原則として各教員が担当する全ての授業科目において大学院生による授業評価アンケートを実施している。教職共通科目の授業に対する総合的な評価の平均値は 4.0 で、75%以上の者が肯定的な回答をした。専門科目の授業に対する総合的な評価の平均値は 4.6 で、90%以上の者が肯定的な回答をした。応用実践科目の授業に対する総合的な評価の平均値は 4.4 で、85%以上の者が肯定的な回答をした（別添資料 6－1－②－2）。

学部及び大学院における授業評価アンケートについて、教員自らが回答を分析し、授業の成果と今後の課題について検討の上、授業改善に生かしている（前掲資料 3－2－②－5、6）。

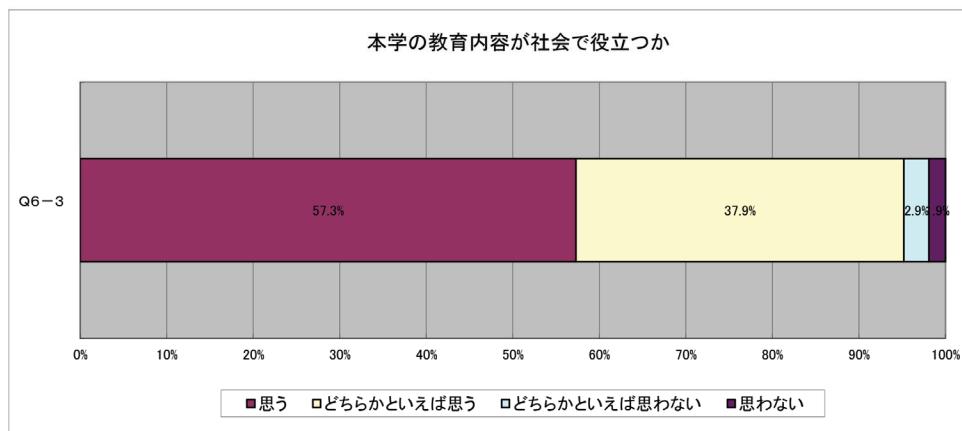
なお、平成 24 年 3 月に学部を卒業した学生に対して実施した、本学の教育研究についてのアンケート調査「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」集計結果において「総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役立つ（活かせる）と思われますか」という問い合わせに対し、「思う」、「どちらかといえば思う」との回答が 95.2% であった（資料 6－1－②－3）。同様の問い合わせに大学院修了生では、「思う」、「どちらかといえば思う」との回答が 92.0% であった（資料 6－1－②－4）。

#### 別添資料 6－1－②－1 学生による授業評価 科目区分別集計

#### 別添資料 6－1－②－2 大学院による授業評価 科目区分別集計

#### 資料 6－1－②－3 鳴門教育大学の教育等に関するアンケート集計（学部）

Q6-3 総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役立つ（活かせる）と思われますか。	思う				どちらかといえば思う				どちらかといえば思わない				思わない				有効回答件数
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
	59	57.3%	39	37.9%	3	2.9%	2	1.9%									103

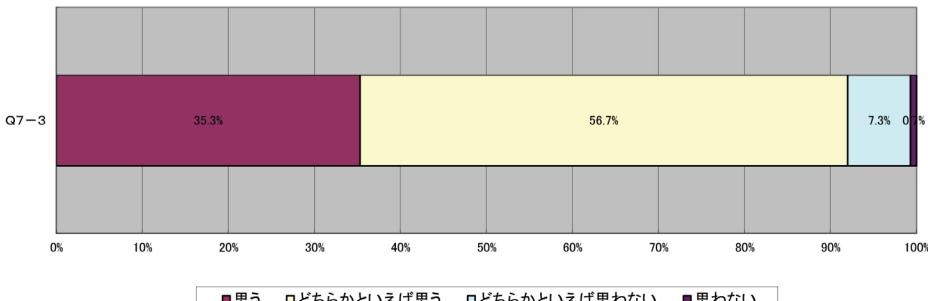


（出典 教育等に関するアンケート集計結果（抜粋））

## 資料 6－1－②－4 鳴門教育大学の教育等に関するアンケート集計（大学院）

Q7-3	総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役立つ（活かせる）と思われますか。	思う		どちらかといえば思っている		どちらかといえば思っていない		思わない		有効回答件数
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
		53	35.3%	85	56.7%	11	7.3%	1	0.7%	150

本学の教育内容が社会で役立つか



(出典 教育等に関するアンケート集計結果（抜粋）)

## 【分析結果とその根拠理由】

学部と大学院の教育上の効果等、達成状況を点検し改善するために、授業概要、授業の内容、受講生の授業への取り組み、授業の進め方、授業に対する満足度等について、学生による授業評価アンケートを実施している。その集計結果において、授業に対する評価の総合平均値はいずれの科目群においても 4.0 以上であり、授業に対する満足度は 80% 前後の高い数値を得た。

また、平成 24 年 3 月に実施した、学部卒業生、大学院修了生に対する本学の教育研究についてのアンケート調査において、「総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役立つ（活かせる）と思われますか」という問い合わせに対し、「思う」、「どちらかといえば思う」との肯定的回答がいずれも 90 % 以上であった。

したがって、これらの授業評価の結果及び学生からの意見聴取の結果による学習の達成度や満足度から判断して、学習成果が上がっているといえる。

**観点 6－2－①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。**

## 【観点に係る状況】

学部卒業生の過去 5 年間の就職率については、平成 21 年 3 月卒業生では 77.9%，22 年 3 月卒業生では 90.4%，23 年 3 月卒業生では 86.7%，24 年 3 月卒業生では 86.4%，25 年 3 月卒業生では 80.9% である。本学の目的と考えられる教員就職率については、平成 21 年 3 月卒業生では 65.5%，22 年 3 月卒業生では 78.3%，23 年 3 月卒業生では 77.9%，24 年 3 月卒業生では 80.0%，25 年 3 月卒業生では 73.6%（平成 25 年 5 月 1 日現在）である。この教員就職率は、「国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）」44 大学中平成 20, 21 年 3 月卒業生については全国第 5 位、平成 22, 23, 24 年 3 月卒業生については全国第 1 位であった（別添資料 6－2－①－1）。

大学院修了生の過去 5 年間の就職率については、平成 21 年 3 月修了生では 84.9%，22 年 3 月修了生では 87.3%，23 年 3 月修了生では 87.7%，24 年 3 月修了生では 83.0%，25 年 3 月修了生では 82.7% である。教員就職率につ

いっては、平成 21 年 3 月修了生では 52.5%，22 年 3 月修了生では 53.2%，23 年 3 月修了生では 57.8%，24 年 3 月修了生では 50.3%，25 年 3 月修了生では 57.1%（平成 25 年 5 月 1 日現在）である（別添資料 6－2－①－2）。大学院修了生の教職への就職割合は学部と比較して低い状況にあるが、修了生は連合大学院博士課程等への進学に加え、教育委員会、スクールカウンセラー、社会福祉法人等、自己の目的に従い多様な職に就いている。

別添資料 6－2－①－1 学校教育学部卒業者の進路状況

別添資料 6－2－①－2 大学院修了者の進路状況

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部卒業生の教員就職率については、平成 21 年 3 月卒業生では 65.5%，22 年 3 月卒業生では 78.3%，23 年 3 月卒業生では 77.9%，24 年 3 月卒業生では 80.0%，25 年 3 月卒業生では 73.6% であり、平成 22, 23, 24 年 3 月卒業生については「国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）」44 大学中全国第 1 位であった。大学院修了生の教職への就職割合は学部と比較して低い状況にあるが、修了生は連合大学院博士課程等への進学に加え、教育関連の多様な職種に就いている。このことは、社会のニーズと学生の希望に沿って教育を行う本学の方針に基づく学習成果といえる。

したがって、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習の成果や効果が上がっているといえる。

**観点 6－2－②：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。**

#### 【観点に係る状況】

学部卒業生・大学院修了生を対象として平成 24 年 3 月に実施した「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」の集計結果によると、具体的な学習成果として、「授業方法能力」については、「身に付いた」、「どちらかといえば身に付いた」と回答した者が卒業生では 89.7%，修了生では 67.1%，「専門領域における知識」については、「身に付いた」、「どちらかといえば身に付いた」と回答した者が卒業生では 87.8%，修了生では 79.1% と、いずれも高い評価を得ている（資料 6－2－②－1）。

平成 23 年 12 月に、徳島県内の各教育委員会教育長及び公立幼・小・中・高・特別支援学校長に対して、本学の教育に関するアンケート調査を実施した。教育長等からの回答では、「鳴門教育大学を卒業（修了）した教員を総合的に評価すると、満足できるかどうか」についての設問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が合わせて卒業生では 90.7%，修了生では 84.1% であった（資料 6－2－②－2）。また学習成果に関する設問としての「教科指導（授業）において実践的力量がある」かどうかという問い合わせに対しては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が合わせて卒業生では 89.2%，修了生では 89.8%，同様に生徒指導についても 81.5%，76.4% と高い評価であった。

## 資料6－2－②－1 鳴門教育大学の教育等に関するアンケート（卒業生・修了生）

&lt;卒業生&gt;

教員資質	身に付いた		どちらかといえば 身に付いた		どちらかといえば 身に付かなかつた		身に付いていない		有効回答件数
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
1 授業方法能力	45	42.5%	50	47.2%	11	10.4%	0	0.0%	106
2 教材研究開発能力	40	37.7%	53	50.0%	13	12.3%	0	0.0%	106
3 専門領域における知識	36	34.0%	57	53.8%	13	12.3%	0	0.0%	106
4 学級経営能力	24	23.1%	50	48.1%	27	26.0%	3	2.9%	104
5 生徒指導能力	26	24.5%	51	48.1%	28	26.4%	1	0.9%	106

&lt;修了生（修士課程）&gt;

教員資質	身に付いた		どちらかといえば 身に付いた		どちらかといえば 身に付かなかつた		身に付いていない		有効回答件数
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
1 授業方法能力	23	16.1%	73	51.0%	29	20.3%	18	12.6%	143
2 教材研究開発能力	31	21.7%	65	45.5%	29	20.3%	18	12.6%	143
3 専門領域における知識	46	31.9%	68	47.2%	21	14.6%	9	6.3%	144
4 学級経営能力	12	8.4%	49	34.3%	52	36.4%	30	21.0%	143
5 生徒指導能力	11	7.7%	57	39.9%	49	34.3%	26	18.2%	143

(出典 教育等に関するアンケート集計結果（抜粋）)

## 資料6－2－②－2 鳴門教育大学の教育等に関するアンケート（教育長・公立学校長）

## &lt;卒業生&gt;

	そう思う		どちらかといえば そう思う		どちらかといえば そうは思わない		そうは思わない		有効回答件数
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
1 教育者としての使命感や自覚がある。	72	51.4%	64	45.7%	4	2.9%	0	0.0%	140
2 生徒(幼児・児童を含む。)に対する教育的愛情がある。	72	51.1%	65	46.1%	4	2.8%	0	0.0%	141
3 広く豊かな教養がある。	33	23.4%	88	62.4%	19	13.5%	1	0.7%	141
4 教科指導(授業)において実践的力量がある。	38	27.1%	87	62.1%	13	9.3%	2	1.4%	140
5 生徒指導において実践的力量がある。	26	18.6%	88	62.9%	23	16.4%	3	2.1%	140
6 学級経営において実践的力量がある。	29	21.0%	84	60.9%	22	15.9%	3	2.2%	138
7 保護者から教師として信頼されている。	35	25.0%	88	62.9%	16	11.4%	1	0.7%	140
8 教職員組織の一員として、他の教職員との協調性がある。	74	52.5%	64	45.4%	3	2.1%	0	0.0%	141
9 教職員組織において、指導力(リーダーシップ)がある。	14	10.2%	77	56.2%	45	32.8%	1	0.7%	137
10 総合的に評価して、教員として満足できる。	50	35.7%	77	55.0%	11	7.9%	2	1.4%	140

## &lt;修了生&gt;

	そう思う		どちらかといえば そう思う		どちらかといえば そうは思わない		そうは思わない		有効回答件数
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
1 教育者としての使命感や自覚がある。	73	46.5%	77	49.0%	7	4.5%	0	0.0%	157
2 生徒(幼児・児童を含む。)に対する教育的愛情がある。	72	45.9%	74	47.1%	11	7.0%	0	0.0%	157
3 広く豊かな教養がある。	44	28.0%	97	61.8%	16	10.2%	0	0.0%	157
4 教科指導(授業)において実践的力量がある。	57	36.3%	84	53.5%	14	8.9%	2	1.3%	157
5 生徒指導において実践的力量がある。	35	22.3%	85	54.1%	33	21.0%	4	2.5%	157
6 学級経営において実践的力量がある。	42	26.8%	86	54.8%	26	16.6%	3	1.9%	157
7 保護者から教師として信頼されている。	50	31.8%	84	53.5%	21	13.4%	2	1.3%	157
8 教職員組織の一員として、他の教職員との協調性がある。	58	36.9%	85	54.1%	14	8.9%	0	0.0%	157
9 教職員組織において、指導力(リーダーシップ)がある。	37	23.7%	81	51.9%	34	21.8%	4	2.6%	156
10 総合的に評価して、大学院を修了した教員として満足できる。	49	31.2%	83	52.9%	22	14.0%	3	1.9%	157

(出典 教育等に関するアンケート集計結果 (抜粋))

## 【分析結果とその根拠理由】

本学卒業・修了者に対するアンケート結果から、「授業方法能力」及び「専門領域における知識」については、おおむね高い評価を得ている。

徳島県下の教育委員会教育長及び公立幼・小・中・高・特別支援学校長からのアンケート結果から、本学を卒業後もしくは修了後に徳島県の教員として就職した者に対する総合評価及び教師としての力量等についての評価は、共におおむね高い評価を得ている。

したがって、卒業生・修了生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習の成果や効果は上がっているといえる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・学部の授業内容の満足度に関しては、80%以上の者が「満足している」と回答している。大学院生による授業の総合的な評価についても、90%以上の者が肯定的な回答をしている。教員は、学部及び大学院における授業評価アンケートの回答を自ら分析し、授業の成果と今後の課題についての検討の上、授業改善に生かしている。
- ・本学の教育研究についてのアンケート調査より「総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役立つ（活かせる）と思う」と判断するものが学部卒業生 95.2%，大学院修了生では 92.0%であることから学習の達成度や満足感は高いといえる。
- ・学部卒業生の教員就職率が、平成 22 年 3 月卒業生 78.3%，平成 23 年 3 月卒業生 77.9%，平成 24 年 3 月卒業生 80.0%となり、「国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）」44 大学中第 1 位を 3 年連続で獲得するという特筆すべき成果を上げた。このことは、本学の教育における学習成果が教員就職率アップに高い貢献をしていることの証左といえる。
- ・学部卒業生を対象として平成 24 年 3 月に実施した「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」の集計結果によると具体的な学習成果として、「授業方法能力」については 89.7%，「専門領域における知識」については 87.8%が身に付いたと回答していることから高い学習効果がみられる。
- ・徳島県下の各教育委員会教育長及び公立幼・小・中・高・特別支援学校長等において、鳴門教育大学を卒業した教員を総合的に評価すると、満足できると回答した者は 90.7% であった。また学習成果に関して、教科指導（授業）において実践的力量がある（89.2%），生徒指導についても実践的力量がある（81.5%）と高い評価を得ており、就職先でも本学の教育における学習成果がみられる。

### 【改善を要する点】

- ・特になし

## 基準 7 施設・設備及び学生支援

### (1) 観点ごとの分析

**観点 7－1－①：** 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

本学は実践的指導力のある優れた教員の養成に資するという目的を実現する場として、238,207 m<sup>2</sup>の校地と延べ36,184 m<sup>2</sup>の校舎を保有しており、この数値は大学設置基準の校地・校舎面積を上回っている（資料 7－1－①－1）。

教育研究活動を展開するための中核施設として、高島地区校舎には講義棟、人文棟、自然棟、芸術棟、健康棟、技術棟、地域連携センター及び情報基盤センターが設置され、それぞれには教員及び院生の研究室、講義室、演習室、実験・実習室、資料室等を整備している。室数は、全体では、講義室が19室、演習室が33室、実験・実習室が154室、資料室が31室、情報室が7室、語学室が1室となっている。これらの施設は、学部と大学院共用で使用されており、全ての講義室には冷暖房設備が設置されている。これらの施設をはじめとする本学の各建物の室配置は、それぞれの目的に沿って分散配置している（資料 7－1－①－2）。

スポーツ関係の施設として、体育館、弓道場、陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート等を整備している（別添資料 7－1－①－3）。

また、講義棟における各講義・演習室の使用状況は、講義室使用状況調査表のとおりであり、平均稼働率は54%であり、ゆとりをもって使用できている（別添資料 7－1－①－4）。

本学の基本理念に基づき、施設設備の整備・充実を推進するため、キャンパスマスターPLANと設備マスターPLANを策定し、教育研究の活性化に資する環境整備に取り組んでいる（別添資料 7－1－①－5、6）。

耐震状況については、本学の建物は昭和59年以降に完成しているため、全ての建物が昭和56年に定められた新耐震基準を満たしている（資料 7－1－①－7）。

施設・設備のバリアフリー化への配慮として、キャンパス・バリアフリー計画を定め、本計画に基づき整備を進めている（別添資料 7－1－①－8）。

安全・防犯面については、建物内通路等には人感センサー方式のLED照明を、屋外には交通動線計画に基づき主幹線、幹線、支線、歩道の四つに大別している動線にタイマー方式の外灯を、それぞれ効果的・効率的に整備して夜間に暗がりを作らないようにしている。また、盗難防止策として、ピッキング防止効果の高いマスターキーに順次交換している。（別添資料 7－1－①－9～11）

学生の学習環境を総合的に整備・充実する観点から、学生支援の窓口を集約（ワンストップサービス）するとともに、学生交流の場を提供するために「総合学生支援棟」を建設することとした（別添資料 7－1－①－12）。さらに、学生の要望が高い各棟のトイレを順次改修し、より良い学習環境を整えることとした（別添資料 7－1－①－13）。

資料 7－1－①－1 土地・建物等一覧表

区分	土地面積(m <sup>2</sup> )	建物(延面積m <sup>2</sup> )	
		棟	計
学校教育学部	238,207	人 文 棟	7,246
		自 然 棟	7,535
		技 術 棟	209
		健 康 棟	2,594
		芸 術 棟	5,774
		講 義 棟	3,719
		附 屬 図 書 館	3,138
		本 部 棟	2,458
		地 域 連 携 センター	2,436
		設 備 棟	595
		情 報 基 盤 センター	480
		小 計	36,184
		体 育 館	2,274
		課 外 活 動 共 用 施 設	505
その他の		講 堂	1,085
		大 学 会 館	1,840
		非常勤講師宿泊施設	426
		艇 庫	99
		弓 道 場	128
		そ の 他	760
		小 計	7,117
		合 計	43,301

(出典 施設課資料)

資料 7－1－①－2 各建物の室配置

## 各建物の室配置

区分	院生研究室	演習室	実習室	情報室	語学室	教員合同研究室	実験室	資料室	教員研究室	講義室	会議室	事務室	設備室	共用部分	計
人文棟	13	9	6	1	0		3	19	10	75	1	1	3	4	2 147
講義棟	1	5	0	1	0		0	0	0	0	13	0	3	2	1 26
自然棟	3	2	10	1	0		2	53	6	39	3	2	3	4	3 131
芸術棟	2	4	57	2	0		1	0	8	21	2	1	5	3	3 109
健康棟	1	2	2	1	0		3	7	5	12	0	0	2	4	5 44
技術棟	0	3	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	3
地域連携センター	1	8	0	0	1		0	0	0	8	0	1	9	2	4 34
情報基盤センター	0	0	0	1	0		0	0	2	2	0	1	1	0	7
本部棟	0	0	0	0	0		0	0	0	1	0	3	31	1	2 38
24年度回答	21	33	75	7	1		9	79	31	158	19	9	57	20	20 539

(出典 施設課資料)

別添資料 7－1－①－3 平成 24 年度大学概要 P38

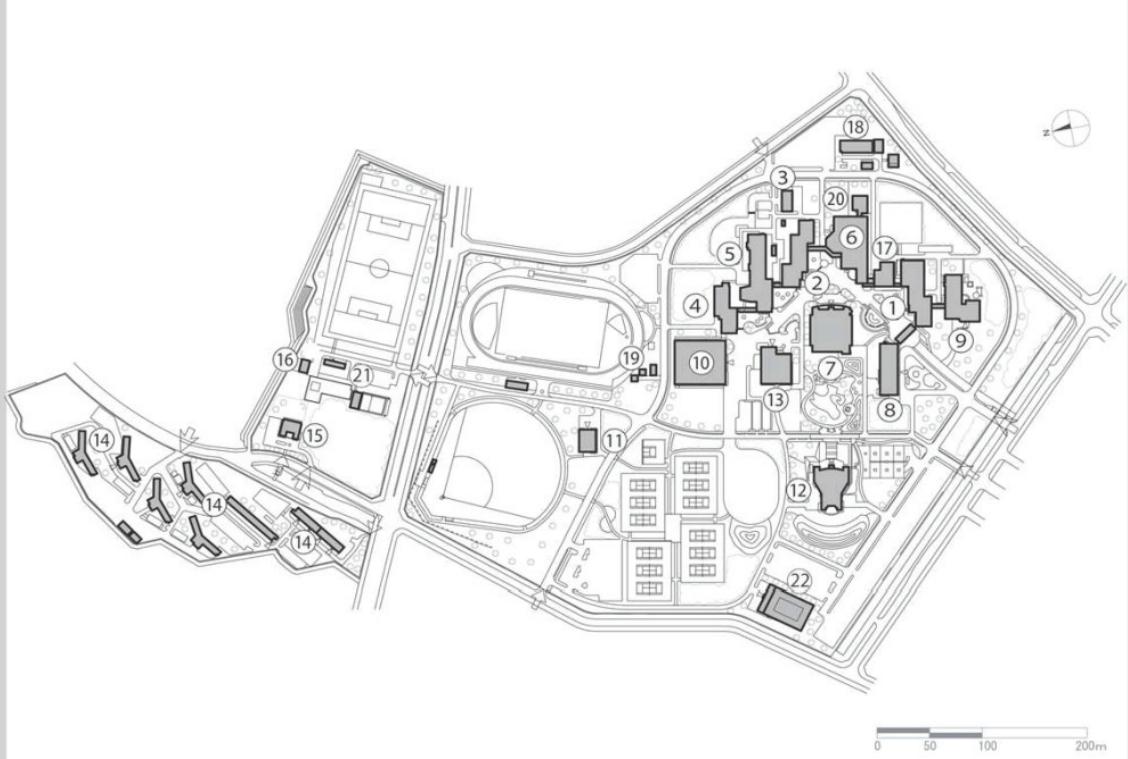
別添資料 7-1-①-4 講義室使用状況調査表

別添資料 7-1-①-5 キャンパスマスター プラン

別添資料 7-1-①-6 設備マスター プラン

資料 7-1-①-7 建築年度

## キャンパス配置図



番号	建物名称	備考	番号	建物名称	備考
①	人文棟	昭59年完成	⑬	大学会館	昭59年完成
②	自然棟	昭60年完成	⑭	学生宿舎	昭59年完成
③	技術棟	昭61年完成	⑮	非常勤講師宿泊施設	昭62年完成
④	健康棟	昭61年完成	⑯	艇庫	昭63年完成
⑤	芸術棟	昭61年完成	⑰	設備棟	昭59年完成
⑥	講義棟	昭60年完成	⑱	廃水、廃液処理施設	昭59年完成
⑦	附属図書館	昭62年完成	⑲	実験圃場	昭63年完成
⑧	本部棟	昭60年完成	⑳	情報基盤センター	平6年完成
⑨	地域連携センター	昭61年完成	㉑	弓道場	平8年完成
⑩	体育館	昭60年完成	㉒	プール	昭62年完成
⑪	課外活動共用施設	昭62年完成			
⑫	講堂	平5年完成			

(出典 キャンパスマスター プラン (抜粋))

別添資料 7－1－①－8 鳴門教育大学バリアフリーマップ・チェックリスト

別添資料 7－1－①－9 人感センサー方式のLED 照明（図面）

別添資料 7－1－①－10 タイマー方式の外灯（図面）

別添資料 7－1－①－11 マスターキー計画

別添資料 7－1－①－12 鳴門教育大学総合学生支援棟への移転計画

別添資料 7－1－①－13 トイレ改修計画

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積及び校舎面積は、大学設置基準に規定される基準面積を大幅に上回っている。教育研究活動のための講義室、演習室、実験・実習室、資料室、情報室、語学室及びスポーツ関係施設がバランス良く整備され、学部と大学院共用で効率的に使用されている。さらに、本学の基本理念に基づき、キャンパスマスターplan、設備マスターplan、キャンパス・バリアフリー計画を策定し、これらに基づき教育研究環境を一層整備しようとしている。安全・防犯面については、照明・外灯を整備するとともに、盗難防止策を適切にとっている。

したがって、本学では、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているといえる。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているといえる。

観点 7－1－②： 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

#### 【観点に係る状況】

ICT 環境の整備については、情報基盤センターが中心となり行っている。情報基盤センターのシステム構成は（資料 7－1－②－1）に示すとおりである。また、キャンパス内のネットワークは、情報基盤センターと各建物、教員研究室、講義室及び実験室等を 1 Gbps で結んでいるほか、学術情報ネットワーク「SINET4」 と 1 Gbps で結ばれており、快適なネットワーク環境を整備している。さらに、キャンパス内の主要な場所に無線 LAN アクセスポイントを設置し、ネットワーク環境の充実を図っている。授業環境の整備については、50 人が実習可能な端末室やマルチメディア専用の端末室をはじめとして各棟に学生が自由に使用できる端末室を設置しており、合計 157 台のパソコンを配置し、情報処理教育や自習室として整備している（資料 7－1－②－2）。附属図書館を除く各端末室の入室には IC カード（学生証対応）解錠システムを採用している。端末室の利用時間は、午前 7 時～午後 10 時と定めており、各端末室の利用状況は、（資料 7－1－②－3）のとおりである。利用者からの相談に対応するため、窓口対応に加えてメールでの相談にも応じている。また、利便性向上のための講習会を行う等、利用者に対するサポート体制の充実にも努めている（別添資料 7－1－②－4）。

ICT 環境のセキュリティ管理については、保有する情報やシステムを保護・管理し、継続的かつ安定的に確保する必要から「鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程」を制定している（別添資料 7－1－②－5）。この規程を基本に、情報基盤センターの各種サーバー・システムの管理・運用及びセキュリティ管理は、同

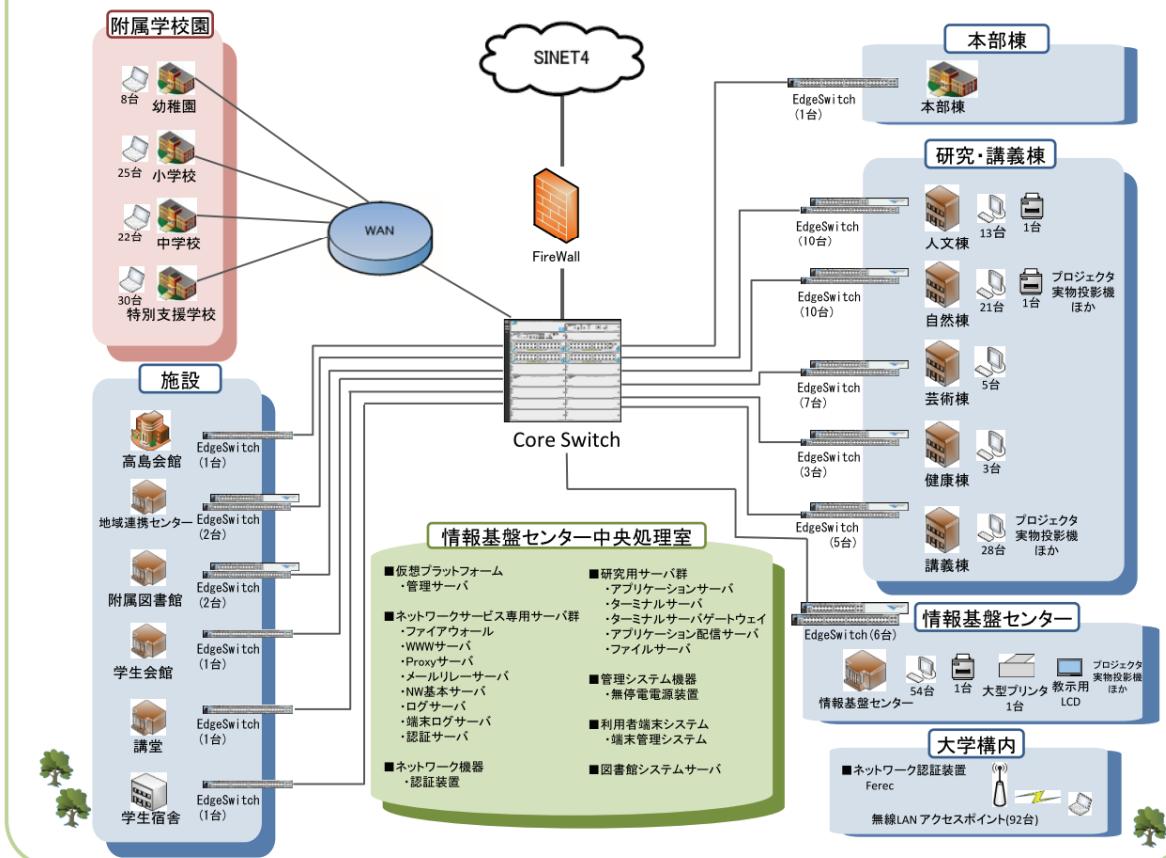
センター所長と 2 人の兼任教員が主に担当している。全学の教職員に対しては、セキュリティポリシーを踏まえた簡便な「国立大学法人鳴門教育大学の保有する個人情報漏えいの未然防止と対応マニュアル」を作成し、個人情報管理体制の円滑な浸透を図るとともに、個人情報保護法研修会や情報セキュリティ講習会を開催している。平成 24 年度の個人情報保護法研修会の教職員の参加率は、87%である（資料 7-1-②-6）。機器のメンテナンスはメーカー担当者が毎月実施しているが、日々生じる些細な障害については同センター職員が対応している。

ICT 環境に対する学生のニーズ把握のため、卒業生・修了生を対象に実施している教育等に関するアンケートに質問項目を設けている（資料 7-1-②-7）。

資料 7-1-②-1 情報基盤センターハードウェア

## 基盤ハードウェア

情報基盤センターのネットワークはコアスイッチを中心とし、末端まで 1 Gbps の有線ネットワークを構築しています。無線 LAN も整備しており、学内の建物内であれば多くのエリアで利用できます。また基幹サービスを提供するサーバー群の多くは仮想化されており、ハードウェアの集約および省エネルギー化を図っています。さらに重要なサービスについては安定した運用を行うため自動監視を行い、トラブルの迅速な把握や対応を行なっています。



(出典 情報基盤センターパンフレット)

資料 7－1－②－2 端末室別端末台数及び利用時間

端末室名	設置台数 (計：157 台)	利用時間
教育用端末室	51	7 時～22 時※ (平日のみ)
共同利用端末室	6	
マルチメディア教育実習室	28	
健康棟特殊端末室	3	
芸術棟特殊端末室 A	3	
芸術棟特殊端末室 B	2	
人文棟特殊端末室	13	
自然棟特殊端末室	21	
附属図書館	30	附属図書館の開館時間

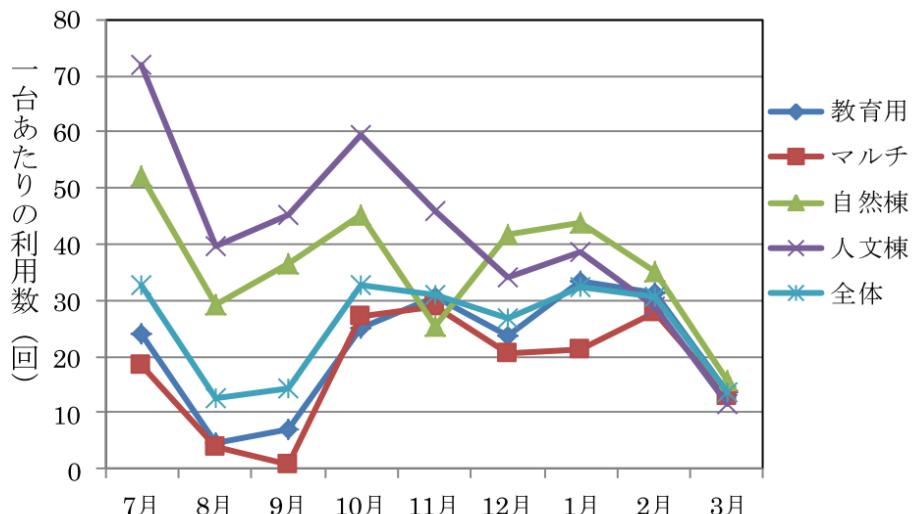
※ 職員の「夏季休業」と「年末年始休業」期間中は利用できない。  
(出典 情報基盤センター資料)

資料 7－1－②－3 各端末室利用状況

### 利用状況分析

#### ① 端末室利用状況(2012 年 7 月 1 日～2013 年 3 月 14 日)

端末室の利用状況について、利用数（ログオン数）の月ごとの推移を次のグラフに示す。グラフでは、端末室の規模によって端末の台数が異なるため、端末室ごとの総利用数を各端末の台数で割ったものを示している。グラフから 11 月までは人文棟特殊端末室の利用数が他の端末室と比較して最も多いが、12 月以降は自然棟特殊端末室の利用数が最も多いことがわかる。



(出典 情報基盤センター資料)

別添資料 7－1－②－4 情報基盤センターオリエンテーション資料

## 別添資料 7-1-②-5 鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程

## 別添資料 7-1-②-6 個人情報保護法研修会教職員参加率

## 平成24年度個人情報保護法研修会受講者数及び受講率

対象者別	役員	大学教員	附属教員	事務職員等	合計
受講対象者数	4	155	88	100	347
受講者数	4	127	82	91	304
受講率	100.00	81.94	93.18	91.00	87.61

(出典 企画総務課資料)

## 資料 7-1-②-7 鳴門教育大学の教育等に関するアンケート

## Q4 教育環境について

	よい 件数 %	どちらかといえば よい 件数 %		どちらかといえば 悪い 件数 %		悪い 件数 %	有効回答件数
		件数	%	件数	%		
Q4-1 講義室・体育館等の施設について	36 23.2%	62	40.0%	48	31.0%	9 5.8%	155
Q4-2 椅子・机・PC等の学習機材の設備について	36 23.2%	63	40.6%	43	27.7%	13 8.4%	155
Q4-3 図書館の蔵書・環境について	39 25.2%	48	31.0%	50	32.3%	18 11.6%	155
Q4-4 大学内におけるゼミ室等個別的学习環境について	40 25.8%	63	40.6%	38	24.5%	14 9.0%	155
Q4-5 事務窓口の対応について	48 31.2%	63	40.9%	28	18.2%	15 9.7%	154
Q4-6 大学が企画・主催する行事の質について(例:ガイダンス等)	30 19.5%	71	46.1%	40	26.0%	13 8.4%	154
Q4-7 大学が企画・主催する行事の時期及び期間について	28 18.2%	85	55.2%	31	20.1%	10 6.5%	154
Q4-8 大学全体における学習環境について	42 27.1%	79	51.0%	26	16.8%	8 5.2%	155

(出典 教育等に関するアンケート集計結果 (抜粋))

## 【分析結果とその根拠理由】

ICT 環境の整備については、情報ネットワークの通信速度の高速化や無線 LAN 化に努めるとともに、端末室の入室を学生証によるカードシステムでの利用を可能としている。また、利用相談に対応するための環境を有する等、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されている。

ICT 環境のセキュリティ管理については、セキュリティポリシーに基づいて、責任体制を整備するとともに、全学教職員に対してマニュアルを作成するとともに、研修会を実施している。

したがって、本学では、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されている。

**観点 7－1－③：図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。**

【観点に係る状況】

附属図書館は、全学共同利用を図っており総面積 3,386 m<sup>2</sup>、180 の閲覧席と 12 の研究個室を備えている。附属図書館内設置の個室については、利用統計にある利用状況（研究個室等）に示すように有効活用されている（資料 7－1－③－1）。

附属図書館は図書・雑誌を集中管理し、学術資料を有効活用する基盤になっており、開館時間は、平日 8:45～22:00、土・日・祝日 10:00～18:00 である（資料 7－1－③－2）。

平成 25 年 3 月 31 日現在の蔵書は 326,414 冊、所蔵雑誌は 6,179 種類、利用可能電子ジャーナルは約 9,369 誌で、平成 24 年度の図書受入数は、4,079 冊である。平成 24 年度の入館者は 88,531 人であった（資料 7－1－③－3）。また、「日本の図書館 2012（日本図書館協会）」によれば学生 1 人当たり蔵書数は 277.54 冊（平均 193.11 冊）、年間図書貸出数は 22.55 冊（平均 15.52 冊）である（別添資料 7－1－③－4）。蔵書・資料は、教員養成大学としての教育研究組織及び教育課程に応じた教育実践資料、教科書、児童図書、視聴覚資料、雑誌、電子ジャーナル等を備え、学生及び教員のニーズに基づき、附属図書館運営委員会で選定し、系統的に整備している（別添資料 7－1－③－5）。

教育実践資料の 1 つに故大村はま氏寄贈資料（約 13,000 点）があり、それを収める「大村はま文庫」を設けている。中でも学習の記録 2,060 冊は、世界的にも超一級の資料である。大村はま文庫「学習の記録」は、昭和 9 年から昭和 55 年にかけて作成されたもので、資料の劣化が激しいものが多くなっていたため、複製物の作成（平成 20 年度文部科学省概算要求による）を行った。大村はま文庫「学習の記録」は平成 21 年 4 月からは原則、複製物による利用となり、本学の学部・大学院の授業の一環、大学院の演習課題・課題研究等で学内の教職員、学生はもとより、他大学の研究者も含め、年間約 150 人前後の利用に供している。

また、本学の元学長である野地潤家氏寄贈の国語教育学をはじめとする関係文献 25,000 冊を収める「野地潤家文庫」を設け、それぞれ有効に活用されている。

児童図書室は、昭和 62 年 5 月に国立大学唯一の存在としてスタートし、地域の子ども及び保護者に様々な手法で読書へと繋がるサービスを提供している。開室時間は水、土、日曜及び祝日の 13:00～16:00、平成 24 年度の貸出人数は 1,139 人で貸出冊数は 4,674 冊であった（前掲資料 7－1－③－2、3）。通常の貸出業務の他に、ボランティア学生を中心として七夕、冬のおたのしみ会などの季節の行事や、絵本の読み聞かせなど、子育て支援活動・地域貢献活動にも積極的に取り組んでいる。このような長年の実践活動が高く評価され、大学図書館としては初めて全国学校図書館協議会主催第 42 回「学校図書館賞奨励賞」を受賞した。

資料 7－1－③－1 図書館内個室等利用統計

室 名	開館日数	利用者数	備 考
視聴覚室(1室)		107	
セミナー室(3室)		3,216	
研究個室(12室)		2,778	
学習記録閲覧室		150	
合 計		6,251	

(出典 附属図書館資料)

## 資料 7－1－③－2 附属図書館開館時間

館別	曜日別	通常期	休業期
附属図書館	平日	8:45～22:00	8:45～17:15
	土・日・祝日	10:00～18:00	休館
児童図書室	水曜日	13:00～16:00	13:00～16:00
	土・日・祝日	13:00～16:00	休室

休業期＝学部学生の春期、夏期、冬期および学年末休業期間。

但し、学部学生の前期、後期試験、学生の教育実習中は通常期の開館とする。

(出典 附属図書館ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/library/guide/001.html>)

## 資料 7－1－③－3 藏書数及び利用人数

利用サービス状況 (平成24年度)		
開 館 日 数	326	
入 館 者 数	88,531	
貸 出 人 数	教 職 員	937
	学 生	8,918
	一般利用者	786
	児童図書室	1,139
	計	11,780
	教 職 員	2,177
貸 出 冊 数	学 生	22,636
	一般利用者	2,634
	児童図書室	4,674
	計	32,121
文 献 複 写	受 付	2,893
	依 賴	1,295

蔵 書 数  
(平成25年3月31日現在)

和 書	275,011
洋 書	51,403
計	326,414

雑誌種類数  
(平成25年3月31日現在)

和 雜 誌	5,172
洋 雜 誌	1,007
計	6,179

## 利用可能電子ジャーナル数

(平成25年3月31日現在)	
和 電 子 ジ ャ ー ナ ル	301
洋 電 子 ジ ャ ー ナ ル	9,068
計	9,369

## 平成24年度図書受入数

和 書	3,758
洋 書	321
計	4,079

(出典 附属図書館資料)

## 別添資料 7－1－③－4 学生1人あたり蔵書数及び図書貸出冊数

## 別添資料 7－1－③－5 鳴門教育大学附属図書館運営委員会規程

### 【分析結果とその根拠理由】

教員養成大学としての教育研究組織及び教育課程に応じた教育実践資料、教科書、児童図書、視聴覚資料、雑誌、電子ジャーナル等を、学生及び教員のニーズに基づき、附属図書館運営委員会で選定し系統的に整備している。「日本の図書館 2012（日本図書館協会）」によれば学生 1 人当たり蔵書数は 277.54 冊であり国立教育系大学図書館で最多である。また、利用状況も学生 1 人当たり年間図書貸出数の 22.55 冊は同 2 番目である。また、児童図書館の設置にみられるように、地域社会における読書の普及活動に尽力してきている。

したがって、本学は、附属図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているといえる。

### 観点 7－1－④：自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では、学生の自主的学習環境の整備について、学部生及び大学院生共通に取り組んでいる。

学生の自学自習のための部屋の整備として、学部生には専修室、大学院生には院生室が用意されている（資料 7－1－④－1）。附属図書館には、研究個室 12 室とセミナー室 3 室を設置している。また、視聴覚室は平日以外の土曜日、日曜日、祝日（学生休業期間中を除く）も利用可能である。さらに芸術棟には 40 室を超えるピアノ練習室があり、常時自主練習が可能となっている。

情報端末については、「端末室別端末台数及び利用時間」（前掲資料 7－1－②－2）に示すとおり、情報基盤センターをはじめ各棟に端末室を設置し、十分な数を配備するとともに、学生の利用については、講義で使用している時間帯以外であれば、学生証の所持により可能となっている。また、各棟と附属図書館には無線 LAN を整備し、学修に必要なインターネット情報を容易に入手できる環境を整えている。

自主的学習環境に対する学生のニーズ把握のため、卒業生・修了生を対象に実施している教育等に関するアンケートに質問項目を設けている（前掲資料 7－1－②－7）。アンケート等を通じて図書館の開館時間に対する要望が把握されたため、附属図書館の開館時間について、平成 12 年度、平成 16 年度、平成 19 年度、平成 22 年度の 4 回に渡り、学生のニーズに応えて延長してきた（資料 7－1－④－2）。

#### 資料 7－1－④－1 学生用研究室等の整備状況

#### 学生用研究室等の整備状況

（平成 25 年 5 月 1 日現在）

室名	室数	利用人数	机	ロッカー	備考
学部専修室	4	455	19 台	636 人分	
院生研究室	21	622	345 台	697 人分	

（出典 教務課資料）

## 資料 7－1－④－2 附属図書館開館時間の変更

## 附属図書館 開館時間の変更

時期	変更内容
昭和62年4月	平日の開館時間 通常期：9時00分～20時00分 休業期：9時00分～17時00分 土曜日の開館時間 通常期：9時00分～16時30分 休業期：9時00分～12時00分
平成12年4月	土曜日の開館時間 通常期：9時00分～16時30分 → 10時30分～17時00分 休業期：9時00分～12時00分 → (休館) 日曜、祝日開館開始 通常期：10時30分～17時00分 休業期(休館)
平成16年4月	平日の開館時間変更 通常期：9時00分～20時00分 → 8時45分～20時30分 休業期：9時00分～17時00分 → 8時45分～17時30分
平成19年4月	平日の開館時間変更 通常期：8時45分～20時30分 → 8時45分～22時00分 土曜・日曜・祝日開館時間 通常期：10時30分～17時00分 → 11時00分～18時00分
平成21年4月	平日の開館時間変更 休業期：8時45分～17時30分 → 8時45分～17時15分
平成22年4月	土曜・日曜・祝日の開館時間変更 通常期：11時00分～18時00分 → 10時00分～18時00分

(出典 附属図書館資料)

## 【分析結果とその根拠理由】

自学自習のための部屋の整備として、専修室、院生室、ピアノ練習室、附属図書館における研究個室、セミナーハウスが用意され、有効に利用されている。情報基盤センター等の端末室に関しては、十分な数の配備と学生の利用に関する時間帯等について配慮し、学生に有効に利用されている。自主的学習環境に対する学生のニーズ把握のため、教育等に関するアンケートに質問項目を設け、附属図書館の開館時間の延長の例に見るよう、ニーズに可能な限り対応している。

したがって、本学では、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているといえる。

## 観点 7－2－①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

## 【観点に係る状況】

学部及び大学院新入生には、入学直後に教育課程、履修手続、学生生活等に関するガイダンスを大学全体で実施している。その後、学部では専修・コース別、大学院では専攻・コース別に新入生オリエンテーションを行い、授業科目や専門、専攻ガイダンスを行っている（前掲資料 5－2－②－2）。このオリエンテーション後、学部新入生に対して 1 泊 2 日の学外合宿研修を行い、学生支援担当副学長、クラス担当教員、教務課職員による履修指導がなされている（前掲別添資料 5－3－④－2）。ここでは、新入生各個人の受講希望科目がクラス担当教員によって確認される。学外合宿研修の内容については、アンケート調査を実施し、さらなる充実に努めている（別添資料 7－2－①－1）。大学院生が指導教員を選ぶ際のガイダンスは、上述の専攻別オリエンテーションにて行われている。また、学部生の卒業研究担当教員配属のためのガイダンスは、専修・コース別に適切な時期に行われている（別添資料 7－2－①－2）。

別添資料 7-2-①-1 合宿研修アンケート集計表

別添資料 7-2-①-2 卒業研究（ゼミ）希望調査

【分析結果とその根拠理由】

学部生及び大学院生への授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスは、大学全体及び専修・コース別（学部）及び専攻・コース別（大学院）に実施され、特に、学部新入生に対しては、合宿研修において個人別に履修指導がなされている。学部卒業研究及び大学院課題研究に関するガイダンスは、専修・コース別及び専攻・コース別に適宜行われている。これらのガイダンスが実施されることによって、学生が履修手続を滞りなく行うことができ、卒業研究、課題研究に着手することができている。

したがって、本学では、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているといえる。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

学生生活実態調査が隔年実施されており、学部生、大学院生の修学の実態の把握に努めている（資料 7-2-②-1）。また、学部生に対して、専修・コース別にクラス担任教員を置き、学習相談、助言、支援を行っている（資料 7-2-②-2）。大学院生及び卒業研究に着手した学部生には、主に指導教員が学習支援、助言、支援を行っている（前掲別添資料 5-5-①-1）。各授業については「シラバス」において、その主旨、内容、テキスト等が学生に周知されており、最終授業後には学生による授業評価アンケートが実施されている（前掲資料 3-2-②-5、6）。また、教員のオフィスアワーと電子メールアドレスが各担当授業科目のシラバスに記載されている（前掲別添資料 5-1-③-1）。

学校教員養成プログラムを受講している大学院生に対しては、長期履修学生支援センターを設け別途支援を行っている（前掲別添資料 3-3-①-5）。社会人の大学院生に便宜を図るため、昼夜間授業を開講するとともに、電子メール、電子掲示板で研究・指導の連絡が取れる体制を築いている（資料 7-2-②-3）。留学生の支援については、国際交流チームと留学生担当教員が担当するとともに、各学生に日本人チューターがつき、きめ細かな学習支援がなされている（資料 7-2-②-4）。また、留学生用の日本語関連授業として「日本語補講」、「日本の教育と文化」などが開講されている（別添資料 7-2-②-5）。障害を持つ学生への学習支援については、当該学生が不利益を被らないようにとの配慮から、体育実技科目「健康・スポーツ科学 I・II」においては、特別クラスを用意し、それぞれの障害に応じた授業を実施している（別添資料 7-2-②-6）。

## 資料 7－2－②－1 学生生活実態調査報告書報告書

**学生の生活と意識－学生生活実態調査報告書－**

鳴門教育大学学生のみなさんの生活の実態を把握し、よりよい学生生活を送ることに役立てる基礎資料を得ることを目的に、2年に一度、全学生を対象に学生生活実態調査を行っています。

- PDF 鳴門教育大学学生の生活と意識－平成23年度学生生活実態調査報告書－(4.22MBytes)

(平成23年11月調査実施)

- PDF 鳴門教育大学学生の生活と意識－平成21年度学生生活実態調査報告書－(1.4MBytes)

(平成21年11月調査実施)

- PDF 鳴門教育大学学生の生活と意識－平成19年度学生生活実態調査報告書－(2.42MBytes)

(平成19年11月調査実施)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/017.html>)

## 資料 7－2－②－2 クラス制度

**| クラス 制度**

本学学校教育学部では、各専修・教育コース・各学年別に、クラスを編成します。

このクラス制度は、教員と学生及び学生相互の交流を深め、また、学生の修学、学生生活等に関する事項について学生に指導助言を行うことなどを目的としており、各クラスにはクラス担当教員が置かれています。

卒業研究の指導教員が決定した時点からは、クラス担当教員と連携をとりながら、その指導教員が主に指導助言を行うこととされています。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/001006.html>)

## 資料 7－2－②－3 昼夜開講制について

**6 昼夜開講制（夜間開講科目）について**

大学院設置基準第14条（教育方法の特例）に該当する学生は、原則として夜間開講科目を履修することとなります。ただし、昼間の開講科目（夏期・冬期集中講義を含む。）を履修することもできます。履修方法については昼間学生と同じです。また、修了要件等についても全て昼間学生と同じ取扱いとなります。

(出典 平成25年度修士課程履修の手引 P21)

資料 7－2－②－4 チューター制度

(3) チューター制度

入学当初の留学生が不便なく学習や日常生活ができるように、原則として、日本人学生によるチューターが個別に課外指導・援助を行います。

チューターの具体的役割は、留学生の学習・研究指導（予習・復習の補助）を中心に、日本語指導、日常生活におけるサポート（学内外の案内、市役所・入国管理局等での諸手続きの補助）などを行うことです。チューター制度を積極的に活用し、留学効果を高めるようにしてください。

なお、指定されたチューターが自分に適していないときは、遠慮なく指導教員等に相談してください。

チューターによる指導を受けられる期間は、原則として、学部学生は入学後 2 年間、大学院学生及び研究生は渡日後 1 年間です。

(出典 外国人留学生の手引き)

別添資料 7－2－②－5 平成 25 年日本語関連授業時間割

別添資料 7－2－②－6 シラバス（健康・スポーツ科学 I・II）

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケート、学生生活実態調査を通じて、学習支援に対する学生のニーズが把握されている。クラス担当教員、研究指導教員及び授業担当教員はオフィスアワー、電子メール、電子掲示板等を活用して、学生に対して学習相談、助言、支援を行っている。特別な支援を必要とする学生に対しては、相談窓口として必要に応じて適切な部署が学内に設置され、その機能が果たされている。留学生用の日本語関連授業として「日本語補講」、「日本の教育と文化」などが開講され、日本語運用能力の充実のための支援が行われている。

したがって、本学では、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われている。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことの出来る状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているといえる。

観点 7－2－③：通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

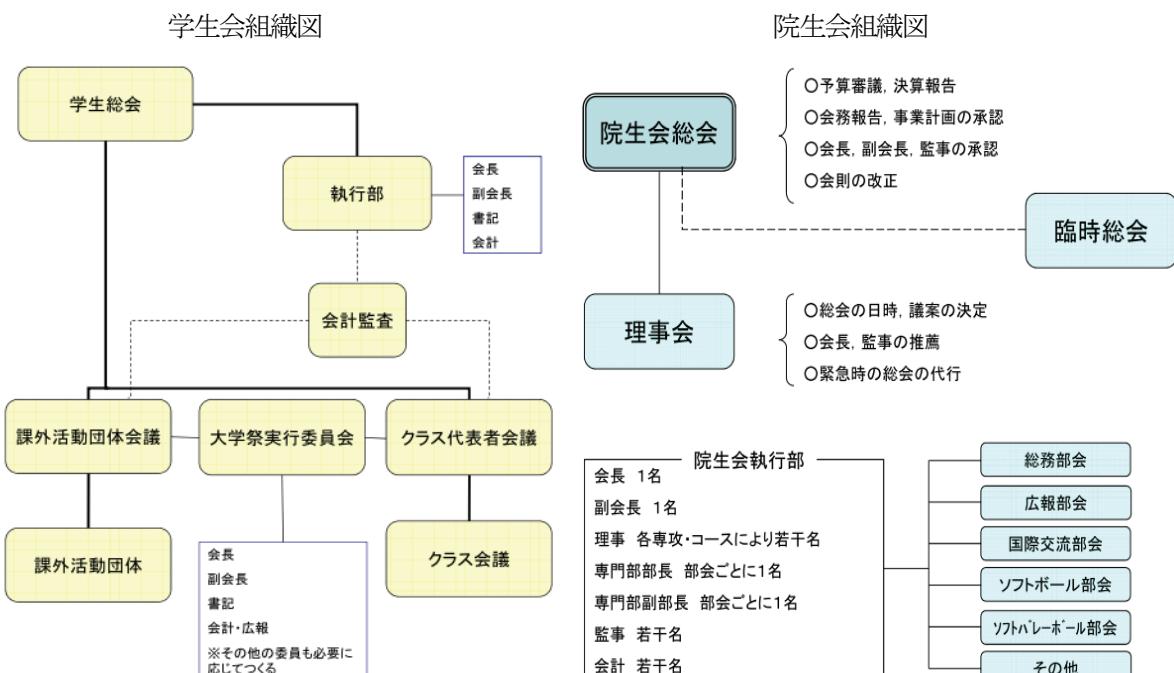
観点 7－2－④：学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学部生の諸活動に対しては学生会、大学院生の諸活動に対しては院生会が組織されている（資料 7－2－④－1）。この 2 団体はそれぞれ会則を設けており、学生生活支援チームがその支援に当たっている。学生会の中に、課外活動団体があり、同好会がこれに準じた団体として存在している。平成 25 年 4 月 1 日現在の課外活動団体及

び同好会の数は、体育系が 26、文科系が 21 となっており、各団体には顧問教員が置かれ、学生への指導、助言が行われている（資料 7-2-④-2）。学生自らによる課外活動運営の円滑化を図るため、課外活動団体会議と課外活動連絡会議が設けられている（資料 7-2-④-3）。また、課外活動支援の1つとして、毎年、行事内容として講演を含むサークル・リーダーシップ・セミナーが催され、各団体の連携を図っている（資料 7-2-④-4）。各団体は届け出によって学内施設を使用することができ、課外活動認定団体に対しては、器具等の購入による活動支援を行っている（別添資料 7-2-④-5、6）。運営資金については、「課外活動認定団体活動援助金配分に係る運用基準」を定め、課外活動認定団体に基準配分額と傾斜配分ポイントに基づく経費支援を行っている（別添資料 7-2-④-7）。また、学生表彰制度を設けられ、課外活動その他において社会的に高い評価を得た学生、団体が表彰されている（資料 7-2-④-8）。

資料 7-2-④-1 学生会組織図及び院生会組織図

(出典 本学ウェブページ URL : [http://www.naruto-u.ac.jp/\\_files/00007498/gakuseikai.pdf](http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00007498/gakuseikai.pdf)URL : [http://www.naruto-u.ac.jp/\\_files/00007504/inseikai.pdf](http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00007504/inseikai.pdf))

## 資料 7-2-④-2 学生団体一覧表

学生団体一覧表(平成25年4月1日現在)

文化系(21団体)			体育系(26団体)		
番号	学生団体名	設立許可年月日	番号	学生団体名	設立許可年月日
課外活動団体	1 児童文化研究会	S61.5.1	1 野球部	S59.6.20	
	2 フィルハーモニー管弦楽団	S61.5.7	2 剣道部	S59.6.30	
	3 軽音楽部	S61.5.20	3 創作ダンス部	S61.4.22	
	4 人形劇団ころぼっくる	S61.10.2	4 陸上競技部	S61.4.30	
	5 書道部	S62.2.1	5 バドミントン部	S61.5.7	
	6 花道部	S62.6.1	6 水泳部	S61.6.1	
	7 合唱団 'tadpole'	H1.2.23	7 ラグビーフットボール部	S62.6.1	
	8 手話サークル「ぱびぶべぼ」	H6.2.21	8 サッカー部	S62.6.1	
	9 BBS	H13.7.25	9 タッチフットボール部	H4.3.13	
	10 ESS	H15.8.7	10 弓道部	H4.5.15	
	11 劇団「どや！」	H18.1.17	11 男子バスケットボール部	H6.5.17	
	12 吹奏楽団 "Cantabile"	H17.6.10	12 女子バスケットボール部	H6.5.17	
	13 総合学習研究会	H12.2.15	13 男子硬式テニス部	H8.6.18	
	14 ボランティア団体friends	H16.5.13	14 女子硬式テニス部	H8.6.18	
	15 掃除研究実践会	H21.2.17	15 男子バレーボール部	H8.6.18	
	16 将棋同好会	H21.6.16	16 女子バレーボール部	H8.6.18	
	17 茶道同好会「一期一会」	H23.1.1	17 男子ハンドボール部	H8.6.18	
	18 アカペラ同好会	H23.7.1	18 女子ハンドボール部	H8.6.18	
	19 理科サークル	H23.12.1	19 柔道部	H9.5.13	
	20 天文同好会	H24.1.1	20 ストリートダンス部	H21.10.19	
	21 大学院とっかつさーくる「プラス1」	H24.4.1	21 WFC(フットサル)	H23.4.1	
			22 阿波踊りサークル	H15.4.1	
			23 ソフトボール同好会	H19.7.13	
			24 ゴルフ同好会	H22.10.1	
			25 卓球サークル	H24.6.1	
			26 軟式野球サークル	H24.8.1	

(出典 学生課資料)

## 資料 7-2-④-3 課外活動団体会議

## 第5章 課外活動団体会議

第18条 課外活動団体会議は、各課外活動団体の代表者1名をもって組織する。ただしそ  
の選出人員は、課外活動団体の数を超えてはならない。

第19条 課外活動団体会議は、互選により議長及び副議長各1名を選出する。

第20条 課外活動団体会議は、次の場合に議長が招集する。

- (1) 議長が必要と認めたとき。
- (2) 学生会長が要請したとき。
- (3) 構員の3分の1以上の要請があるとき。

第21条 課外活動団体会議において議事を決しようとするときは、構員の2分の1以上  
が出席し、その過半数の同意がなければならない。

第22条 課外活動団体会議は、次の事項を協議する。

- (1) 課外活動の施設等の利用に関する事項。
- (2) 課外活動団体の認定に関する事項。
- (3) 課外活動団体が、共同して行う行事に関する事項。
- (4) 学生会長が必要と認めた事項。
- (5) その他課外活動に関する事項。

(出典 鳴門教育大学学生会会則 第18~22条)

## 資料 7-2-④-4 平成 24 年度サークル・リーダーシップ・セミナー日程表

[1月26日(土)]

時 間	行 事 内 容	備 考
9:15	集 合	講義棟B207
9:30	開講式・オリエンテーション	講義棟B207
9:40～12:30	講習 「普通救命講習」 講師:鳴門市消防本部係長 宮崎 俊弘 氏 鳴門市消防本部係長 西村 充 氏 鳴門市消防本部士長 中原 和哉 氏 鳴門市消防本部消防士 保土 勇介 氏	講義棟B208
12:30～13:30	昼 食(各自)	第一食堂ほか
13:30～14:30	講演 「メンタルヘルス 一気づきとつなぎー」 講師:徳島県精神保健福祉センター所長 石元康仁 氏 休憩(10分間)	講義棟B207
14:40～15:30	グループ討議 「サークル活動におけるリーダーの役割について」 (1) グループ討議 (14:40～15:20) (2) 発表 (15:20～15:30)	講義棟B207
15:30～15:40	閉講式 解 散	講義棟B208

(出典 学生課資料)

別添資料 7-2-④-5 平成 24 年度施設使用日数調

別添資料 7-2-④-6 援助物品等希望調査

別添資料 7-2-④-7 課外活動認定団体活動援助金配分に係る運用基準

資料 7－2－④－8 学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第85条

第2項の規定に基づき、鳴門教育大学の学生表彰に関し必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の学生又は本学の学生を構成員とする団体で、次の各号の一に該当し、かつ、本学の名誉を高めたと認められるものとする。

(1) 学業及び研究活動等において、学会又は社会的に高い評価を得たもの

(2) 課外活動において、全国大会等のスポーツ競技会で優秀な成績を収めたもの又は芸術・文化活動で作品・公演等が全国規模の審査等で賞を受けたもの

(3) 社会活動（ボランティア活動、人命救助等）で公的機関等において表彰されたもの

(4) その他前3号に準ずると認められる功績等があったもの

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、指導教員又は顧問教員等の申出に基づき、学生支援委員会の議を経て学長が行う。

(表彰)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(出典 鳴門教育大学学生表彰規程 第1条～第4条)

【分析結果とその根拠理由】

学生会、院生会の適切な組織の下で課外活動が行われている。支援窓口は学生生活支援チームが担当しており、それに加え、顧問教員が指導、助言を行っている。また、様々な連絡会、講演会が開催されており、学生からの要望や意見を聴取する機会が設けられている。課外活動の場として学内の施設、器具類を利用可能としている。運営資金については、基準を定め、適切に支援している。さらに学生表彰制度を設け、学生の課外活動に対する意欲の向上に資している。

したがって、本学では、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているといえる。

観点 7－2－⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生生活実態調査を行うことによって、学部生、大学院生の修学の実態だけではなく、家庭状況、経済状況、学生生活、進路・修学、課外活動、健康面等の状況を把握し、学生の生活支援に役立てている（前掲資料7－2－②－1）。また、学生と学長の懇談会を定期的に実施している（別添資料7－2－⑤－1）。日々の生活、健康の相談窓口として、「学生総合相談室」及び「心身健康センター」を設けている。「学生総合相談室」には、教員・事務職員が待機しており、学生の多様な悩みに適切に対応している（資料7－2－⑤－2）。「心身健康センター」

には、医師と看護師が常駐しており、病気や怪我の応急治療、定期健康診断及び健康相談に当たっている。また、同センターにおいて、臨床心理士による精神保健相談を行っている（資料 7-2-⑤-3）。就職等進路に関する相談は就職支援室が担当しており、進路に関するガイダンスを実施している（資料 7-2-⑤-4）。セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに対しては、防止等に関する規程、ガイドラインを制定し、その内容をウェブページにて公開することで、相談・助言体制について容易に確認できる状況を整えている（資料 7-2-⑤-5）。

平成 25 年 5 月現在、本学には留学生 49 人が在籍している。留学生への支援体制は、国際交流チームが主に担当している。日本語、英語及び中国語による「外国人留学生の手引き」が配布されているとともに（資料 7-2-⑤-6），各学生に日本人チーフターがつき、きめ細かな日常生活への支援を行っている（前掲資料 7-2-②-4）。日本語関連授業の開講による日本語の習得支援に加え（前掲別添資料 7-2-②-5），日本での慣習を知るために、研修、見学、体験プログラムなど多くの行事を実施している（別添資料 7-2-⑤-7）。留学生の生活状況の把握は、懇談会の開催、チーフター実施報告書の作成によって行っている（別添資料 7-2-⑤-8）。

障害を持つ学生については、平成 25 年 5 月現在、1 人が在籍している。本学生とは、入学前から本学の施設整備等について打合せを行い、その結果、専用駐車場（学生宿舎含む）の確保及び自動車止めの設置、駐車場から建物内までの雨よけの設置、学生宿舎のスロープ工事などを行った。ほかに、学内のバリアフリー化を図るとともに、講義棟をはじめ全ての棟にエレベータ設置がなされている（前掲別添資料 7-1-①-8、別添資料 7-2-⑤-9）。

#### 別添資料 7-2-⑤-1 学生と学長との懇談会実施要項

#### 資料 7-2-⑤-2 学生総合相談室

##### ■ 学生総合相談室

「なんでも相談」の窓口です。  
キャンパスライフのあらゆる疑問、質問、悩み事について気軽にご相談ください。

##### ■ 場所

本部棟 1 階（学生課学生生活支援チーム）

##### ■ 受付時間

月～金曜日 8 時 30 分～18 時 30 分（長期休業期間中除く）

※長期休業期間中 8 時 30 分～12 時、13 時～17 時 15 分

※土日・祝日及び夏季一斉休業期間及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の窓口取扱はありません。

##### ■ 受付方法（学生課学生生活支援チーム）

- 電話番号：088-687-6117, 088-687-6118

- メールアドレス：[gakusei@naruto-u.ac.jp](mailto:gakusei@naruto-u.ac.jp)

- 窓口 学生課窓口で直接お受けします。

※原則として予約不要ですが、込み入った内容の場合は、事前の予約をお勧めします。

※メールの場合は学籍番号、氏名、連絡先、相談概要は必ず記入してください。

##### ■ 相談の流れ

相談者 → 初回面談者 → 解決または相談員（アドバイザー）に紹介  
内容により、あなたの希望を伺いながら、他の相談窓口に引き継ぎます。

##### ■ 初回面談者

学生課担当職員

##### ■ 学生総合相談室相談員（アドバイザー）

月曜日 茂木俊伸（人文・社会系教育部）

火曜日 川上綾子（基礎・臨床系教育部）

水曜日 速水多佳子（自然・生活系教育部）

木曜日 長島真人（芸術・健康系教育部）

金曜日 井上とも子（基礎・臨床系教育部）

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/011.html>）

資料 7－2－⑤－3 精神保健相談

精神保健相談

.....

本センターでは、不安や悩みなど心理的なことで心配がある人に対して、相談室を設けています。修学上または生活上の問題を初めとして、どんな小さな問題や心配ごとにも心おきなく相談を受け、解決への糸口を見いだしてもらうことを願っています。相談については、精神保健やカウンセリングの専門家が担当しています。

相談内容の**秘密は守られます**ので、気軽にご相談ください。

なお、予約が必要です。事前に電話で照会してください。

相談日時	本学担当教員への相談：随時 カウンセラーへの相談：水・木曜日（12時00分～17時00分）
場 所	心身健康センター内
電 話	088-687-6631

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/center/health/conference/002.html>）

資料 7－2－⑤－4 就職支援

| 就職支援行事

本学では、卒業・修了年度の前年7月から1年間のプログラムを組み、就職支援行事（ガイダンス）を実施しています。  
[詳しい年間予定表はこちら](#)

▪ 教採対策ガイダンス

「教員のための大学」を標榜する本学では、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の教員養成に力を入れています。教職を希望する学生を対象に、教員採用試験対策、模擬授業・個人面接、模擬集団面接、模擬試験、教員採用試験説明会などを実施しています。

▪ 就職ガイダンス

公務員や企業への就職を希望する学生向けには「就職ガイダンス」を実施しています。

▪ 就活対策ガイダンス

希望職種を問わず、就職活動を行うにあたって必要なマナーや知識などを身につけるためのガイダンスです。

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/career/01/001.html>）

## 資料 7-2-⑤-5 ハラスメントについて

## | ハラスメント防止等について

鳴門教育大学では、職員や学生などの間における様々なハラスメント等の人権侵害を防止し、人権侵害のない快適な学習・教育研究・職場環境を作るために「セクシャル・ハラスメント等の防止等に関する規程」等の学内規程を定めるとともに、人権問題に関する事項について検討する「人権教育推進委員会」を設け、その対策に取り組んでいます。また、その一環として、ハラスメント等の人権侵害に関する苦情相談を受けるための相談窓口・相談員を配置しています。相談員は、相談者のプライバシーを厳守しますので、ハラスメント等の人権侵害を受けたと思われる場合は、一人で抱え込まず安心して相談してください。

## ■ 相談窓口・相談員

## ハラスメントに関する相談員一覧

ハラスメントの被害にあった場合などの相談窓口、相談員一覧です。プライバシーは守られますので一人で悩まず相談しましょう。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/012.html>)

## 資料 7-2-⑤-6 外国人留学生の手引き

鳴門教育大学では、世界各国からの留学生を受け入れています。私たちは、留学生の皆さんのが、鳴門での大学生活を楽しみながら、所期の目的を達成するよう一所懸命がんばってほしいと願っています。

日本での生活は、言葉、社会制度、習慣、風土などの違いによってとまどいを感じる場合もあるでしょう。私たち国際交流チームでは、そんな留学生の方たちのための道案内として、この手引きを作成しました。

この手引きは、鳴門教育大学で充実した大学生活をおくるために必要なルール、日本で生活するうえで基本的に大切なこと、知っておいた方が便利なことについて説明しています。

ご質問等ありましたら、学生課国際交流チームに問い合わせてください。

We have more than forty international students here from diverse corners of the world. We hope you enjoy your stay in this university and are able to achieve your objectives.

You may find, however, some difficulties in adjusting yourself to Japan in terms of language, the social system, customs and climate. This book will help you to make this university your own.

This book provides you with the knowledge which allows international students to lead a comfortable life on the campus. It also explains in detail about important and convenient things for you to live comfortably in this country.

If you have any questions, please feel free to contact us at the International Services Office.

[Japanese](#)

[Chinese](#)

[English](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/07/006010.html>)

## 別添資料 7-2-⑤-7 平成 24 年度日本文化体験プログラム実施計画

## 別添資料 7-2-⑤-8 平成 24 年外国人留学生と学長との懇談会概要

## 別添資料 7-2-⑤-9 身体障害者支援状況

## 【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査を利用して学生の現状や満足度を多岐に渡り把握している。また、学長との懇談会を定期的に実施し、学生、留学生の生の声を吸い上げ、これらから得た結果を学生の支援に役立てている。具体的な学生支援の窓口として、「学生総合相談室」、「心身健康センター」、「就職支援室」等が多岐にわたって整備され、学生はこれらを利用している。セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに対して、防止等に関する

る規程、ガイドラインを制定し、その内容をウェブページにて公開している。留学生に対しては、国際交流チームを中心に、通常学生とは別の支援体制が組み込まれている。

したがって、本学では、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握され、生活、健康、就職等進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているといえる。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行っているといえる。

**観点 7－2－⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。**

**【観点に係る状況】**

本学では、入学料、授業料及び寄宿料免除等に関する規定等を定めて、学生の経済面の援助を行っている（資料 7－2－⑥－1）。平成 24 年度入学料免除については、申請者 23 人に対し、免除者 16 人であり、申請者の 70%が入学料を免除されている（資料 7－2－⑥－2）。学生への経済的支援の強化策として、平成 23 年度から授業料については免除枠を設けず、全額免除又は半額免除の選考基準を充たす全ての学生に対して免除を実施している。平成 24 年度授業料免除については、307 人の申請者のうち、全額免除 173 人、半額免除 110 人となっており、90%以上の者がこれに該当した（資料 7－2－⑥－3）。東日本大震災に即応した学生支援策として、震災の影響により授業料の納付が困難になった学生に対して授業料免除の措置をとった結果、平成 23 年度には 1 人を全額免除者とした（別添資料 7－2－⑥－4）。

鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準等を定め、経済面を考慮して学業優良者を日本学生支援機構に推薦している（別添資料 7－2－⑥－5）。平成 24 年度の日本学生支援機構の第一種、第二種受給者数はそれぞれ 57 人と 42 人である（資料 7－2－⑥－6）。授業料免除・奨学金申請の学生への案内は、学内掲示板及びウェブページに掲載している（資料 7－2－⑥－7）。

民間奨学制度等については掲示板で情報提供されている。特に私費外国人留学生については民間団体のものに加え、教職員による国際交流基金を設け、それを原資として「鳴門教育大学私費外国人留学生奨学金」の制度を運用している（資料 7－2－⑥－8）。

アパート・下宿、アルバイトの紹介は学生生活支援チームが窓口となっており、その案内をウェブページに掲載している（資料 7－2－⑥－9）。

## 資料 7－2－⑥－1 授業料免除について

**授業料免除について**

授業料の納付が困難で、次のいずれかに該当する場合は、選考の上、前期分又は後期分の授業料の全額又は半額が免除される制度です。

**大学院・学部**

1. 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
2. 授業料の各期ごとの納付期限6か月以内(新入生の入学した年の前期分については、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は当該学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合(退職金、保険金等の臨時所得のある人は、免除されない場合があります。)
3. 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

**申請時期**

前期分 2月上旬から3月中旬(新入生は、入学手続き書類に記載の期日まで)  
後期分 7月上旬から9月中旬

**選考と許可について**

申請者について、その学力・学資支弁の困難度等に関し総合的に検討し、選考の上、許可・不許可を決定することになります。  
本学では、平成23年度から選考基準を充たしている全ての者に対し、全額又は半額免除を実施しており、平成25年度も同様に実施します。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/01/002.html>)

## 資料 7－2－⑥－2 入学科免除実施状況

		免除申請者数	免除者数		免除額		
			全額免除	半額免除	全額免除	半額免除	免除額計
平成20年度	学部	1	0	1	0	141,000	141,000
	大学院	28	0	13	0	1,833,000	1,833,000
平成21年度	学部	0	0	0	0	0	0
	大学院	22	0	12	0	1,692,000	1,692,000
平成22年度	学部	0	0	0	0	0	0
	大学院	35	0	15	0	2,115,000	2,115,000
平成23年度	学部	0	0	0	0	0	0
	大学院	46	0	17	0	2,397,000	2,397,000
平成24年度	学部	0	0	0	0	0	0
	大学院	23	0	16	0	2,256,000	2,256,000

(出典 学生課資料)

資料 7－2－⑥－3 授業料免除実施状況

年度	期	免除申請者数(人)	免除者数(人)		免除額(円)		
			全額免除	半額免除	全額免除	半額免除	免除額計
H20(2008)	前期	119	10	92	2,500,400	11,742,950	14,243,350
	後期	116	6	100	1,607,400	12,502,000	14,109,400
	計	235	16	192	4,107,800	24,244,950	28,352,750
H21(2009)	前期	135	5	96	1,339,500	12,457,350	13,796,850
	後期	133	5	94	1,339,500	12,323,400	13,662,900
	計	268	10	190	2,679,000	24,780,750	27,459,750
H22(2010)	前期	127	14	94	3,572,000	12,100,150	15,672,150
	後期	131	8	104	2,143,200	13,395,000	15,538,200
	計	258	22	198	5,715,200	25,495,150	31,210,350
H23(2011)	前期	150	76	59	19,333,450	7,367,250	26,700,700
	後期	155	79	64	20,003,200	7,992,350	27,995,550
	計	305	155	123	39,336,650	15,359,600	54,696,250
H24(2012)	前期	154	83	54	20,092,500	6,563,550	26,656,050
	後期	153	90	56	21,967,800	6,742,150	28,709,950
	計	307	173	110	42,060,300	13,305,700	55,366,000

(出典 学生課資料)

別添資料 7－2－⑥－4 日本大震災による被災者に対する経済的支援措置に関する申合せ

別添資料 7－2－⑥－5 鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準

## 資料 7-2-⑥-6 日本学生支援機構奨学金採用状況

## 学部

申請年度	奨学金種別	内示数	申請者数	採用者数	備考
20年度	第一種奨学金	12	21	12	
	第二種奨学金	17	29	17	申請者のうち7名は第一種奨学金に採用されたため、第二種奨学金を希望せず。
21年度	第一種奨学金	13	23	13	
	第二種奨学金	15	23	15	申請者のうち8名は第一種奨学金に採用されたため、第二種奨学金を希望せず。
22年度	第一種奨学金	13	13	13	
	第二種奨学金	12	25	12	申請者のうち11名は第一種奨学金に採用されたため、第二種奨学金を希望せず。
23年度	第一種奨学金	12	12	11	
	第二種奨学金	12	5	5	
24年度	第一種奨学金	13	15	13	
	第二種奨学金	10	8	8	

## 大学院

申請年度	奨学金種別	内示数	申請者数	採用者数	備考
20年度	第一種奨学金	46	74	46	
	第二種奨学金	36	69	36	申請者のうち23名は第一種奨学金に採用されたため、第二種奨学金を希望せず。
21年度	第一種奨学金	52	57	52	
	第二種奨学金	40	50	13	申請者のうち37名は第一種奨学金に採用されたため、第二種奨学金を希望せず。
22年度	第一種奨学金	38	64	38	
	第二種奨学金	31	76	31	申請者のうち28名は第一種奨学金に採用されたため、第二種奨学金を希望せず。
23年度	第一種奨学金	45	76	45	
	第二種奨学金	35	57	35	
24年度	第一種奨学金	44	70	44	
	第二種奨学金	34	44	34	

(出典 学生課資料)

## 資料 7-2-⑥-7 奨学金の案内

**奨学金**

修学が困難な優れた学生に対し、奨学金を貸与する制度があります。

詳細は、学生課学生生活支援チーム(088-687-6119)にお問い合わせください。

**在学生への注意！！**

奨学金に関する案内は、全て掲示板に掲示しますので、見落としのないようにしてください。

掲示板を確認せず、諸手続きの期限を過ぎた場合は、一切受付できません。

**日本学生支援機構奨学金**

日本学生支援機構奨学金は、学業、人物がともに優秀で健康でありながら、経済的な理由のため修学困難であると認められる者に学資を貸与して、修学を援助することを目的としています。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/01/003.html>)

## 資料7-2-⑥-8 私費外国人留学生を対象とした奨学金及び国際交流基金

**奨学金 Scholarship**

私費留学生に対する奨学金のうち、鳴門教育大学を通じて応募することのできる奨学金には次のものがあります。奨学金の採用選考は学内での選考基準に基づいて行われます。

募集については、指導教員を通じて行いますので、奨学金応募希望者は、まず指導教員にご相談ください。

なお、鳴門教育大学を通じての奨学金以外にも、様々な団体が留学生に対し、奨学金事業を行っていますので、情報を収集し、応募するようにしてください。

<参考> [独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金に関するホームページ](#)

この他、奨学金についての質問、相談等ありましたら、国際交流チームにおこしください。

募集時期	奨学金の種類
4月頃	私費外国人留学生学習奨励費(JASSO)
	鳴門ゾンタクラブ女子奨学金
	三木武夫国際育英基金
8月下旬頃	公益財団法人ロータリー米山記念奨学会奨学金
	公益財団法人平和中島財団奨学金
10月頃	国内採用による国費留学生(研究留学生)
11月～12月頃	鳴門教育大学私費外国人留学生奨学金

\* 応募資格については、奨学金により異なります。詳しくは、国際交流チームにお問い合わせください。

**国際交流基金 NUE International Foundation**

鳴門教育大学における国際交流事業の一層の進展を図り、研究・教育の振興に資することを目的とし、基金を設立、下記のような事業を行っています。

1. 本学に受け入れる外国人留学生及び本学から派遣する留学生への援助
2. 本学に招へいする外国人研究者及び本学から派遣する研究者等への援助
3. 本学における国際交流に必要な設備の整備
4. 徳島県内で実施される国際交流事業の支援
5. その他国際交流事業に関する援助

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/07/006002.html>

URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/07/006011.html>)

## 資料7-2-⑥-9 アパート・下宿・アルバイトの案内

**| アパート・下宿について**

民間のマンション等は、大学周辺地域(徒歩1～10分以内)に数多くあります。家賃はワンルームマンションで3～4万円と、都市圏に比べるとかなり安い経費で入居することができます。

近隣のマンション等の情報は、大学会館2階にありますのでご自由にご覧ください。

また、不動産業者の紹介を希望する場合は、学生課学生生活支援チームに問い合わせてください。

**| アルバイトについて**

学生としての時間的制約、品位の保持、健康等への影響からみて、アルバイトは学業と両立しない場合が多いので、学業に支障をきたさぬよう特に注意してください。

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/008.html>)

### 【分析結果とその根拠理由】

入学期・授業料・寄宿料免除の選考基準があり、それに基づいて学内の学生支援委員会で審議・選考し対象者を決定している。平成 23 年度から授業料については免除枠を設けず、全額免除又は半額免除の選考基準を充たす全ての学生に対して免除を実施している。東日本大震災に即応した学生支援策として、震災の影響により授業料の納付が困難になった学生に対して授業料免除の措置をとった。日本学生支援機構奨学金への推薦は、本学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準に基づき適正に行っている。外国人留学生への奨学金受給募集は日本人学生とは別に設けており、学外の援助団体の情報が容易に得られる状況にある。また、教職員による国際交流基金を設け、本学独自の私費外国人留学生奨学金の制度を運用し支援を行っている。アパート・下宿・アルバイトの募集と紹介については、学生支援チームによって行っている。

したがって、本学では、学生への経済面の援助が適切に行われているといえる。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・附属図書館には、教育実践資料の 1 つに故大村はま氏寄贈資料（約 13,000 点）があり、それを収める「大村はま文庫」を設けている。中でも学習の記録 2,060 冊は、世界的にも超一級の資料である。また、本学の元学長である野地潤家氏寄贈の国語教育学をはじめとする関係文献 25,000 冊を収める「野地潤家文庫」を設け、それぞれ有効に活用されている。児童図書館は、通常の貸出業務の他に、ボランティア学生を中心として七夕、冬のおたのしみ会などの季節の行事や、絵本の読み聞かせなど、子育て支援活動・地域貢献活動にも積極的に取り組んでおり、このような長年の実践活動が高く評価され、大学図書館としては初めて全国学校図書館協議会主催第 42 回「学校図書館賞奨励賞」を受賞した。
- ・本学独自の学生に対する経済的支援の拡大策を打ち出している。具体的には、従来の授業料免除における免除枠を廃止し、基準を充たした者全員に対して基準相当の免除を行った。東日本大震災に即応した学生支援策として、震災の影響により授業料の納付が困難になった学生に対して授業料免除の措置をとった。
- ・教職員による国際交流基金を設け、それを原資として「鳴門教育大学私費外国人留学生奨学金」の制度を運用している。

#### 【改善を要する点】

- ・特になし

## 基準 8 教育の内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

**観点 8－1－①：** 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

#### 【観点に係る状況】

教育の取組状況や学習成果を自己点検・評価するためのデータとして、学生の成績・在籍状況等については教務課が管理・保管し、学生の試験答案、レポート等は、各教員が蓄積し管理している。また、卒業論文については、指導教員が保管し、修士論文については、製本の上、附属図書館で管理・蓄積している。さらに、本学ウェブページ上に学位論文要旨データベースを構築し、検索することができるシステムとなっている（資料 8－1－①－1）。

学部生・大学院生の学習の取組状況の自己点検・評価については、「学生による授業評価アンケート」（学部生用）及び「大学院生による授業評価アンケート」の評価項目に「あなたの授業への取り組みについて」を設け（前掲資料 3－2－②－5, 6）、履修授業すべてにおいて実施している。また、教員としての資質・能力の育成をめざす教育の質を保証するために、平成 22 年度入学の学部生及び平成 25 年度入学の大学院生（新規に教員免許状の取得を希望する長期履修学生）より「学修キャリアノート」を配布している。学生は、同ノートに学期ごとに授業省察記録を記入する。また、学年ごとに「教員としての資質・能力チェックリスト」を用いて自己の授業への取組状況や目標達成状況と課題を記録し、クラス担当教員あるいは卒論研究指導教員に提出し指導・助言を受ける。さらに、教職に関するボランティア経験の状況を記述する。それらの記述を通して、学生は自身の学習成果について自己点検・評価をしている。同ノートは平成 25 年度より新設される「教職実践演習」において学生が 4 年間の学習成果を省察すると同時に、教員としての資質・能力の修得状況を総括するために活用されることになっている（別添資料 8－1－①－2）。

教員の教育活動状況の自己点検・評価については、「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」に基づき、「教育・学生生活支援」の項目として、教員は専攻・コース単位、個人単位で、年度ごとに「教育・学生生活支援」に関する目標を設定し、自己点検・評価を行っている（資料 8－1－①－3）。

## 資料8－1－①－1 学位論文要旨データベース

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/library/gakuron/>)

## 別添資料8－1－①－2 学修キャリアノート 指導の手引

## 資料8－1－①－3 自己評価項目

**III 評価の方法****1 自己評価**

## (1) 目標の設定、中間報告及び自己評価

イ 学長は、原則として毎年10月に、次年度に係る重点目標を設定する。

ロ コース等及び教員の自己評価項目は、「学長の定める重点目標」、及び分野別の「教育・学生生活支援」、「研究」、「大学運営」、「附属学校・社会との連携、国際交流等」、「本学への総合的貢献（特記事項）」、その他学長が必要と認めた事項とする。

ハ コース等及び教員は、評価対象期間の前年末にそれぞれに目標を設定し、別紙様式第1号「自己評価報告書」により学長に提出する。なお、目標を設定するにあたっては、本学の中期目標・計画、年度計画を踏まえることとする。

ニ 学長は、提出された目標・計画について問題があると認められる場合は、再提出を求めることができる。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領（抜粋）)

**【分析結果とその根拠理由】**

教育の取組状況や学習成果を自己点検・評価するためのデータとして、学生の成績・在籍状況等、学生の試験答案、レポート等、卒業論文・修士論文を、関連部署及び教員が管理・蓄積している。

学部生・大学院生については、「授業評価アンケート」や「学修キャリアノート」に基づく学習取組状況の点検・

反省と、平成 25 年度から開設される「教職実践演習」の受講を通して、教員とともに学習成果を自己点検・評価する体制が整えられている。また、教員については専攻・コース単位及び個人単位で年度ごとに実施する自己点検・評価において「教育・学生生活支援」に係わる目標設定及び自己点検・評価がなされ、その体制が確立されている。

したがって、本学では、教育の取組状況及び学習成果について自己点検・評価を行い、教育の質の保証とともに、その改善・向上を図るための体制が整えられているといえる。

**観点 8－1－②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

#### 【観点に係る状況】

授業の質の改善・向上については、学部及び大学院教務委員会の下に、学生による授業評価専門部会及び大学院生による授業評価専門部会を組織し、学生による授業評価を毎学期実施し、アンケート結果を各教員にフィードバックするとともに、その分析・評価と授業改善のための具体策を「学生による授業評価実施報告書」等にまとめ公表している（前掲資料 3－2－②－5, 6）。アンケートの結果から、学生の授業における自主性や思考の喚起及び教科専門科目で教授する専門的知識の教育実践力形成における意義に課題が見出されたので、平成 23・24 年度の FD（ファカルティ・ディベロップメント）推進事業における特別公開授業と事後の授業研究会及び FD ワークショップにおいて『よい教師を育てる授業とは』という統一テーマを掲げ、議論を行った。平成 23 年度は①学生の自主性を育む授業とは、②学生の思考を促す授業とは、を研究課題に、平成 24 年度は①教科教育と教科専門との関係、②授業実践力と専門知識・資質との連関性、を研究課題に教員間で討議し、その内容を「ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書」にまとめ公表している（資料 8－1－②－1）。

学生の学習環境の質の改善・向上については、継続的に学生生活実態調査を行い、その結果を「学生生活実態調査報告書」としてまとめ、学生の学習環境の実態把握とそれらの改善に努めている（前掲資料 7－2－②－1）。平成 20 年 6 月に、教育の質の維持・向上及び教育研究体制の一層の充実を図ることを目的に、「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート実施要領」を策定（平成 23 年 3 月改正）し、本学学部卒業生・大学院修了生については毎年（学位授与式の際）、そして在学生（学部生・大学院生）については隔年でアンケート調査を実施し、具体的・継続的に教育の質の改善・向上を図る体制が整備された（別添資料 8－1－②－2）。そして同要領に基づき、平成 20 年度から学部卒業生・大学院修了生に対してアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析し、本学ウェブページに公開している（資料 8－1－②－3）。

このほか、学生からの修学・課外活動・生活・健康・進路等に関する日常的な相談については、専修・コースごとに学部 4 年間にわたるクラス担任制度を整備するとともに、全教員がオフィスアワーを設け、シラバスに明記することにより、継続的に対応している（前掲資料 5－2－②－1、前掲別添資料 5－2－③－1）。

なお、教育の質の向上に関わる教員と事務職員の意見交流は、カリキュラム・授業について学部及び大学院教務委員会に教務課長が委員として参加することにより、また学習環境の整備等学生支援について学生支援委員会に学生課長が委員として参加することにより組織として図るようにしている。（別添資料 8－1－②－4）。

## 資料8－1－②－1 ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書

**| ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書**

本学では、教育実践学を中心とした学部・修士による6年間を見通した教員養成を目指すとともに、学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力を育成することを中期目標の一つとして掲げています。この目標を達成するための方策として、FD(ファカルティ・ディベロップメント)推進事業を計画的に実施しています。

[平成24年度ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書.pdf\(4.19MBytes\)](#)

[平成23年度ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書.pdf\(4.54MBytes\)](#)

[平成22年度ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書.pdf\(1.68MBytes\)](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/011005.html>)

## 別添資料8－1－②－2 鳴門教育大学の教育等に関するアンケート実施要領

## 資料8－1－②－3 教育等に関するアンケート集計結果

**| 教育等に関するアンケート**

本学では、一定期間ごとに本学卒業・修了者及び徳島県内教育関係機関に対して、本学の教育に関するアンケート調査を実施しています。このアンケート調査は、本学の教育の状況について、デマンド・サイドの意見を把握することにより、教育の質の維持・向上及び教育研究体制の一層の充実を図るとともに、自己点検・評価に適切な形で反映させることを目的としています。

**平成24年3月実施分**

[集計結果\(数値\).pdf\(1.49MBytes\)](#)

[分析報告\(数値\).pdf\(8.28MBytes\)](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/011005.html>)

## 別添資料8－1－②－4 委員会名簿

**【分析結果とその根拠理由】**

本学では、学部及び大学院教務委員会の下に、学生による授業評価専門部会及び大学院生による授業評価専門部会を組織し、学生による授業評価を毎学期実施し、アンケート結果を各教員にフィードバックするとともに、その分析・評価と授業改善のための具体的課題を見出し、FD事業等を通して教員間で検討している。また、学生の学習環境の質の改善・向上については、在学生及び卒業生・修了生に対し、学習環境に関する意見を聴取し実態を把握するとともに、その集計・分析結果をウェブページにて公開している。学生からの修学・課外活動・生活・健康・進路等に関する日常的な相談については、クラス担任制度とオフィスアワー制度により対応している。教育の質の向上に関わる教員と事務職員の意見交流は、学部及び大学院教務委員会に教務課長が委員として参加することにより、また学生支援委員会に学生課長が委員として参加することにより組織として図るようにしている。

したがって、教育の質の改善・向上に向けて大学の構成員の意見の聴取が行われており、適切な形で活かされているといえる。

**観点 8－1－③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

【観点に係る状況】

本学の教育に関わる取組全般については、経営協議会に学外委員を置き、同委員からの意見をもとに教育の質の改善・向上を図っている（別添資料8－1－③－1）。平成21年度には「e-ラーニングの導入」の必要性、22年度には「地域の特性を教育に活かした取り組み」の必要性に関する意見が外部委員から提起され、前者については情報に関する専門的知識・技能を有する職員1人を採用することで、後者については学長裁量経費（プロジェクト分）を活用した教育研究プロジェクト「遍路文化を活かした教師力育成」を立ち上げることで、本学の教育の質を改善している（別添資料8－1－③－2、3）。また、平成18年に、学長裁定により評価委員会教育評価部会設置要項（資料8－1－③－4）を定め、学外委員3人と学内委員3人で構成された教育評価部会により平成19年度に第1次教育評価、平成21年度に第2次教育評価が行われ、本学における教育活動の内容及びその結果の反映状況について検証している。具体的には、教育の質の向上や改善に結びつけるシステムが機能しているか否かを、各事業年度に係る業務の実績、コース等及び教員の自己点検・評価、教育研究活動等の業績評価、学生（大学院生）による授業評価、FD推進事業について評価を実施している（資料8－1－③－5）。平成24年度からは、教育評価と研究評価の機能を統合して教育・研究評価部会を設置し（教育に関する外部委員3人、研究に関する外部委員2人を含む）、大学教育の質の改善だけでなく、学校の教育実践に活かせる教育大学にふさわしい研究の在り方についても意見聴取を行うようにした（別添資料8－1－③－6）。さらに、平成22年度、23年度及び24年度には徳島県教育委員会・鳴門教育大学教員人材育成連絡協議会を開催し、鳴門教育大学の教育研究活動に対する多様な意見を聴取している（別添資料8－1－③－7）。

このほか、平成20年6月「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート実施要領」を策定し、具体的・継続的に教育の質の維持・向上及び教育研究体制の一層の充実を図る体制が整備された（前掲別添資料8－1－②－2）。この要領に基づき、平成21年7月及び平成23年12月に、教育長・公立学校長に対するアンケートを実施し、本学の教育等に関する意見を広く聴取し、調査結果を本学ウェブページに公開している（前掲資料8－1－②－3）。

教員養成大学としての授業内容については、学校現場や現場教員が抱える課題や意見等が学部・大学院の授業内容に反映される体制が本学の教育課程に仕組まれている。学士課程においては、実習科目（ふれあい実習、観察実習、主免教育実習、副免教育実習、教員インターンシップ）や教育実践コア科目（初等中等教科教育実践）を通して、学生は各種学校教育現場に赴き、教育関係者から指導・助言を受ける機会を得るとともに、これらの科目における教育の成果や課題については学部教務委員会・実地教育専門部会を通じて本学教員にフィードバックされている（資料8－1－③－8）。また、学外の教育関係者が実地指導講師として授業を担当し、学校現場の状況及び課題やニーズ等を学生に講じる制度が整えられている（資料8－1－③－9）。修士課程においては、応用実践科目教育実践フィールド研究を通じて、大学院生が学校現場を訪問し、学校教育関係者と教育問題やその解決をねらい、授業を協働開発・実践する機会や実践成果を公表し学外関係者からフィードバックを得る機会が位置づけられている（資料8－1－③－10）。

別添資料8－1－③－1 国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則

別添資料8－1－③－2 経営協議会の学外委員からの意見を大学運営に活用した取組事例（平成21年度）

## 別添資料 8-1-③-3 経営協議会の学外委員からの意見を大学運営に活用した取組事例（平成 22 年度）

## 資料 8-1-③-4 教育評価部会設置要項

## (業務)

第 3 教育評価部会は、次に掲げる事項について、教育活動の内容及びその結果の反映状況等を検証し、教育の質の向上や改善に結びつけるシステムが機能しているか評価を行う。

- (1) 各事業年度に係る業務の実績
- (2) 特別支援教育専攻及び各コース並びに教員の自己点検・評価、教育研究活動等の業績
- (3) 学部学生・大学院生による授業評価
- (4) ファカルティ・ディベロップメント推進事業
- (5) その他必要と認める事項

## (評価結果の反映)

第 4 教育評価部会は、評価結果を報告書にまとめ、すみやかに学長に報告するものとし、学長はこれを教育活動に反映するよう努めなければならない。

(出典 教育評価部会設置要項 第 3, 4)

## 資料 8-1-③-5 教育評価結果報告書

**教育評価結果報告書****教育評価部会**

教育評価部会では、以下の評価事項について評価を実施し、その結果を公開しています。

1. 各事業年度に係る業務の実績
2. 特別支援教育専攻及び各コース並びに教員の自己点検・評価、教育研究活動等の業績
3. 学部学生・大学院生による授業評価
4. ファカルティ・ディベロップメント推進事業

 教育評価結果報告書(平成22年2月).pdf(1.86MBytes)

 教育評価結果報告書(平成20年1月).pdf(700KBytes)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/011004.html>)

## 別添資料 8-1-③-6 鳴門教育大学教育・研究評価部会の議事要録

## 別添資料 8-1-③-7 徳島県教育委員会・鳴門教育大学教員人材育成連絡協議会 議事要録

資料8－1－③－8 主免教育実習事前事後指導について

(3) 平成25年度主免教育実習事前事後指導（案）について（資料3）

部会長から、本年度から主免教育実習の事前事後指導が独立した1単位科目になっている旨の説明があった後、湯口委員から、資料3に基づき、本年度は事前指導で5回を各コースにおいて指導いただいているが、各小・中学校ではそれぞれ要望に違いがある。例えば、①小学校からは子どもの実態に応じられる授業構想を指導案に組み入れられる力、中学校からは、教科の深い専門的な知識を指導案に反映させる力等の違いがある。②小学校実習参加学生に関しては、他教科の指導案作成にあまり係わっていないため、実習において「書いたことがない。」といった返答をし、指導教員を困惑させている。そのため、他教科の情報を交流させる場を設ける必要があり、自分が専門としている教科を他教科に応用できることを理解させたい。等の理由により、平成25年度からは、小学校実習参加学生を対象に、最後の2回を実地教育分野教員で行いたい旨の説明があり、本案を一度各コースに持ち帰り、意見を1月31日（木）までに教務課に回答いただき、次回の本専門部会において、改めて、審議を行いたい旨の説明があった。引き続き、部会長から、成績の配分方法について、現在は、実地教育分野50点、各コース50点の合わせて100点で評価を行っているが、実地教育分野担当と、各コースで実施回数が変わってくるため、現状のままでよいか、併せて、検討いただきたい旨の説明があった。

（出典 第3回実地教育専門部会議事要旨（平成24年12月20日（木）開催）（抜粋））

資料8－1－③－9 実地指導講師の選考基準

（選考基準）

第2 教員養成実地指導講師の選考は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員、指導主事若しくは社会福祉施設等において児童等の指導に当たっている者又はそれらの職にあった者で、それらの職を合わせて原則として5年以上の経験があり、かつ、すぐれた指導力をもつ者を基準として行う。

（出典 教員養成実地指導講師の選考に関する申合せ 第2）

別添資料8－1－③－10 教育実践フィールド研究成果報告会開催案内

**4月17日（水）に教育実践フィールド研究成果報告会を開催します。**

2013年4月10日

平成24年度教育実践フィールド研究成果報告会を開催しますので、ぜひご参加ください。

1. 成果報告会の目的

- 各専攻・コースのチームの取組を、ポスターセッションにより公表し、互いに議論することを通じて、受講生の授業力・教育実践力と協働力の向上を図る。
- 成果報告会を通じて、大学院カリキュラムのコアである「教育実践フィールド研究」の成果を教育現場に還元する。

2. 成果報告会開催の日時

2013年4月17日（水）4限（14:40～16:10）

※学生がポスターについて解説します。

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/docs/2013041000012/>）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育に関わる取組全般について、経営協議会、教育・研究評価部会、徳島県教育委員会・鳴門教育大学教員人材育成連絡協議会及び「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート実施要領」に基づく調査を通して、学外関係者の意見を継続的に聴取し、その結果を基に教育の質の改善を図る体制が整備され、実施されている。

また、教員養成大学としての授業について、学外教育関係者の意見や課題を学部や大学院の授業内容に反映させる体制が教育課程に仕組まれている。

したがって、本学では、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上について適切な形で活かされているといえる。

**観点8－2－①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

**【観点に係る状況】**

本学は、学生の教育実践力を育成する学士課程や修士課程における教育の質の向上や授業改善を図るために、FD推進事業を毎年計画的に実施している。このFD推進事業はこれまでFD・SD委員会の下に置かれていたFD専門部会により企画・運営されていたが、同専門部会を平成24年度より学長直轄の「学部・大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」として再編することにより、全学体制でFD推進事業を推進する体制が整えられた（別添資料8－2－①－1）。また、専門職学位課程では、独自に教職大学院外部評価委員会及び教職大学院自己点検・評価委員会を設置し、より専門的な評価体制を構築している（別添資料8－2－①－2）。

本学のFD推進事業では、所定の期間（約2週間）に教員相互の授業参観を通して各教員の授業改善に取り組む意識を高めることを目的とする「公開授業週間」や、他教員の優れた授業実践（特別公開授業）を素材に教育実践力を培うためのよりよい授業の在り方を共有・検討するとともに、教員養成におけるFDの特性と意義に関する認識を深めることを目的とする「授業研究会・FDワークショップ」が行われている。これらのFD推進事業では、本学が抱える教育上の研究課題が具体的に設定され（例えば、平成23年度は「学生の自主性を育む授業とは」「学生の思考を促す授業とは」、平成24年度は「教科教育と教科専門との関係」「授業実践力と専門知識・資質との連関性」）、同課題を解決するためのよりよい授業内容・方法について検討を重ねてきている。また、平成23年度は他大学におけるFDの取組の成果や課題を学ぶべくFD講演会（学習成果と教学マネジメント）を開催し、その後のシンポジウム（学生の姿から考える授業改善）を通して、授業改善の今後の方向性について検討している。さらに、各教員がよりFD推進事業に参加しやすい環境を整えるために、平成22年度より特別公開授業をコース単位で実施しており、授業実践に関するより精緻で活発な議論が行われている（前掲資料8－1－②－1）。

このほか、本学教員の授業実践を公表する場として『鳴門教育大学授業実践研究』を毎年度発行し、専攻・コースを越えて教員間の教育実践が共有される機会となっている（前掲別添資料2－2－①－11）。

別添資料8－2－①－1 学部・大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会要項

別添資料8－2－①－2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程

**【分析結果とその根拠理由】**

本学では「学部・大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」が学長直轄の下に設置され、全学的な取組としてFD推進事業が計画的に運営・実施されている。また、FD推進事業の内容と方法を工夫・改善し、より多くの教員が参加し議論が活発になるように努めるとともに、大学授業実践に係る論文集を発行することにより教員の授業実践の共有化を進めてきた。

したがって、本学では、FDが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついているといえる。

観点 8－2－②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者については、大学の抱える多くの問題に対応するための多様な研修に参加するとともに、本学独自の課題について企画された研修会に参加するなど、その資質の向上のために活発な取組が行われている（別添資料8－2－②－1）。

教育補助者に対しては、授業担当教員が、あらかじめ業務内容や教育活動の支援方法についての指導・助言するなど、その資質の向上を図るための取組が行われている（資料8－2－②－2）。具体的には、実験を伴う授業科目では、授業開始前に予備実験を一緒に行い、実験方法や学生の指導方法についての指導を行っている。また、体育実技を伴う授業科目の TA については、運動部活動を長期に継続してきた者を採用するとともに、授業終了時に、教育活動の支援方法について随時アドバイスを行っている（別添資料8－2－②－3）。

別添資料8－2－②－1 平成24年度研修実績

資料8－2－②－2 TAへの指導助言

第1 授業担当教員は、TAの制度の目的に照らした円滑な運用を図るため、当該業務に関する適切なオリエンテーション、継続的かつ適切な指導助言及びTAの従事者との密接な連絡調整等を行うものとし、恣意的な雇用や単なる雑務処理に終始することのないよう留意する。

（出典 ティーチング・アシスタントの実施に関する取扱い 第1）

別添資料8－2－②－3 ティーチング・アシスタント実績報告書

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者については、多様な研修に参加するとともに、本学独自の課題について企画された研修会に参加するなど、活発な取組がなされている。教育補助者については、授業担当教員があらかじめ業務内容や教育活動の支援方法について指導・助言を行うとともに、授業終了時には教育活動の支援方法についての指導を随時行っている。

したがって、本学では、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修やその資質の向上を図るための取組が適切になされているといえる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・学生については「学修キャリアノート」における「授業省察記録」の記述や「教員としての資質・能力チェックリスト」に基づく学びの自己評価を通して、また、教員については「教育・学生生活支援」に係わる目標設定及び自己点検・評価の実施を通して、教育の質の改善・向上が組織的に図られている。
- ・授業の質の改善・向上については、学生及び大学院生による授業評価アンケートを毎学期実施し、アンケート結果を各教員にフィードバックするとともに、アンケートの結果から見出された課題を踏まえ、FD 推進事業における特別公開授業と事後の授業研究会及び FD ワークショップの統一テーマと研究課題に反映させ、教員間で討議し、その内容を「ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書」にまとめ公表している。
- ・教員養成大学としての授業内容について、学校現場や現場教員が抱える課題や意見等が学部・大学院の授業内容に反映される体制が本学の教育課程に仕組まれている。
- ・「学部・大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」が学長直轄の下に設置され、全学体制で FD を推進する組織が整えられ、教育の質の改善と教職員の職能開発に役立てている。

### 【改善を要する点】

- ・特になし

## 基準 9 財務基盤及び管理運営

### (1) 観点ごとの分析

観点 9－1－①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

#### 【観点に係る状況】

貸借対照表における、平成 25 年 3 月 31 日現在の資産は 15,259,812 千円（固定資産 13,994,444 千円、流動資産 1,265,367 千円）、負債は 2,846,343 千円（固定負債 1,810,409 千円、流動負債 1,035,933 千円）である。固定資産のうち、土地は 325,713 m<sup>2</sup>（大学 238,207 m<sup>2</sup>、附属学校 49,339 m<sup>2</sup>、学生宿舎及び職員宿舎 38,167 m<sup>2</sup>）、建物等（延面積）は 80,887 m<sup>2</sup>（大学 43,301 m<sup>2</sup>、附属学校 18,106 m<sup>2</sup>、学生宿舎及び職員宿舎 19,480 m<sup>2</sup>）であり、固定負債のうち長期未払金は 13,048 千円（コンピュータ等リース料残高）である。

図書館における蔵書数は 326,414 冊（和書 275,011 冊、洋書 51,403 冊）である（前掲資料 7－1－③－3）。

平成 20 年度から平成 24 年度の過去 5 年間における年度末の資産等の状況は貸借対照表（別添資料 9－1－①－1）のとおりであり、大きな変動はない。

#### 別添資料 9－1－①－1 貸借対照表

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の資産は、国立大学法人化に際し国から承継した資産を基本としており、大学設置基準等に定める基準以上の校地、校舎等を有し、資産合計は 15,259,812 千円であるため、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有している。また、負債については、固定負債においての返済を要しない資産見返負債や流動負債においての運営費交付金債務等であり、国立大学法人会計基準の特有な会計処理により計上されるもので、実質的な負債ではない。

したがって、本学では、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、また、債務が過大ではない。

観点 9－1－②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学の経常的収入は、決算報告書（別添資料 9－1－②－1）のとおり、主として運営費交付金のほか、学生納付金等の自己収入及び外部資金（産学連携等研究収入）で構成されており、平成 20 年度から平成 24 年度の収入実績は、過去 5 年間の平均では運営費交付金 3,574,600 千円、学生納付金等の自己収入 734,200 千円、外部資金 152,000 千円となっている。ただし、大学院課程では、入学定員を満たしていないため、予定した収入を下回っている。外部資金については、JICA がアフガニスタンで進める教育支援事業を民間企業との共同で受託するなどより一層の外部資金獲得に努めている。

## 別添資料9－1－②－1 決算報告書

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の経常的収入は、運営費交付金の減額はあるものの、外部資金の獲得等により、安定的かつ継続的に確保されている。

したがって、本学では、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているといえる。

**観点9－1－③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。**

## 【観点に係る状況】

平成22年度から平成27年度に係る予算、収支計画及び資金計画は、本学の中期計画（前掲別添資料1－1－①－6）の一部として、経営協議会（前掲別添資料8－1－③－1）、役員会（資料9－1－③－1）の議を経て学長が決定の上、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、年度に係る予算、収支計画及び資金計画は、年度計画の一部として経営協議会、役員会の議を経て学長が決定し、文部科学大臣に届出後、ウェブページに掲載している（資料9－1－③－2）。

## 資料9－1－③－1 役員会議決事項

## (議決事項)

第3条 役員会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 中期目標についての意見（本法人が国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項
- (2) 国立大学法人法の定めるところにより文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要な事項

（出典 国立大学法人鳴門教育大学役員会規則 第3条）

資料 9－1－③－2 収支計画及び資金計画

### 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

国立大学法人鳴門教育大学年度計画を公表しています。

- [平成25年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(275KBytes\)](#)
- [平成24年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(227KBytes\)](#)
- [平成23年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(236KBytes\)](#)
- [平成22年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(250KBytes\)](#)
- [平成21年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(235KBytes\)](#)
- [平成20年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(74.7KBytes\)](#)
- [平成19年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(266KBytes\)](#)
- [平成18年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(259KBytes\)](#)
- [平成17年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(275KBytes\)](#)
- [平成16年度国立大学法人鳴門教育大学年度計画.pdf\(317KBytes\)](#)

(出典 本学ウェブページ URL: <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/002003.html>)

#### 【分析結果とその根拠理由】

予算、収支計画及び資金計画については、中期計画の一部として、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定の上、文部科学大臣の認可を受けている。また、年度に係る予算、収支計画、資金計画も同様の手続きを経て学長が決定し、文部科学大臣に届出後、それらの内容をウェブページに掲載している。

したがって、本学では、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているといえる。

#### 観点 9－1－④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

#### 【観点に係る状況】

収入については、大学院における学生定員の充足のための取組に基づく授業料等の収入の確保及び JICA がアフガニスタンで進める教育支援事業の受託や外国人受託研修員の受入など、外部資金の確保に努めている。

また、支出については、定員管理計画に基づく人件費の削減や毎年度における対前年度比 1 % の管理経費の節減及び附属小学校給食調理業務、旅費業務等の外部委託など、業務コストの節減を図っている。このため、平成 20 年度から平成 24 年度の収支状況については、損益計算書（別添資料 9－1－④－1）のとおり、平成 20 年度は 40,411 千円、平成 21 年度は 133,727 千円、平成 22 年度は 227,602 千円、平成 23 年度は 6,019 千円、平成 24 年度は 21,509 千円と、いずれの年度においても当期総利益を計上しており、短期借入も行っていないため、過大な支出超過とはなっていない。

#### 別添資料 9－1－④－1 損益計算書

**【分析結果とその根拠理由】**

平成 20 年度から平成 24 年度において、毎年度、当期総利益を計上している。

したがって、本学では、収支の状況において、過大な支出超過となっていないといえる。

**観点 9－1－⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。**

**【観点に係る状況】**

本学では、学内予算編成方針及びコース等予算「大学分」配分方針（別添資料 9－1－⑤－1）に基づき、教育研究活動に必要な予算を「コース等予算」（別添資料 9－1－⑤－2）として配分しており、その額は、平成 20 年度 144,394 千円、平成 21 年度 142,950 千円、平成 22 年度 141,739 千円、平成 23 年度 140,350 千円、平成 24 年度 138,947 千円である。

コース等予算においては、教育研究等に関する業績評価に基づく「業績主義的傾斜配分経費」や公募型の「教育研究支援プロジェクト経費」などを設けており、教育研究等の活性化を図っている。またコース等予算とは別に学長裁量経費を設け、学長裁量経費活用方針に基づき、「プロジェクト経費」（公募型）、「教育・研究基盤設備充実費」（公募型）などに当該経費を活用し、教育研究活動の活性化及び施設・設備の充実を図っている（別添資料 9－1－⑤－3、4）。なお、学長裁量経費の額は、平成 20 年度 68,220 千円、平成 21 年度 67,243 千円、平成 22 年度 67,687 千円、平成 23 年度 66,681 千円、平成 24 年度 66,800 千円である。

別添資料 9－1－⑤－1 学内予算編成方針

別添資料 9－1－⑤－2 コース等予算「大学分」配分方針

別添資料 9－1－⑤－3 学長裁量経費編成方針

別添資料 9－1－⑤－4 学長裁量経費活用方針

**【分析結果とその根拠理由】**

教育研究活動に要する経費については、コース等予算、学長裁量経費によるプロジェクト経費、教育・研究基盤設備充実費などについて競争的な配分を行っている。

したがって、本学では、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされているといえる。

**観点 9－1－⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。**

**【観点に係る状況】**

本学の毎年度の財務諸表は、文部科学大臣の承認後、国立大学法人法の規定に基づき官報に公示し、かつ財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を一般の閲覧に供している。また、財務諸表等については、ウェブページに掲載し、公表している。

会計監査については、監事による監査、会計監査人による監査のほか、監査室の職員による監査を実施している。監事による監査については、監事監査規程、監事監査実施基準及び監事監査計画に基づき、定期監査及び臨時監査を実施している（別添資料9－1－⑥－1～4）。会計監査人による監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、毎事業年度の財務諸表、事業報告書（会計に係る部分のみ）、決算報告書について、独立監査人の監査報告書とのおり、監査を受けている（別添資料9－1－⑥－5）。また、監査室は学長直属にすることで、他課の指揮命令系統から外れ、不必要的干渉を排除することができ、独立性を担保している。監査室の職員による監査については、内部監査規程に基づき、毎事業年度実施し、内部監査結果報告書とのおり、学長に報告している（別添資料9－1－⑥－6）。

別添資料9－1－⑥－1 国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程

別添資料9－1－⑥－2 国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準

別添資料9－1－⑥－3 平成25年度監査計画

別添資料9－1－⑥－4 監事監査結果報告書

別添資料9－1－⑥－5 独立監査人の監査報告書

別添資料9－1－⑥－6 内部監査結果報告書

#### 【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等については、法令の規定に基づき官報に公示し、一般の閲覧に供するとともにウェブページに掲載している。また、財務に対する会計監査については、法令及び学内規定に基づき、監事、会計監査人、監査室職員により、それぞれ監査が実施されている。

したがって、本学では、法人の財務諸表等が適切に作成され、公表されているといえる。また、財務に係る監査等が適正に実施されているといえる。

**観点9－2－①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学は、役員として学長、理事（3人）及び監事（2人）を置いており、管理運営組織の構成については国立大学法人法に基づき役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議を設置している（資料9－2－①－1）。

事務組織については、中期計画を戦略的に推進するための法人組織と大学組織とに区分されている。法人経営を担う法人組織には、経営企画本部（企画総務課、人事課、財務課、施設課）を、大学組織には、教務課、学生課、入試課、社会連携課の4課を置いて必要な人員を配置している（資料9－2－①－2）。なお、本学では法人組織と大学組織の情報等の共有を図ることを目的に企画総務課に全学的な連絡調整機能を付し、事務組織間の情報の一元化を図っている（別添資料9－2－①－3、4）。

また、本学では、副学長制度を設けており（資料9-2-①-5）、7人の副学長は、「教育・研究」、「学生支援」、「社会連携」、「評価・外部資金」、「入試企画」、「国際交流」及び「予算・施設」を担当している。また、副学長は、学長が委員長をつとめる総務委員会（資料9-2-①-6）の委員であり、大学運営の諸課題等について種々検討を行っている。本委員会で決定した事項についてそれぞれの副学長が情報を共有しながら、大学運営を行い、事務組織は、副学長の指示のもと業務運営をしている（前掲資料3-3-①-2）。

危機管理体制については、「国立大学法人鳴門教育大学危機管理規則」において、危機管理体制の点検・評価、及び危機事象が発生した際の対処方等が定められている（別添資料9-2-①-7）。

研究活動あるいは、研究費の管理等については、まず、本学研究者の倫理観を定めた「鳴門教育大学研究者の行動規範」（別添資料9-2-①-8）を設け、研究者としての倫理観について自己啓発を促している。実際の研究活動の公正性の確保及び研究費の管理・運営については、「鳴門教育大学における研究活動の公正性の確保及び研究費の適正管理等に関する規程」（別添資料9-2-①-9）を設けており、本内容については、教職員の新任職員研修において、周知している。

安全面については、職員の労働災害を防止することを目的とした「国立大学法人鳴門教育大学職員安全衛生管理規程」（別添資料9-2-①-10）、本学における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安確保を目的とした「国立大学法人鳴門教育大学自家用電気工作物保安規程」（別添資料9-2-①-11）、また、遺伝子組換えの生物等の使用等に関する「国立大学法人鳴門教育大学遺伝子組換え生物等使用等規程」（別添資料9-2-①-12）を設け、職員等の安全保持又は実験等に関する安全保持に努めている。

臨床倫理等に関しては、「国立大学法人鳴門教育大学臨床研究倫理審査委員会規程」（別添資料9-2-①-13）を設け、人を対象とした臨床研究について、倫理的配慮を図っている。

法令遵守については、「国立大学法人鳴門教育大学コンプライアンス規程」（別添資料9-2-①-14）を設けるとともに、学内研修を実施し、本学職員に法令遵守の重要性を促している。

#### 資料9-2-①-1 運営組織

##### 第2節 運営組織

（役員）

第2条 本法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

（役員会）

第3条 本法人に、役員会を置く。

（経営協議会）

第4条 本法人に、経営協議会を置く。

（教育研究評議会）

第5条 本法人に、教育研究評議会を置く。

（学長選考会議）

第6条 本法人に、学長選考会議を置く。

（監査室）

第7条 本法人に、監査室を置く。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則 第2条～第7条）

## 資料9-2-①-2 大学事務組織人員配置表（平成25年5月1日現在）

経営企画本部(部長)	1							
企 画 総 務 課	課長	1	課長	1	課長	1	課長	1
	補佐（室長）	2	補佐（室長）	1	補佐（室長）	1	補佐（室長）	1
	リーダー	4	リーダー	2	リーダー	6	リーダー	5
	チーフ	7	チーフ	2	チーフ	5	チーフ	0
	スタッフ	9	スタッフ	3	スタッフ	2	スタッフ	3
	小計	23	小計	9	小計	15	小計	10
(再任用)	1	(再任用)	0	(再任用)	1	(再任用)	0	
パートタイム職員	14	パートタイム職員	2	パートタイム職員	4	パートタイム職員	3	

教務課	課長	1	課長	1	課長	1	課長	1
	補佐（室長）	1	補佐（室長）	0	補佐（室長）	0	補佐（室長）	2
	リーダー	6	リーダー	3	リーダー	3	リーダー	4
	チーフ	6	チーフ	2	チーフ	1	チーフ	2
	スタッフ	4	スタッフ	3	スタッフ	2	スタッフ	1
	小計	18	小計	9	小計	7	小計	10
(再任用)	0	(再任用)	0	(再任用)	0	(再任用)	1	
パートタイム職員	16	パートタイム職員	4	パートタイム職員	0	パートタイム職員	5	

監 查 室	室長	1
	室員	0
	小計	1
	(再任用)	1

(出典 人事課資料)

別添資料9-2-①-3 国立大学法人鳴門教育大学事務組織規程

## 別添資料9-2-①-4 企画戦略室機能強化

### 資料9-2-①-5 副学長の職務分掌

(職務)  
第2条 副学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第4項に規定する職

務を行う。

- 副学長は、次のとおり

  - (1) 教育・研究担当
  - (2) 学生支援担当
  - (3) 社会連携担当
  - (4) 評価・外部資金担当
  - (5) 入試企画担当
  - (6) 国際交流担当
  - (7) 予算・施設担当
  - (8) 特命担当

(出典 鳴門教育大学副学長規則 第2条)

## 資料9－2－①－6 総務委員会の委員構成

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 教育部長
- (5) 附属学校部長
- (6) その他学長が指名する者 若干人

(出典 国立大学法人鳴門教育大学総務委員会規程 第2条)

## 別添資料9－2－①－7 国立大学法人鳴門教育大学危機管理規則

## 別添資料9－2－①－8 鳴門教育大学研究者の行動規範

## 別添資料9－2－①－9 鳴門教育大学における研究活動の公正性の確保及び研究費の適正管理等に関する規程

## 別添資料9－2－①－10 国立大学法人鳴門教育大学職員安全衛生管理規程

## 別添資料9－2－①－11 国立大学法人鳴門教育大学自家用電気工作物保安規程

## 別添資料9－2－①－12 国立大学法人鳴門教育大学遺伝子組換え生物等使用規程

## 別添資料9－2－①－13 国立大学法人鳴門教育大学臨床研究倫理審査委員会規程

## 別添資料9－2－①－14 国立大学法人鳴門教育大学コンプライアンス規程

## 【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織としては、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「学長選考会議」を設置するとともに、学長のリーダーシップの下に大学と法人の一体的運営を推進するための体制及び学長を補佐する体制等を整備している。また、危機管理体制については危機管理規則に沿って、組織ごとに責任者と担当者を置き、適切に整備されている。

したがって、本学では、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているといえる。また、危機管理等に係る体制が整備されているといえる。

**観点 9－2－②：** 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成 24 年度から「教授会」の組織を教授のみであったものを准教授、講師、助教まで拡大した。そうしたことから、教員の意見を集約することができ、管理運営に役立てている（前掲資料 2－2－①－3）。また、「全学教職員説明会」を随時開催し、教職員の意見の集約を行っている（資料 9－2－②－1）。

学生を対象とした意見集約については、アンケート形式の「学生による授業評価」（前掲資料 3－2－②－5, 6）、「学生生活実態調査」（前掲資料 7－2－②－1）、「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」（前掲資料 8－1－②－3）、また、学長と直接話し合う機会を設けた「学長との懇談会」（前掲別添資料 7－2－⑤－1）を設けている。学生の意見については、関係部局と調整の上、管理運営に反映している。具体的な事例としては、売店の営業時間の延長、各施設（野球場等）の整備などがある（資料 9－2－②－2）。

また、学長は、広く学内の構成員の意見を積極的に取り上げるため、学生、教職員を対象に学長オフィスアワーを設定している（資料 9－2－②－3）。

外部関係者からの意見聴取については、教育課程に焦点を当てたものとして、学部生の教育実習の運営について協議する「鳴門教育大学・鳴門市教育実習連絡協議会」（別添資料 9－2－②－4）、教職大学院の教育課程等について評価・改善を行う「教職大学院外部評価委員会」、教職大学院の実習の指導方法について評価・改善を行う「教職大学院連携協力校運営チーム」（前掲別添資料 8－2－①－2）を設置し、広く学外からの意見を取り入れ運営に反映している。

資料 9－2－②－1 全学教職員説明会

**平成 24 年度全学教職員説明会**

内容等	
第1回 2012/5/23(水)	1 国家公務員の給与の改定及び臨時特例の対応方針について
第2回 2012/7/25(水)	1 本学を取り巻く状況について
第3回 2012/10/24(水)	1 パソコン等盗難による個人情報の漏えいについて
	2 教員養成機能強化のための香川大学との連携に関する協議について
第4回 2012/12/26(水)	1 国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等への対応方針について
	2 その他
第5回 2013/3/27(水)	1 学長選考等規則等の改正について
	2 遠隔教育プログラムの実施に対する本学の対応について
	3 人事院規則の改正について
	4 その他

(出典 企画総務課資料)

## 別添資料9-2-②-2 売店営業時間の延長

◆売店については、学生の皆さん的生活支援として、試行的に以下の期間において営業時間の延長を行います。皆さん、ぜひご利用ください!!

平成25年4月8日（月）～平成25年7月31日（水）

8:30～21:00（2時間半延長）

【この営業時間延長措置は、利用状況に応じて中止・継続する場合があります。】

(出典 平成25年度学生生活案内 P42)

## 資料9-2-②-3 学長オフィスアワー



■ 目的：多くの方々のご意見を傾聴し、進化する学長を目指します。  
どうぞお気軽にお申し込みください。

■ 対象：本学の学生及び教職員

■ 実施日：金曜日（毎週）12:15～12:45

■ 場所：学長室（本部棟2階）

■ 申込方法

(1) 予約制：実施日の3日前までに、メールにより申し込み願います。

E-mail : [soumu@naruto-u.ac.jp](mailto:soumu@naruto-u.ac.jp)

※ 公務等の都合により、実施日を変更する場合があります。

(2) 必要事項

① 氏名、② 学年又は所属、③ 連絡先メールアドレス

出典 (本学ウェブページ URL : [http://www.naruto-u.ac.jp/\\_files/00030472/officehour.pdf](http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00030472/officehour.pdf))

## 別添資料9-2-②-4 鳴門教育大学・鳴門市教育実習連絡協議会設置要項

【分析結果とその根拠理由】

教職員のニーズ調査については、教授会あるいは全学教職員説明会等の学内会議で、広く聴取している。学生については、アンケート調査及び直接学生に意見を聞くための懇談会等を実施し、学生からの大学に対する意見・要望について聴取を行っており、管理運営に反映している。また、広く学内の構成員の意見を積極的に取り上げるため、学生、教職員を対象に学長オフィスアワーを設定している。学外関係者については、「鳴門教育大学・鳴門市教育実習連絡協議会」、「教職大学院外部評価委員会」、「教職大学院連携協力校運営チーム」等を開催し、意見聴取を行っている。

したがって、本学では、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているといえる。

**観点 9－2－③：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。**

**【観点に係る状況】**

監事は、監事監査規程及び監事監査実施基準に従い、当該年度に係る監査計画を策定し、年度ごとに1回定期監査を実施するとともに、必要に応じて臨時監査も実施している（前掲別添資料9－1－⑥－1～3）。定期監査において、当該年度の業務実施状況、諸会議の実施状況及び監査計画に掲げる監査の重点事項について、書面及び実地による確認・調査を行い、学長に監査結果として報告している（前掲資料9－1－⑥－4）。また、会計監査については会計監査人の報告に基づき、財務諸表、予算・決算報告書の監査を行っている。ほかに、役員会、経営協議会及び教育研究評議会などの会議に出席し、この結果について意見を述べるとともに、業務等の実施状況の確認作業も行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

監事は、国立大学法人法、本学で定めた監査規程及び監事が定めた監査計画に従い、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については会計監査人の報告に基づき、財務諸表、予算・決算報告書の監査を行っている。さらに、必要に応じて役員会などの重要会議に出席し意見を述べるほか、業務及びその実施状況の調査・確認を行っている。

したがって、本学では、監事が適切な役割を果たしているといえる。

**観点 9－2－④：管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。**

**【観点に係る状況】**

役員や幹部職員について、国立大学協会が開催する課長級研修に出席しているほか、他の職員は中国四国地区における、労働安全衛生協議会、労務担当職員研修会など種々の研修会などにも積極的に参加し、業務運営の資質向上に努めている。また、高等教育機関の職員として一般的に求められている広汎な素養を習得することを目的とする SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）の研修にも参加している。学内では、タイムマネジメント研修、異文化コミュニケーション研修及び個人情報保護法研修会等を開催し、業務に関する意識改革や資質向上に努めている（前掲別添資料8－2－②－1）。

**【分析結果とその根拠理由】**

国立大学協会が開催する課長級研修への参加をはじめ、中国四国地区や四国地区で開催されている研修など、多数の研修会やセミナーに参加し、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組を組織的に実施している。

したがって、本学では、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているといえる。

観点9－3－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

法人化以前から、本学では、大学の総合的な活動状況や業務遂行状況を自己点検・評価することを目的として、毎年1回鳴門教育大学年次報告書を刊行してきた（資料9－3－①－1）。法人化以降も、自己点検・評価実施要領に基づき、以下に示した観点から実施し、「自己評価結果報告書」としてまとめている。（別添資料9－3－①－2）。

- (1) 年度計画に基づく事業の実施に関する自己点検・評価
- (2) コース等・教員に係る自ら設定した目標に対する当該年度の自己点検・評価
- (3) 大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻に関する自己点検・評価
- (4) 公的業務に対する理事及び監事による自己点検
- (5) 学長による教育研究活動の業績評価項目に基づく教員の業績相対評価
- (6) 外部者を含む教育・研究評価部会による教育及び研究の状況についての評価

資料9－3－①－1 自己評価結果報告書及び年次報告書

**鳴門教育大学自己評価結果報告書**

鳴門教育大学では、「[国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領](#)」に基づき、1事業年度について、組織としての活動状況を自己点検し、教員については設定した目標に対する自己点検・評価を行っており、その評価結果を公開しています。

なお、16年度及び17年度版については書籍として発行しており、その業務実績については[業務実績に関する報告書](#)をご参照ください。

- [自己評価結果報告書\(平成23年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成22年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成21年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成20年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成19年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成18年度版\)](#)

平成15年度以前の活動状況については、毎年1年間の本学の現状課題への取組み、大学改革への取組み、大学評価・学位授与機構による大学評価、各種会議・各種委員会の活動状況、教育研究活動、各運営組織等の状況について記述し、とりまとめた年次報告書を発行しており、その一部をホームページでも公開しています。

ご覧いただける項目は、以下のとおりです。

- 1 総論
- 2 各種会議
- 3 各種委員会
- 4 社会との連携

- [鳴門教育大学年次報告書\(平成13年度版\)](#)
- [鳴門教育大学年次報告書\(平成14年度版\)](#)
- [鳴門教育大学年次報告書\(平成15年度版\)](#)

（出典 本学ウェブページ URL：<http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/011003.html>）

別添資料9－3－①－2 国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領

### 【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価は、上記（1）～（6）の項目ごとに分析を含めて点検・評価を行っており、これらの評価結果等は、「自己評価結果報告書」としてまとめている。

したがって、本学では、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているといえる。

観点 9－3－②：大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

### 【観点に係る状況】

外部者による評価については、毎年度の国立大学法人評価委員会による「法人評価」のほか、平成 19 年度には大学評価・学位授与機構による「認証評価」を、また平成 23 年度には専門職学位課程（教職大学院）が教員養成評価機構による「認証評価」を受審している（資料 9－3－②－1）。

さらに、本学独自の取組として、平成 19 年度から学外者を交えた「教育評価部会」と「研究評価部会」により、教育活動内容及び自己点検・評価結果の反映状況と研究活動の内容及びその結果の反映状況等の検証を行ってきた。平成 24 年度からは効率的、統一的な見地から体制を一新し「教育・研究評価部会」を実施している（前掲別添資料 9－3－①－2）。

評価に関する情報公開については、ウェブページに法人情報として法人評価と認証評価の報告書と評価結果を公表している（資料 9－3－②－2、3）。

#### 資料 9－3－②－1 評価事項

（評価区分及び評価事項）

第 3 条 評価は、自己評価と外部評価とする。

2 自己評価は、本学が行う点検及び評価をいい、本学の業務並びに中期目標・中期計画及び年度計画に係る事項について行う。

3 外部評価は、法人評価委員会評価及び認証評価とし、認証評価に係る事項については、その都度決定する。

4 大学の認証評価機関の評価は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に定める認証評価にあっては、原則として 6 年間に 1 回、同条第 3 項に定める認証評価にあっては、原則として 5 年間に 1 回実施するものとする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学評価規則 第 3 条）

#### 資料 9－3－②－2 法人評価

##### 法人評価

- ・業務の実績に関する報告書
- ・業務の実績に関する評価結果
- ・業務実績の評価結果の概要
- ・国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況(概要)

（出典 本学ウェブページ URL: <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/009.html>）

## 資料 9－3－②－3 認証評価

**認証評価**

学校教育法<sup>回</sup>(昭和22年法律第26号)の規定により、国・公・私立大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に關し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)の実施する評価を受けることが義務付けられています。

また、専門職大学院(法科大学院等)を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に關し、5年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられています。

認証評価機関による本学の評価は次のとおりです。

**大学機関別認証評価**

受審年度	平成19年度
認証評価機関	<a href="#">独立行政法人大学評価・学位授与機構<sup>回</sup></a>
評価資料	<a href="#">自己評価書 pdf (8.25MBytes)</a>
評価結果	大学評価基準を満たしている。 (詳細については <a href="#">評価報告書 pdf (621KBytes)</a> を参照願います。)

**教職大学院認証評価**

受審年度	平成23年度
認証評価機関	<a href="#">一般財団法人教員養成評価機構<sup>回</sup></a>
評価資料	<a href="#">教職大学院認証評価自己評価書pdf(3.49MBytes)</a>
評価結果	教職大学院評価基準に適合している。 (詳細については <a href="#">認証評価結果.pdf(169KBytes)</a> を参照願います。)

(出典 本学ウェブページ URL:<http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/010.html>)

**【分析結果とその根拠理由】**

国立大学法人評価委員会による法人評価、大学評価・学位授与機構及び教員養成評価機構による認証評価を受審しているほか、平成19年度からは学外委員を交えた「教育評価部会」と「研究評価部会」により、そして、平成24年度からは教育評価と研究評価の機能を統合した「教育・研究評価部会」により、教育活動の内容及び自己点検・評価結果の反映状況等の検証を行っている。法人評価と認証評価の報告書と評価結果については、ウェブページで公開している。

したがって、本学では、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われているといえる。

**観点 9－3－③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。**

**【観点に係る状況】**

学内の自己点検・評価制度、外部者からの評価に係る教員養成等推進会議及び教育・研究評価部会における評価結果については、教育研究評議会等において報告し、ウェブページ等により広く学内に周知・公表している(前掲資料 9－3－①－1)。

大学の管理運営全体に係る改善点等については、経営協議会、教員養成等推進会議及び教育・研究評価部会からの指摘内容を学長及び理事で構成される学長室懇談会において検討し、担当理事が委員長を務め当該業務を所掌する各種委員会で検討することとしている（前掲別添資料8－1－③－2, 3）。経営協議会の学外委員からの意見を大学運営に活用した取組事例として、大学院の入学辞退者が多数であることの理由を、当事者からの調査により明らかにする必要があるとの指摘に対して、平成21年度と平成22年度の合格者を対象に、辞退理由及び他大学を選択した理由について調査を実施し、その結果を踏まえて、合格者に対しコース紹介のパンフレットを送付する等、合格発表後定期的に大学情報を発信することとした（別添資料9－3－③－1）。また、地域の特性を教育に活かす取組が必要ではないかとの指摘に対して、平成22年度から学長裁量経費（プロジェクト分）を活用して「遍路文化を活かした教師力育成」プロジェクトを立ち上げ、その活動を支援している（別添資料9－3－③－2）。

学内における自己点検・評価の結果については、各教員にフィードバックするとともに、教育研究活動費配分及び給与等に反映している（前掲別添資料9－3－①－2）。

別添資料9－3－③－1 合格通知書等の送付について

別添資料9－3－③－2 学長裁量経費「プロジェクト経費」実施報告書（「遍路文化を活かした教師力育成」）

#### 【分析結果とその根拠理由】

学内の自己点検・評価制度、外部者からの評価に係る教員養成等推進会議及び教育・研究評価部会における評価結果については、教育研究評議会等で報告するとともに、ウェブページ等により広く学内・学外に周知・公表している。経営協議会等の外部委員からの改善意見に対しては、学長をはじめとする執行部のリーダーシップにより、具体的な改善策を立ち上げ、適切な形で実施している。学内における自己点検・評価の結果については、各教員にフィードバックするとともに、研究費配分及び給与等に反映している。

したがって、本学では、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているといえる。

#### （2）優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

- ・学内の予算配分について、競争的な評価観点と仕組みを導入することにより、教育研究活動の活性化及び施設・設備の充実を図っている。コース等予算においては、教育研究等に関する業績評価に基づく「業績主義的傾斜配分経費」や公募型の「教育研究支援プロジェクト経費」などを設けている。また、コース等予算とは別に学長裁量経費を設け、学長裁量経費活用方針に基づき、「研究プロジェクト経費」、「教育研究基盤設備充実費」については公募制とし、学長等の審査を経て当該経費の配分を決定している。

##### 【改善を要する点】

- ・大学院における学生定員の充足がなされていないため、授業料等が収入不足となっているが、それは大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開することにおいて大きな支障とはなっていない。しかし、授業料等の収入改善のため、一層の努力が必要であることを自覚している。本学の取組としては、教員が各都道府県教育委員会や大学等へ出かけていき現職教員の派遣や学部卒業生の大学院受験を要請するとともに、全国規模の大学院説明会の開催などを実施しているところである。

## 基準10 教育情報等の公表

### (1) 観点ごとの分析

**観点 10-1-①：** 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

#### 【観点に係る状況】

社会一般に対しては、本学の趣旨・目的をウェブページに掲載するとともに（前掲資料1-1-①-1）、「鳴門教育大学概要」に記載し、全国の国立大学法人、徳島県教育委員会、鳴門市教育委員会をはじめ、大学や教育機関合わせて約490カ所に配布し、その周知に努めている（別添資料10-1-①-1）。

教職員及び学生に対しては、本学の趣旨・目的及び学部・大学院の目標を、ウェブページで公表するとともに、教職員には「大学概要」を、学生には入学時に「履修の手引」を配布することで、周知を図っている（前掲資料1-1-①-4、1-1-②-2）。また、入学生に対するオリエンテーション及び新任職員に対する新任職員研修において、本学の趣旨・目的について説明を行い、周知を図っている（前掲資料5-2-②-2、別添資料10-1-①-2）。

別添資料10-1-①-1 「平成24年度鳴門教育大学概要」配布先

別添資料10-1-①-2 新任職員研修日程表

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の趣旨・目的及び学部・大学院の目標は、ウェブページ、「大学概要」、「履修の手引」等に掲載することにより、広く学内外に公表し、周知を図っている。また、入学生に対するオリエンテーション及び新任職員に対する新任職員研修において、本学の趣旨・目的について説明を行っている。

したがって、本学では、大学の目的が適切に公表されるとともに、構成員に周知されているといえる。

**観点 10-1-②：** 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

#### 【観点に係る状況】

入学者受入方針については、入試案内に関するウェブページに掲載するとともに、学部及び大学院それぞれの学生募集要項に明記し、受験者、保護者、高等学校関係者及びその他の学校関係者等にも周知を図っている（資料10-1-②-1）。

また、学部、修士課程及び専門職学位課程それぞれの教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）について、ウェブページに掲載するとともに、入学時オリエンテーションにおいて、入学生に周知している（資料10-1-②-2）。

さらに、これら3つの方針を掲載した「鳴門教育大学見える化手帳」を平成24年度に作成し、学生及び教職員に配付することで本学構成員に周知している（資料10-1-②-3）。

資料10-1-②-1 入試案内

■ 学部入試案内

- [鳴門教育大学の求める学生像\(アドミッションポリシー\)](#)
- [入学者選抜方法の変更](#)
- [入学者選抜実施日程](#)
- [学部募集人員](#)
- [学部入学者選抜要項](#)
- [一般入試](#)
- [推薦入試](#)
- [学部入学資格個別審査](#)
- [学部学生募集要項](#)

■ 大学院入試案内

- [アドミッションポリシー\(大学院\)](#)
- [鳴門教育大学大学院の特色](#)
- [大学院入試日程](#)
- [専攻・コース別募集人員](#)
- [選抜試験の概要](#)
- [大学院入学資格個別審査](#)
- [大学院学生募集要項](#)
- [大学院ガイドブック](#)
- [大学院入学者選抜状況](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/admission/>)

資料10-1-②-2 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの公表

■ 本学が目指すもの

- [本学の理念](#)
- [創設の趣旨・目的](#)
- [鳴門教育大学の教育理念・目標](#)
- [鳴門教育大学の求める学生像\(アドミッション・ポリシー\)](#)
- [鳴門教育大学\(学士課程\)カリキュラム・ポリシー](#)
- [鳴門教育大学\(学士課程\)ディプロマ・ポリシー](#)
- [鳴門教育大学\(修士課程\)カリキュラム・ポリシー](#)
- [鳴門教育大学\(修士課程\)ディプロマ・ポリシー](#)
- [鳴門教育大学\(専門職学位課程\)カリキュラム・ポリシー](#)
- [鳴門教育大学\(専門職学位課程\)ディプロマ・ポリシー](#)
- [男女共同参画社会基本法に基づく取組](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/>)

資料 10－1－②－3 鳴門教育大学見える化手帳目次

## 目 次

### I 基本的な目標

### II 教学経営における方針

- (1) 鳴門教育大学の求める学生像（アドミッション・ポリシー）
- (2) 鳴門教育大学（学士課程）カリキュラム・ポリシー
- (3) 鳴門教育大学（学士課程）ディプロマ・ポリシー
- (4) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科アドミッション・ポリシー
- (5) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科(修士課程)カリキュラム・ポリシー
- (6) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科(専門職学位課程)カリキュラム・ポリシー
- (7) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科(修士課程)ディプロマ・ポリシー
- (8) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科(専門職学位課程)ディプロマ・ポリシー

(出典 鳴門教育大学見える化手帳 (抜粋))

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部、修士課程及び専門職学位課程とともに、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針について、ウェブページに掲載し、公表、周知を図っている。入学者受入方針については、学生募集要項にも明記され、受験生等にも周知されている。また、3つの方針を掲載した「鳴門教育大学見える化手帳」を配付することで、本学構成員にも周知を図っている。

したがって、本学では、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているといえる。

**観点 10－1－③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。**

#### 【観点に係る状況】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項について、閲覧者の利便性の観点から、情報を一元的に集約したウェブページを設け、公表している（資料 10－1－③－1）。教員の教育研究活動等については、教員情報データベースとして、担当授業科目や研究業績等を公表している（資料 10－1－③－2）。

また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条で公開を義務付けられている財務諸表等についても、財務に関する情報を一元的に集約したページを設け、公表している（資料 10－1－③－3）。

ほかに、学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価については、毎年度実施しており、その評価結果報告書をウェブページに掲載し、公表している（前掲資料 9－3－①－1）。なお、自己点検・評価に関連して実施しているアンケートについても、その集計結果及び分析結果をウェブページに掲載し、学外からも閲覧できるようにしている（前掲資料 8－1－②－3）。

資料 10-1-③-1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する教育研究活動等の状況についての情報

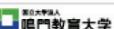
【1】大学の教育研究上の目的に関すること。(第1号関係)

- ・[本学が目指すもの](#)
- ・[本学の理念](#)
- ・[創設の趣旨・目的](#)
- ・[鳴門教育大学の教育理念・目標](#)
- ・[鳴門教育大学の求める学生像](#)
- ・[大学の目的\(学則第1条\)](#)
- ・[学部の目的\(学則第29条\)](#)
- ・[専修の目的\(学校教育学部履修規程第2条\)](#)
- ・[大学院の目的\(学則第57条\)](#)
- ・[専攻の目的\(大学院学校教育研究科履修規程第2条\)](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/09/005.html>)

資料 10-1-③-2 教員情報データベース

国立大学法人 鳴門教育大学  
**教員情報データベース**

English 

検索 サイトマップ

TOP

検索結果

国立大学法人 鳴門教育大学では、在職している教員情報をデータベースで公開しています。  
皆様が、このデータベースをご利用になって、より深く鳴門教育大学を理解していただければと思います。

教育組織で探す

大学院学校教育研究科

人間教育専攻

- [人間形成コース](#)
- [幼年発達支援コース](#)
- [現代教育課題総合コース](#)
- [臨床心理士養成コース](#)

センター

- [教職キャリア支援センター](#)
- [地域連携センター](#)
- [情報基盤センター](#)
- [予防教育科学センター](#)
- [小学校英語教育センター](#)
- [教員教育国際協力センター](#)

教員組織で探す

- [基礎・臨床系教育部](#)
- [人文・社会系教育部](#)
- [自然・生活系教育部](#)
- [芸術・健康系教育部](#)

氏名で探す

あ行 | か行 | さ行 | た行 | な行

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/edb/>)

資料 10-1-③-3 財務に関する情報

**財務に関する情報**

- [財務諸表](#)
- [決算報告書](#)
- [事業報告書](#)
- [財務レポート](#)
- [財務諸表の見方](#)

(出典 本学ウェブページ URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/004.html>)

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動等についての情報及び財務に関する情報について、閲覧者の利便性に考慮し、情報を一元的に集約してウェブページに掲載している。また、自己点検・評価については、毎年度実施しており、その評価結果報告書及び関連するアンケートの集計結果もウェブページに公表し、学外からも閲覧できるようにしている。

したがって、本学では、教育研究活動等についての情報が適切に公表されているといえる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）について、ウェブページに掲載するだけでなく、閲覧者の利便性に考慮し、情報を一元的に集約している。また、自己点検・評価については、毎年度実施しており、その評価結果報告書もウェブページで公表されている。

### 【改善を要する点】

- ・特になし